

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2024年4月1日
(第21期)	至	2025年3月31日

CYBERDYNE株式会社

茨城県つくば市学園南二丁目2番地1

(E30118)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	7
4. 関係会社の状況	12
5. 従業員の状況	14
第2 事業の状況	15
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	15
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	19
3. 事業等のリスク	22
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	30
5. 重要な契約等	40
6. 研究開発活動	41
第3 設備の状況	42
1. 設備投資等の概要	42
2. 主要な設備の状況	42
3. 設備の新設、除却等の計画	42
第4 提出会社の状況	43
1. 株式等の状況	43
(1) 株式の総数等	43
(2) 新株予約権等の状況	46
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	48
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	49
(5) 所有者別状況	49
(6) 大株主の状況	50
(7) 議決権の状況	52
2. 自己株式の取得等の状況	53
(1) 株主総会決議による取得の状況	53
(2) 取締役会決議による取得の状況	53
(3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容	53
(4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況	53
3. 配当政策	54
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	55
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	55
(2) 役員の状況	60
(3) 監査の状況	70
(4) 役員の報酬等	73
(5) 株式の保有状況	74
第5 経理の状況	75
1. 連結財務諸表等	76
(1) 連結財務諸表	76
(2) その他	126
2. 財務諸表等	127
(1) 財務諸表	127
(2) 主な資産及び負債の内容	141
(3) その他	141
第6 提出会社の株式事務の概要	142
第7 提出会社の参考情報	143
1. 提出会社の親会社等の情報	143
2. その他の参考情報	143
第二部 提出会社の保証会社等の情報	143

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月24日
【事業年度】	第21期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	CYBERDYNE株式会社
【英訳名】	CYBERDYNE, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山海 嘉之
【本店の所在の場所】	茨城県つくば市学園南二丁目2番地1
【電話番号】	029-869-9981
【事務連絡者氏名】	取締役COO 本田 信司
【最寄りの連絡場所】	茨城県つくば市学園南二丁目2番地1
【電話番号】	029-869-9981
【事務連絡者氏名】	取締役COO 本田 信司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上収益 (百万円)	1,875	2,150	3,289	4,354	4,384
営業利益 (△は損失) (百万円)	△700	△878	△1,145	△2,018	△926
税引前利益 (△は損失) (百万円)	408	△389	53	△1,141	△879
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (△は損失) (百万円)	△59	△498	△298	△1,476	△577
親会社の所有者に帰属する 当期包括利益 (百万円)	△479	△371	△131	△1,284	△490
親会社の所有者に帰属する 持分 (百万円)	43,776	43,413	42,101	40,752	39,575
総資産額 (百万円)	48,119	49,467	50,187	49,999	48,547
1株当たり 親会社所有者帰属持分 (円)	203.39	201.71	199.32	192.93	187.35
基本的1株当たり 当期利益 (△は損失) (円)	△0.27	△2.32	△1.39	△6.99	△2.73
希薄化後1株当たり 当期利益 (△は損失) (円)	△0.27	△2.32	△1.39	△6.99	△2.73
親会社所有者帰属持分比率 (%)	91.0	87.8	83.9	81.5	81.5
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△775	△564	△143	△850	△430
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,794	△1,788	2,173	△2,075	2,325
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	617	1,248	14	160	△216
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	6,704	5,677	7,801	5,155	6,824
従業員数 (名)	96	201	257	227	211
[外、平均臨時雇用者数]	[44]	[47]	[55]	[54]	[56]

(注) 1. 国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しています。

2. 株価収益率は、親会社の所有者に帰属する当期損失を計上しているため、記載していません。

3. 親会社所有者帰属持分当期利益率については、親会社の所有者に帰属する当期損失を計上しているため、記載していません。

4. 百万円未満を四捨五入して表示しています（以下も同様であります。）。

5. 第19期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第18期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (百万円)	1,663	1,564	1,715	1,835	2,088
経常損失 (△) (百万円)	△521	△602	△545	△269	△504
当期純損失 (△) (百万円)	△527	△607	△595	△1,431	△827
資本金 (百万円)	10	10	10	10	10
発行済株式総数 (株)	普通株式 137,445,809 B種類株式 77,700,000	普通株式 137,445,809 B種類株式 77,700,000	普通株式 137,445,809 B種類株式 77,700,000	普通株式 137,445,809 B種類株式 77,700,000	普通株式 137,445,809 B種類株式 77,700,000
純資産額 (百万円)	42,708	42,080	40,435	38,874	38,058
総資産額 (百万円)	43,295	42,663	41,531	39,717	39,094
1株当たり純資産額 (円)	198.43	195.51	191.42	184.03	180.17
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△2.45	△2.82	△2.77	△6.78	△3.91
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	98.6	98.6	97.3	97.8	97.3
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	81 〔39〕	84 〔40〕	82 〔37〕	83 〔36〕	83 〔38〕
株主総利回り (%)	105.6	60.2	46.9	35.2	28.9
(比較指標：東証グロース 市場250指数) (%)	(194.0)	(127.4)	(120.9)	(151.3)	(137.9)
最高株価 (円)	975	695	463	357	239
最低株価 (円)	360	307	276	196	155

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。
2. 株価収益率は1株当たり当期純損失を計上しているため、記載していません。
3. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載していません。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所（マザーズ）におけるものであります。

2【沿革】

当社代表取締役社長である山海嘉之は、1980年代後半に人・ロボット・情報系を融合複合させた新しい学術領域である「サイバニクス」（※1）を構想し、1991年頃から医療分野での活用を目指しHAL®の原理に関する基礎研究に着手し、研究開発を一貫して推進してきました。その結果、サイバニクスの研究成果として世界初の装着型サイボーグ「HAL®」（※2）が誕生しました。

HALをはじめとする新領域「サイバニクス」の研究成果を広く社会に還元することを目的として、2004年6月にCYBERDYNE株式会社（※3）が設立されました。

年月	概要
2004年6月	茨城県つくば市において、CYBERDYNE株式会社を設立
2005年11月	The 2005 World Technology Summit & Awards（2005年世界技術大賞）、IT Hardware部門において大賞を受賞（※4）
2007年6月	CYBERDYNE株式会社、代表取締役社長山海嘉之及び筑波大学知的財産統括本部の三者が、「身体機能を拡張するロボットスーツHAL®」の開発で経済産業大臣賞を受賞
2009年1月	HAL®福祉用の初期モデルの製造販売を開始
2009年7月	サイボーグ型ロボット技術の発明（特許4178186号）が、全国発明表彰（※5）21世紀発明賞を受賞
2012年12月	ISO13485（医療機器の品質マネジメントシステムの国際標準規格）を、世界初のロボット治療機器の設計開発・製造・販売業者として、認証取得（第三者認証機関：UL 認証番号：A18103）
2013年2月	HAL®福祉用が、世界で初めて生活支援ロボットの国際安全規格ISO/DIS13482の認証を取得（第三者認証機関：一般財団法人日本品質保証機構 認証番号：JQA-KC12624）
2013年4月	鈴鹿ロボケアセンター株式会社（現連結子会社）を三重県鈴鹿市に設立
2013年6月	HAL®医療用下肢タイプ（以下、「医療用HAL®」）が、世界初のロボット治療機器として、MDD（欧州医療機器指令）の適合性評価を受け、EU域内において医療機器として認証取得（第三者認証機関：TÜV Rheinland. 認証番号DD 60085735 0001）
2013年7月	CEマーキング（※6）が表示された医療用HAL®を医療機器としてEU域内へ出荷開始
2013年8月	湘南ロボケアセンター株式会社（現連結子会社）を神奈川県藤沢市に設立 ドイツにCyberdyne Care Robotics GmbH（現連結子会社）を設立し、医療用HAL®を利用した脳神経筋疾患の患者に対するサイバニクス治療（※7）の事業を開始 DGUV（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung：ドイツ法的損害保険）が、医療用HAL®によるサイバニクス治療に、公的労災保険の適用を認可
2013年9月	大分ロボケアセンター株式会社（現連結子会社）を大分県別府市に設立
2014年3月	東京証券取引所マザーズに上場
2014年9月	HAL®腰タイプ 作業支援用の製造販売を開始
2014年11月	HAL®腰タイプ 作業支援用及びHAL®腰タイプ 介護支援用が、作業者及び介護者向けの装着型ロボットとしては世界で初めて生活支援ロボットの国際安全規格ISO13482：2014の認証を取得（第三者認証機関：一般財団法人日本品質保証機構 認証番号：JQA-KC14001及びJQA-KC14002）
2015年2月	HAL®自立支援用単関節タイプの製造販売を開始 HAL®腰タイプ 作業支援用及びHAL®腰タイプ 介護支援用が、欧州機械指令に適合し、作業者及び介護者向けの装着型ロボットとして世界初のCEマーキングを表示
2015年3月	HAL®腰タイプ 介護支援用の製造販売を開始 AI搭載自動搬送ロボットの製造販売を開始
2015年11月	医療用HAL®について、厚生労働省より医療機器として製造販売承認を取得（対象疾患：神経・筋難病8疾患）
2016年1月	医療用HAL®による神経・筋難病疾患に対するサイバニクス治療について、中央社会保険医療協議会総会において世界で初めて公的医療保険適用が決定
2016年8月	米国にCYBERDYNE USA Inc.（現連結子会社）を設立
2016年9月	医療用HAL®による神経・筋難病疾患に対するサイバニクス治療について、ロボット治療として世界で初めての公的医療保険による診療が開始
2017年2月	第3回日本ベンチャー大賞（※8）において内閣総理大臣賞を受賞
2017年10月	HAL®腰タイプ 自立支援用の製造販売を開始

年月	概要
2017年12月	医療用HAL®について、米国食品医薬品局（FDA）より医療機器承認を取得（対象疾患：脊髄損傷）
2018年 3 月	米国へのサイバニクス治療の展開を開始 次世代型清掃ロボットCL02の製造販売を開始
2018年 7 月	サイバニクス・エクセレンス・ジャパン 1 号投資事業有限責任組合（CEJファンド）を設立
2018年11月	APAC（アジア太平洋）地域へのサイバニクス治療の展開を開始
2019年10月	HAL®医療用単関節タイプが、MD（欧州医療機器指令）の適合性評価を受け、EU域内において医療機器として認証取得（第三者認証機関：TÜV Rheinland. 認証番号DD 60141731 0001）
2019年12月	「サイバニクス産業」始動をテーマに、サイバニクスEXPOを東京国際フォーラムにて初めて開催
2020年 4 月	個人向け在宅サービス「自宅でNeuroHALFIT」の提供開始
2020年 4 月	次世代型多目的ロボット化生産拠点（福島事業所）が医療機器製造業登録
2020年 7 月	HAL®医療用単関節タイプが、日本における医療機器認証を取得
2020年10月	医療用HAL®について、米国食品医薬品局（FDA）より脳卒中と進行性神経・筋難病に対して医療機器承認を取得（適応拡大）
2021年12月	米国カリフォルニア州のRISE Healthcare Group, Inc. を連結子会社化
2022年 2 月	マレーシアにCYBERDYNE MALAYSIA SDN. BHD.（現連結子会社）を設立
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行
2022年10月	医療用HAL®について、厚生労働省より適応追加に係る医療機器承認を取得（対象疾患：HTLV-1関連脊髄症（HAM）および遺伝性痙性対麻痺）
2024年 5 月	医療用HAL®について、米国食品医薬品局（FDA）より小型モデルが医療機器承認を取得。また、HTLV-1関連脊髄症（HAM）、遺伝性痙性対麻痺、および脳性麻痺（対象年齢は12歳以上）に対して医療機器承認を取得（適応拡大）
2024年11月	小型ホルター心電計 医療用バイタルセンサ Cyvis® M100が、医療機器認証を取得
2024年12月	医療用HAL®について、小型モデルが欧州新医療機器規則Medical Device Regulation（MDR）に適合した医療機器認証を取得
2025年 1 月	医療用HAL®について、小型モデルが日本で医療機器承認を取得

事業展開に至る背景

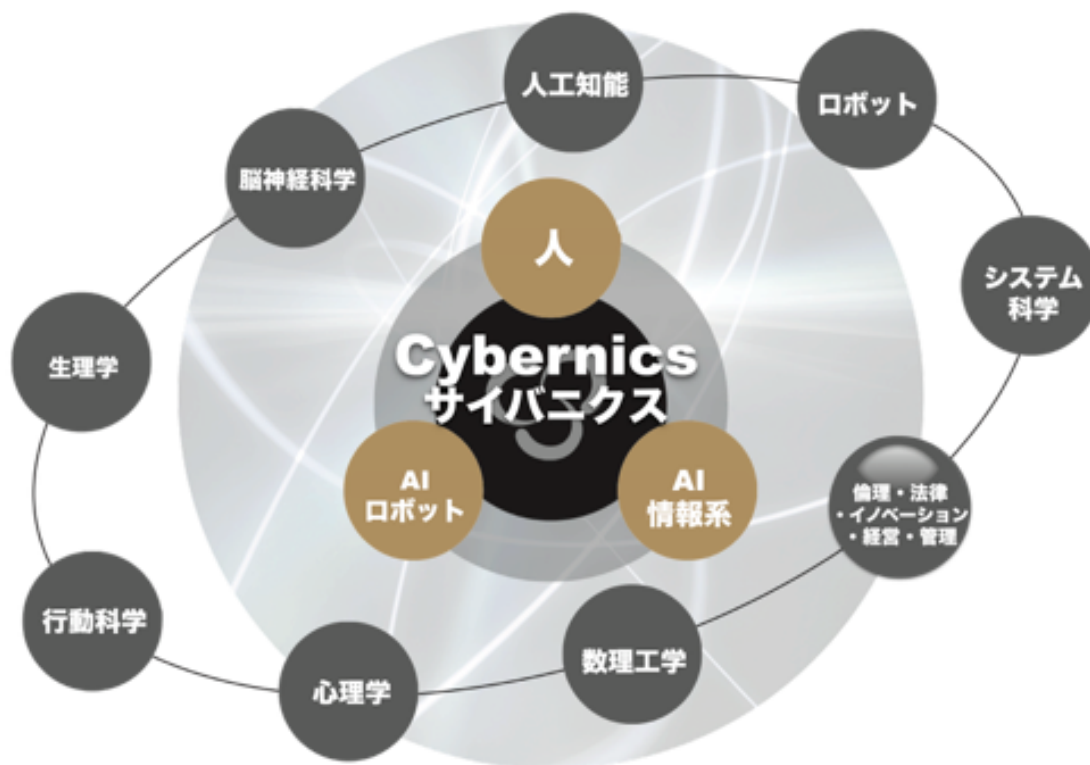
1970－80年代は、日本が産業用ロボットを国内外に展開し始めた時期ですが、現場の専門家の積極的なロボット導入への挑戦が原動力となり、ロボット技術は産業界を大きく変革する革新技術へと発展することとなりました。改良が続けられた「ロボット技術」と「現場での活用技術の開拓」によって、国産の産業用ロボットは1990年代半ばまで世界シェアの6割以上（一般社団法人日本ロボット工業会「世界の産業用ロボット稼働台数」より）を占めるまでに至りました。

現在、先進各国は高齢化に直面していますが、そこには新産業創出の機会として、産業用ロボットが成し遂げた製造現場における革命と同様のパラダイムシフトが、医療・福祉・生活・職場・生産の各分野でおこる可能性があります。当社グループは、このような背景のもと、「人」＋「サイバー・フィジカル空間」（HCPS: Human-Cyber-Physical Space）を融合する「サイバニクス技術」を駆使して、人とテクノロジーが共生し相互に支援し合う「テクノ・ピアサポート社会」の実現、ロボット産業・IT産業につづく新産業「サイバニクス産業」の創出による社会変革・産業変革を目指しています。

用語解説

※1. サイバニクス (Cybernetics)

サイバニクスとは、Cybernetics（人と機械の共通の情報処理理論、人工頭脳学）、Mechatronics（機械電子工学）、Informatics（情報学／IT）を中心に、脳・神経科学、行動科学、ロボット工学、IT、システム統合技術、生理学、心理学、哲学、倫理、法律、経営など、人・ロボット・情報系の融合複合分野を扱うことを目的として構築された新しい学術領域のことです。実問題は様々な課題が混在した複合課題であり、従来の縦割りの科学技術のみからのアプローチでの解決は極めて困難ですが、サイバニクスは人や社会の課題を総合的・複眼的に扱うことができるため、複合課題の解決に威力を発揮します。1987年から1989年にかけて、筑波大学の山海嘉之がサイバニクスの基本構想をまとめ、2007年には文部科学省を中心に最も強化する教育研究領域としても展開され、内閣府の最先端研究開発支援プログラム（FIRST）、革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）でも最先端の革新的科学技術領域の開拓として取り組まれています。



※2. HAL® (ハル)

人の身体機能を改善・補助・拡張・再生するために研究開発された世界初の装着型サイボーグです。HAL®は、Hybrid Assistive Limb の略です。Hybridは「混在」を意味し、人とロボットの混在、随意制御系と自律制御系の混在などの意味が重ねられています。Assistiveは「支援」を意味し、Limbは「腕、脚などの四肢」を意味します。HAL®は、このような語源として構成されましたが、HAL®の原理を活用する関連機器に対してもHAL®という呼び方が使われることもあります。HAL®の研究開発に関しては、1991年から基礎研究が始まり、HAL®の原理づくりの段階から、医療用途を目指して研究開発を推進してまいりました。基礎技術が確立できてきた後、医学的効果効能を有する医療機器化に向けて、基礎研究開発、試作・評価、安全技術開発・安全評価技術開発、臨床研究・臨床評価、国際連携、標準化、治験、保険適用に至る様々な取り組みが行われてきました。下肢タイプの医療用、自立支援用、腰タイプの介護・自立支援用、作業支援用、単関節タイプの医療用、自立支援用など、様々な種類のHAL®が展開されています。

※3. CYBERDYNE (サイバーダイン) 株式会社

新領域「Cybernetics (サイバニクス)」を駆使した革新技術と力を意味するDyne（ギリシア語に由来）を組み合わせ、サイバニクスにより生み出される力、という意味を込めてCYBERDYNEと命名しました。

※4. The World Technology Summit & Awards

タイム誌、フォーチュン、CNNによって2000年から開催されており、各分野において「長期にわたって最も優れた価値をもたらした」革新的な取り組みを行った個人や企業を称えるものです。

※5. 全国発明表彰

大正8年、日本の科学技術の向上と産業の発展に寄与することを目的に始まり、以来、日本を代表する幾多の研究者、科学者の功績を顕彰するものです。自動車やIT等の分野も含め全ての分野の中から著しく優秀と認められ、最高の特許との評価を受け常陸宮殿下から表彰を賜りました。

※6. CEマーキング

欧州連合（EU）地域に販売される指定の製品に貼付を義務づけられる基準適合マークのことです。CEマーキング表示のある製品は、EU域内の自由な販売・流通が保証されます。医療用HAL®は、MDD（欧州医療機器指令）の適合性評価を受け、EUにおいて医療機器としてCEマーキングを表示しています。

※7. サイバニクス治療（Cybernic Treatment）

サイバニクス治療は、サイバニクス技術を駆使して研究開発されたHAL®等により実現される「機能再生医療」であり、脳・神経・筋系の機能改善・機能再生を促進する革新的治療技術です*。HAL®は人の脳神経系からの運動意思情報で動作し、筋紡錘などの感覚神経を賦活化させることで脳神経系と筋骨格系の間での神経情報伝達ループを構成し、インタラクティブなバイオフィードバックを成立させます。これにより、機能障害を有し運動に必要な筋力の発揮が難しい患者であっても、脳・神経・筋系に過剰な負担をかけることなく脳からの運動意思と同期した実際の運動を何度も繰り返し実現させることができるため、機能改善・機能再生の促進が可能となります。患者の神経情報や運動情報等に関するHAL®の各種パラメータの調整機能によって、医師は患者の脳神経系と筋骨格系の神経情報伝達ループを適切に回すことができるよう治療的に介入することができるようになります。

HAL®による治療は、日本において薬事承認され診療報酬上の新しい治療技術として保険収載されています。

*サイバニクス治療は、医療用HAL®に限らずサイバニクス技術を駆使した様々な形態のメディカルサイバニクスシステム（サイバニックインタフェース／サイバニックデバイス等）によっても実施可能です。

※8. 日本ベンチャー大賞

経済産業省などが主催する、若者などのロールモデルとなるような、インパクトのある新事業を創出した起業家やベンチャー企業を表彰し称える制度です。当社が受賞した「内閣総理大臣賞」は、事業の新規性や革新性、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった事業のビジョンなどに関し、最も評価の高いベンチャー企業に対して付与されるものです。

3【事業の内容】

日本は、世界に例を見ない速度と規模で進行する超少子高齢社会のただ中にあり、高齢化の進展に伴って生産年齢人口の減少が急速に進行し、社会・経済の持続性そのものが問われる時代に入っています。平均寿命の延伸は一方で、生活習慣病や老化に伴う疾患の増加、寝たきり高齢者・要介護者の増加を招き、介護負担の増大や医療・介護財政への圧迫を深刻化させています。これらは高齢化の進展とともに将来的に多くの国々が直面する人類共通の問題でもあります。

人類は、身体そのものの進化ではなく、テクノロジーを手にすることで、自らの環境を変革し、未来を切り拓いてきました。産業革命から情報革命を経て、物理的・情動的な移動の距離と速度は飛躍的な進化を遂げており、人間の脳や身体はテクノロジーによって拡張されつつあります。人類の未来は常にテクノロジーと共にあり、その進化の方向性が社会のあり方そのものを左右すると言っても過言ではありません。

当社は、こうした認識のもと、社会が直面する複雑かつ構造的な課題を解決するため、「人」と「サイバー・フィジカル空間」を融合する「サイバニクス（人・AIロボット・AI情報系の融合複合）技術」を駆使し、人とテクノロジーが共生し、相互に支援し合う未来社会「テクノピアサポート社会」の構築を目指しています。「テクノピアサポート社会」とは、すべての人が年齢や障がいの有無を超えて自立度・自由度を高め、生活や心身の諸課題を解決しながら、安心して暮らせるWell-being社会です。当社は、「テクノピアサポート社会」の実現と、その過程で必要な社会課題の解決そのものを産業化する新たな産業 - ロボット産業・IT産業に続く「サイバニクス産業」の創出を推進しています。

(1) 当社の主な事業内容

当社グループは現在、『人』+『サイバー・フィジカル空間』の融合空間でのサイバニクス医療健康・ライフイノベーションを軸として、「患者・高齢者等の自立度向上」「予防・早期発見・医療健康ケア」「見守り・生活支援による自由度向上」「作業支援・AI自動化で効率化」の分野で、主に下記の事業を展開しています。

- ① サイバニクス技術を活用した製品の研究開発、製造、販売に関する事業
- ② サイバニクス技術を活用した治療・トレーニング等のサービスの提供に関する事業
- ③ サイバニクス産業創出のためのスタートアップ支援・イノベーション創出に関する事業（C-Startup）



(2) 中核技術としてのHAL®の動作原理と制御方法

HAL®は、人が装着して利用します。HAL®の技術は様々な分野で利用でき、当社グループの事業の中核となるものです。HAL®は、装着者の脳神経系からの動作意思を反映した微弱な生体電気信号(Bio-Electrical Signal:BES)で機能する「サイバニクス随意制御系」、姿勢や重心バランス等の装着者の動作情報を人工知能処理し機能する「サイバニクス自律制御系」、装着者の人間特性に適切調整される「サイバニクスインピーダンス制御系」、及びこれらを組み合わせた「サイバニクスハイブリッド制御系」などで構成される革新的サイバニクスシステムです。

人が体を動かそうとする際、その運動意思は微弱なイオン電流の神経系指令信号として、脳、脊髄、運動神経、筋肉へと伝達され、最終的に筋骨格系が動くことになります。その際、微弱な生体電位信号が皮膚表面にも到達してくるので、これを検出できれば運動意思を捉えたことになります。HAL®はこの微弱な生体電位信号を装着者の皮膚表面に貼付けられたセンサーで検出し、これを活用して機能します。これにより、装着者が身体を動かそうとすると、その運動意思に従ってHAL®が駆動します。HAL®は身体に密着しているため、装着者の意思によって駆動すると同時に、脚などの装着部位を動かすことになり、筋紡錘（※1）からの求心性ニューロン（※2）の信号が感覚神経、脊髄を経て脳に戻る（フィードバックされる）ことになります。更に、このような体内の感覚神経系情報に加え視聴覚情報も脳にフィードバックされることになります。このようにして、「脳→脊髄→運動神経→筋肉→HAL®」、そして、「HAL®→筋紡錘→感覚神経→脊髄→脳」という脳と身体とHAL®との間でインタラクティブなバイオフィードバックが構成されることになります。

これが基本的な「サイバニック随意制御」であり、機能的に人間とロボットとを一体化させることに成功した新しい制御手法の動作原理の一つです。また、重度の運動機能障害を有する場合、特に、生体電位信号がまだ検出できないような状態では、「サイバニック随意制御」が機能しないため、人間の基本運動パターンや動作メカニズムの解析結果を元に予め準備されたプログラムによってロボットのように動作する「サイバニック自律制御」が機能します。また、HAL®の質量・慣性モーメント・粘性摩擦等の機械インピーダンスを補償し、装着感に関する物理パラメータを任意に調整することができるサイバニックインピーダンス制御も組み込まれています。目的に応じて、これらの制御を自在に組み合わせたサイバニックハイブリッド制御を構成できることがHAL®の大きな特徴です。

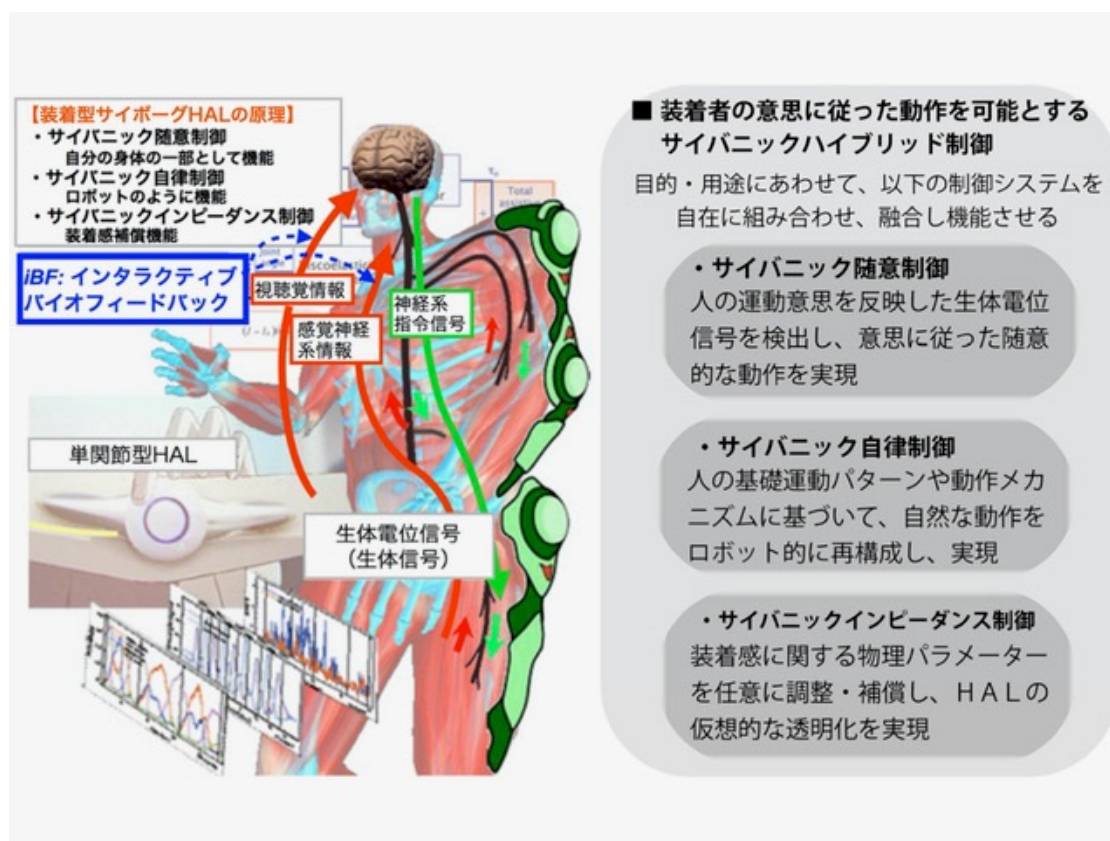


図1 HAL®の動作原理

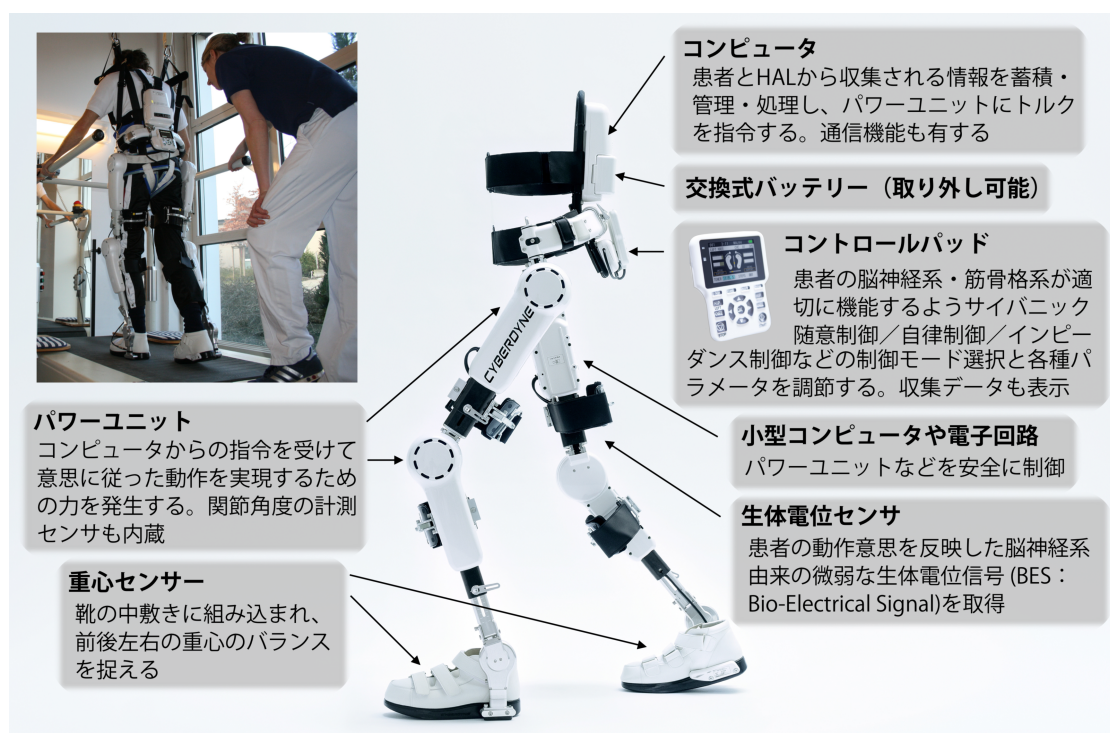


図2 HAL®の制御方法

※1. 筋紡錘

筋肉の内部の紡錘型の筋繊維にらせん状に巻き付いている感覚受容器です。筋肉の長さや張力に応じて神経伝達物質が生じるため関節の角度や身体の姿勢や筋肉が発揮している力などの身体内部の感覚を起こします。

※2. 求心性ニューロン

末梢の感覚受容器からの刺激を脊髄や脳など中枢に伝達する知覚神経のニューロンです。

HAL®に関する主な学術論文は、下記のとおりです。

（脊髄損傷）

- “Actively Controlled Exoskeletons Show Improved Function and Neuroplasticity Compared to Passive Control: A Systematic Review” Global Spine Journal (2025)
- “Feasibility, safety, and functional outcomes using the neurological controlled Hybrid Assistive Limb exoskeleton (HAL®) following acute incomplete and complete spinal cord injury - Results of 50 patients” The Journal of Spinal Cord Medicine (2023)
- “Feasibility, safety, and functional outcomes using the neurological controlled Hybrid Assistive Limb exoskeleton (HAL®) following acute incomplete and complete spinal cord injury - Results of 50 patients” The Journal of Spinal Cord Medicine (2023)
- “Gait ability required to achieve therapeutic effect in gait and balance function with the voluntary driven exoskeleton in patients with chronic spinal cord injury: a clinical study The International Spinal Cord Society (2019)
- “Functional Outcome of Neurologic—Controlled HAL—Exoskeletal Neurorehabilitation in Chronic Spinal Cord Injury: A Pilot With One Year Treatment and Variable Treatment Frequency” Global Spine Journal (2017)
- “Against the odds: what to expect in rehabilitation of chronic spinal cord injury with a neurologically controlled Hybrid Assistive Limb exoskeleton. A subgroup analysis of 55 patients according to age and lesion level” Neurosurgical Focus (2017)
- “The Effectiveness and Safety of Exoskeletons as Assistive and Rehabilitation Devices in the Treatment of Neurologic Gait Disorders in Patients with Spinal Cord Injury: A Systematic Review” Global Spine Journal (2016)
- “Voluntary driven exoskeleton as a new tool for rehabilitation in chronic spinal cord injury : A pilot study” The Spine Journal (2014)
- “Locomotion training using voluntary driven exoskeleton (HAL) in acute incomplete SCI” Neurology (2014)

(脳卒中)

- “Combined therapy using botulinum toxin A and single-joint hybrid assistive limb for upper-limb disability due to spastic hemiplegia”, Journal of the Neurological Sciences (2017)
- “Gait training with Hybrid Assistive Limb enhances the gait functions in subacute stroke patients: A pilot study”, NeuroRehabilitation (2017)
- “Gait training of subacute stroke patients using a hybrid assistive limb: a pilot study” NeuroRehabilitation (2017)
- “Tailor-made rehabilitation approach using multiple types of hybrid assistive limb robots for acute stroke patients: A pilot study”, Assistive Technology (2016)
- “Feasibility and efficacy of high-speed gait training with a voluntary driven exoskeleton robot for gait and balance dysfunction in patients with chronic stroke: nonrandomized pilot study with concurrent control”, International Journal of Rehabilitation Research (2015)
- “Gait training early after stroke with a new exoskeleton — the hybrid assistive limb: a study of safety and feasibility” Journal of Neuro Engineering and Rehabilitation (2014)
- “Pilot study of locomotion improvement using hybrid assistive limb in chronic stroke patients” BMC Neurology (2013)

(神経・筋難病)

- “Enhancing the effects of nusinersen with cybernic treatment using Hybrid Assistive Limb (HAL) in spinal muscular atrophy: a real-world case series and exploratory cohort analysis”, Orphanet Journal of Rare Diseases (2025)
- “A preliminary study on the effects of long-term robot suit exercise training on gait function and quality of life in patients with spinal and bulbar muscular atrophy”, Journal of Clinical Neuroscience (2024)
- “Effects of Long-term Hybrid Assistive Limb Use on Gait in Patients with Amyotrophic Lateral Sclerosis” Internal Medicine (2022)
- “Robot-assisted training using hybrid assistive limb ameliorates gait ability in patients with amyotrophic lateral sclerosis”, Journal of Clinical Neuroscience (2022)
- “Cybernic treatment with wearable cyborg Hybrid Assistive Limb (HAL) improves ambulatory function in patients with slowly progressive rare neuromuscular diseases: a multicentre, randomised, controlled crossover trial for efficacy and safety (NCY-3001)”, Orphanet Journal of Rare Diseases (2021)

(その他)

- “Therapeutic effect of knee extension exercise with single-joint hybrid assistive limb following total knee arthroplasty: a prospective, randomized controlled trial”, Scientific Reports (2024)
- “Benefits of a Wearable Cyborg HAL (Hybrid Assistive Limb) in Patients with Childhood-Onset Motor Disabilities: A 1-Year Follow-Up Study”, Pediatric Reports (2023)
- “Biofeedback Core Exercise Using Hybrid Assistive Limb for Physical Frailty Patients With or Without Parkinson’s Disease”, Frontiers in Neurology (2020)
- “Feasibility of rehabilitation using the single-joint hybrid assistive limb to facilitate early recovery following total knee arthroplasty: A pilot study”, Assistive Technology (2017)
- “Feasibility of rehabilitation training with a newly developed wearable robot for patients with limited mobility” Archives of Physical Medicine and Rehabilitation (2013)

(3) 当社グループ製品及びサービスの内容

《医療：サイバニクス治療》

世界初の装着型サイボーグHAL®を医療機器として展開しています。また、HAL®を利用した脳・神経・筋系の機能改善・機能再生を促進するサイバニクス治療サービスをドイツ及び米国で展開しています。

《介護・自立支援》

主に高齢者の自立度の改善や重度化防止及び加齢により身体機能が低下するフレイル予防や自立維持に向けて、歩行運動に対応した「下肢タイプ」、肘・膝・足首の関節運動に対応した「単関節タイプ」、体幹運動に対応した「腰タイプ」など様々な種類のHAL®自立支援用を展開しています。

また、HAL®を使用した脳・神経・筋系の機能改善を促すプログラム「Neuro HALFIT®」を提供する施設型サービス（ロボケア事業）、個人のお客様にHAL®をレンタルし、自宅で「Neuro HALFIT®」に取り組んでいただく在宅型プログラム「自宅でNeuro HALFIT®」を展開しています。

《作業支援》

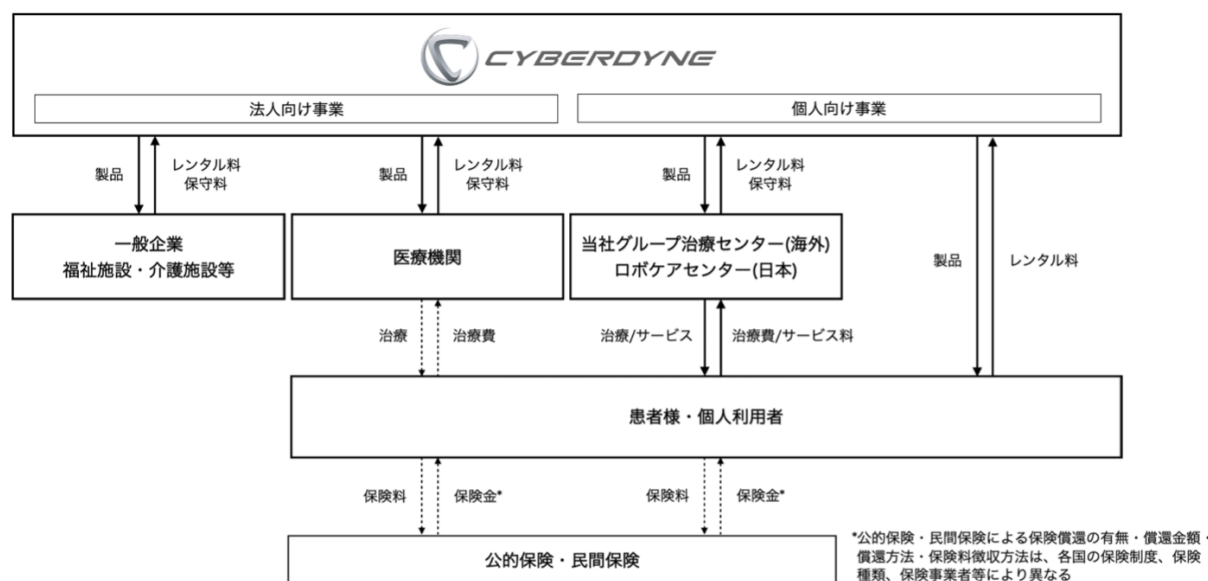
腰部にかかる負荷低減による腰痛リスク防止を目的としたHAL®作業支援用（腰タイプ）や、AIを搭載した搬送ロボット及び高速自律走行を実現した除菌・清掃ロボット「CL02」を展開しています。

《予防・早期発見》

造影剤不要・非侵襲で末梢の血管や血液の高解像度3Dイメージングをリアルタイムに実現するLED光源方式の光音響イメージング装置「Acoustic X」を研究機器として展開しています（並行して医療機器化を推進中）。

(4) 当社グループの事業系統図

以上に述べた事項を、以下の事業系統図に示します。なお、当社グループのセグメントはロボット関連事業のみの単一セグメントです。



4【関係会社の状況】

2025年3月31日現在

名称	所在	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有 (又は 被所有) 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (海外)					
Cyberdyne Care Robotics GmbH	ドイツNRW州 ボーフム市	25,000 EUR	HAL®を利用した 機能改善治療サービ ス、HAL®の外販	100.0	HAL®の賃貸借、 資金の貸付、 役員の兼任 有
CYBERDYNE USA INC.	アメリカ 合衆国 カリフォルニ ア州	17,600,000 USD	米国における当社事業 の統括・推進	100.0	HAL®の賃貸借、 役員の兼任 有
RISE Healthcare Group, Inc (注) 2	アメリカ 合衆国 カリフォルニ ア州	990,748 USD	医療機関（外来理学療 法クリニック）の統 括・管理	100.0 (100.0)	資金の貸付 役員の兼任 有
CYBERDYNE MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア クアラルンプ ール	1,000,000 MYR	アジア太平洋地域にお ける当社事業の推進	100.0	役員の兼任 有
(国内)					
鈴鹿ロボケアセンター 株式会社	三重県 鈴鹿市	3百万円	HAL®を活用した トレーニング事業	100.0	HAL®の賃貸借、 資金の貸付、 役員の兼任 有
湘南ロボケアセンター 株式会社	神奈川県 藤沢市	7百万円	HAL®を活用した トレーニング事業	100.0	HAL®の賃貸借、 資金の貸付、 役員の兼任 有
大分ロボケアセンター 株式会社	大分県 別府市	3百万円	HAL®を利用した トレーニング事業	100.0	HAL®の賃貸借、 資金の貸付、 役員の兼任 有
株式会社C 2	東京都 文京区	10百万円	スマートフォン向けヘ ルスケアアプリ「熟睡 アラーム」の開発運営	100.0	役員の兼任 有 資金の貸付
CEJキャピタル株式会社	茨城県 つくば市	50百万円	サイバニクス・エクセ レンス・ジャパン1号 投資事業有限責任組合 の管理・運営	60.0	役員の兼任 有
サイバニクス・エクセ レンス・ジャパン1号投資 事業有限責任組合 (注) 2	東京都 渋谷区	8,910百万円	サイバニクス産業の創 出を目的とした投資フ ォンド関連事業	60.0 (60.0)	役員の兼任 有
その他3社					

名称	所在	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有 (又は 被所有) 割合 (%)	関係内容
(持分法適用会社) CYBERDYNE Omni Networks 株式会社	茨城県 つくば市	160百万円	サイバニクス分野における IoH/IoT に関する通信事業、通信デバイス提供、及びこれに関連するサービス事業	49.0	役員の兼任 有
株式会社志成データム	東京都 町田市	150百万円	医療用電子血圧計等の設計・開発・製造	32.0	役員の兼任 無

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループの事業は単一事業であるため、グループ全体での従業員数を記載しています。

2025年3月31日現在

従業員数（名）	211 [56]
---------	----------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び出向社員の人数です。
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（契約社員及びパート）の年間の平均人員です。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
83 [38]	45.3	8.4	6,745

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び出向社員の人数です。
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（契約社員及びパート）の年間の平均人員です。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。
 4. 当社は単一事業分野において事業を行っているため、従業員数は全社共通としています。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円滑な関係にあり特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、山海嘉之が創出したサイバニクス技術を駆使して、社会が直面する様々な課題を解決するため、革新技術(イノベーション技術)の創出と基礎的研究開発から社会実装までを一貫した事業スキームとして事業展開します。即ち、革新技術の創生と新産業(サイバニクス産業)創出による市場開拓、これらの挑戦を通じた人材育成の3本柱を上向きにスパイラルを描くように同時展開する未来開拓型企業を目指しています。



(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、研究開発型企業として革新的製品の研究開発や臨床・実証研究及び各種認証取得を推進し、その製品の上市やサービス展開によって収益を確保することにより、持続的な成長を図ってまいります。

当社グループでは、経営上の重要な非財務指標として、HAL®等の稼働台数を活用しています。

当社グループの主たる収益源は、HAL®等のレンタル・保守に係る売上であり、レンタル・保守契約に係る売上は、レンタル期間にわたり収益が計上され、翌会計年度以降にわたる継続的な収益計上が見込まれるため、当社グループは、現在の業績や将来の見通しを把握することを目的として、HAL®等の稼働台数を取締役会へ報告しています。

最近5年間のHAL®等の稼働台数の推移は、本書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (6) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 ④ 経営上の重要な非財務指標」に記載のとおりです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社が掲げる「テクノピアサポート社会」の実現と「サイバニクス産業」の創出の推進において、対処すべき課題は、次のように考えています。

① 革新技術・新産業創出のための研究・製品開発

「テクノピアサポート社会」の実現と「サイバニクス産業」の創出のためには、超少子高齢社会など、社会が直面する構造的課題の解決に資する革新技術の継続的な研究開発と、その社会実装の加速が不可欠です。

当社は、「人」と「サイバー・フィジカル空間」を融合するHCPS（Human-Cyber-Physical Space）融合、IoH/IoT（Internet of Humans/Things）、AIロボット、AI情報系等の最先端のサイバニクス技術の研究開発を推進しています。これらの技術は、人の内的情報（脳神経情報・生理情報など）に加えて、外的情報（行動情報・生活情報など）や環境情報を一元的に統合・解析する独自性の高いアプローチに基づいています。

当社は、内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期」における「超高齢社会における世代を超えた人々が直面する社会課題の解決に向けたHCPS融合人協調ロボティクスの社会実装技術開発」への参画をはじめとして、国内外の大学・研究機関、医療機関、行政機関、民間企業や、C-Startupを通じたスタートアップ企業との連携を強化し、装着型サイボーグHAL®にとどまらず、社会課題の解決に資する多様な製品・システムの開発と社会実装を継続的に推進してまいります。

② サイバニクス治療の臨床試験の推進

世界初の装着型サイボーグHAL®を利用した脳・神経・筋系の機能改善・機能再生を促進するサイバニクス治療のグローバルな標準治療化を実現するためには、本治療の有効性と安全性を国内外で証明し、対象疾患の拡大・保険適用を進める必要があります。

日本においては、2015年11月にHAL®医療用下肢タイプが8つの神経・筋難病に対して新医療機器として承認された後、5年間の市販後調査により実臨床下における極めて高い有効性と安全性が確認された結果、2022年4月（令和4年度）診療報酬改定で増点を実現しました。さらに、HTLV-1関連脊髄症（HAM）等に関する医師主導治験を経て、2022年10月に適応拡大の承認を取得しています。また、脳卒中を対象とした新たな治験（HIT2016試験に基づく追加試験）の準備を進めており、最新の患者像や臨床ニーズに即した適応拡大を目指しています。

海外においても、ドイツの公的医療保険当局であるG-BA（ドイツ連邦共同委員会）が脊髄損傷に対する公的医療保険適用を前提とした臨床試験の実施を決定しており、現在、治験施設の選定等が進行中です。

さらに、HAL®腰タイプについても、パーキンソン病患者に対するパイロットスタディで良好な結果が得られたことを踏まえ、医療機器承認に向けた治験準備を進めてまいります。

臨床開発パイプライン

2025年3月31日現在



③ サイバニクス技術の世界展開・国際連携強化

サイバニクス治療をはじめとするサイバニクス技術の世界的な普及に向けては、各国における医療機器承認の取得および適応疾患の拡大が、引き続き重要な課題です。

欧米においては、医療用HAL®下肢タイプの適応拡大が順調に進んでおり、米国では脊髄損傷に加えて、2020年に脳卒中や神経・筋難病への適応拡大承認を取得。2024年には脳性麻痺、HTLV-1関連脊髄症（HAM）、遺伝性痙攣性対麻痺への適応が新たに承認されました。また、HAL®下肢タイプの小型モデルについても世界で初めて米国での医療機器承認を取得し、同年12月には欧州の新MDR規制に基づく医療機器認証も獲得しています。さらに、東南アジアをはじめとするAPAC諸国においても、2019年以降、マレーシア、タイ、インドネシア、シンガポール、オーストラリアなど複数国において、幅広い疾患を対象とした医療機器承認を取得してきました。今後は、小型モデルの欧米以外各国での承認取得、中南米など新たな地域への展開、適応疾患の拡充に加え、Cyvis®などHAL®以外の製品の海外における認証取得などの対応を継続的に推進してまいります。

また、サイバニクス技術の円滑な社会実装を実現するためには、各国・地域の医学会やキーパーソン（KOL）との連携が不可欠です。当社は引き続き、サイバニクス分野における国際カンファレンスの開催、各国の先進医療機関や大学・研究機関とのパートナーシップ構築等を通じて、サイバニクス技術のグローバルでの普及を推進してまいります。

医療用HAL（下肢タイプ）医療機器承認の進捗状況

日米欧で小型サイズの医療機器承認・認証取得

2025年3月31日現在

		脳卒中	脊髄損傷	神経筋疾患*	その他疾患	小型サイズ
日本		(追加試験準備中)	(当局と協議中)	承認	・HTLV-1関連脊髄症（HAM） ・遺伝性痙攣性対麻痺	承認
米国		承認	承認	承認	・脳性麻痺 ・HTLV-1関連脊髄症（HAM） ・遺伝性痙攣性対麻痺	承認
EMEA	欧州（EU）	承認	承認	承認		承認
	トルコ	承認	承認	承認		
	サウジアラビア	承認	承認	承認		
APAC	マレーシア	承認	承認	承認		
	インドネシア	承認	承認	承認		
	タイ	承認	承認	承認		
	シンガポール	承認	承認	承認		
	インド	承認	承認	承認		
	台湾	(申請中)	承認	(申請中)		
オーストラリア		承認	承認	承認		

*神経筋難病8疾患（ALS、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、シャルコーマリートゥース病、筋ジストロフィ、封入体筋炎、遠位型ミオパチー、先天性ミオパチー）

④ 包括的メディカル・ヘルスケアを実現する個人向け製品・サービス強化

平均寿命が延伸する中、生活習慣病や老化に伴う疾患の予防、要介護化及び重度化の防止を実現するには、家庭や職場など日常生活の場における予防・早期発見、医療機関での早期診断・治療、退院後の自立支援・再発予防を、医療分野と非医療分野が連携・融合し、包括的に扱う仕組みの構築が不可欠です。

当社はこの構想のもと、医療用HAL®の展開に加えて、障害や加齢に伴う身体機能の改善の促進、要介護状態の緩和、フレイルの予防等を目的として、HAL®自立支援用モデル（下肢・単関節・腰タイプ）を活用した「NeuroHALFIT®」プログラムを、全国各地のロボケアセンターおよび在宅型サービス（「自宅でNeuroHALFIT®」）として提供しています。今後、拠点拡大によるサービスへのアクセス向上に加えて、在宅型サービスにおけるサポートの充実など、多様なニーズに応じた個人向けサービスの利便性向上を図ってまいります。

また、一人ひとりに最適化された健康管理及び疾患の予防・診断・治療を支援するため、日常的にメディカル・ヘルスケアデータを収集・解析・AI処理する「Cyvis®（サイビス）」シリーズについても、医療機関向けの展開に加えて、家庭・職場など日常生活向けに展開可能な製品ラインアップの拡充を進めてまいります。

⑤ 事業推進体制の強化及び未来開拓型人材の育成

当社グループは、医療・福祉・生活・職場・生産といった多領域にまたがる社会課題に対し、人・AIロボット・AI情報系が融合するサイバニクス技術を基盤とした革新的なソリューションを提供しています。その事業領域は、従来の制度や産業の枠を越えた未踏の領域に位置しており、社会構造や制度設計にも深く関与しながら、実効性ある社会実装を推進するという、極めて高度かつ複雑なミッションを担っています。

当社の製品・サービスは、統合サイバニクスシステムとして多分野を横断的に結びつけて提供されており、部門間の連携や統合的な運営を可能とする強固な組織体制の構築が重要です。今後、事業領域のさらなる拡大、製品・サービスの多様化、グローバルな展開の加速に柔軟かつ強靱に対応するため、組織体制の継続的な強化を進めてまいります。

また、こうした未開拓領域において事業を推進するには、単一分野にとどまらない専門知識と統合的な視野を兼ね備えた人材が不可欠です。たとえ専門領域外であっても、必要に応じてその分野を自ら切り拓き、強い情熱と倫理観をもって社会変革に挑戦し続ける「未来開拓型人材」の育成・登用を引き続き推進してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

サステナビリティ関連のリスク及び機会に係る戦略の策定及びリスク管理は、経営戦略、事業創出（ビジネス・クリエーション）及び業務執行のマネジメントを統括する部門が管掌し、必要に応じて取締役会に付議・報告される体制となっています。当該業務執行体制は、全社のコーポレート・ガバナンス体制のもと、取締役会、監査役会及び内部監査室により監督・監査されています。

(2) 戦略

当社グループ、あるべき姿の未来に向けて、サイバニクス(人・AIロボット・情報系の融合)を駆使し、社会課題解決のための革新技術の創生、新産業創出の推進、未来開拓に挑戦する人材の育成をスパイラルを描くように同時展開することで、好循環イノベーションを実現し、人とテクノロジーが共生する明るい未来社会(テクノピアサポート社会)を築いていくことをビジョンとして掲げております。これらのビジョンに沿って、サステナビリティに関する課題、対応するリスク及び機会、当社の主な取り組みについて整理しております。

なお、サステナビリティに係る指標及び目標は現時点で設定しておりませんが、当社グループの中長期的な検討課題の1つと考え社内で議論を進めてまいります。



身体機能が低下した人をサポートするサイバニクス技術の展開

リスク及び機会

- ・装着型サイボーグHALを利用したサイバニクス治療による事業の拡大
- ・サイバニクス治療による付加価値を向上に基づく利用者の拡大

主な当社の取り組み

- ・世界初の装着型サイボーグHALを利用した、脳・神経・筋系の機能改善・機能再生を促進するサイバニクス治療を、グローバルな標準治療として普及
- ・高齢者の要介護度の改善や重症化防止及び加齢により身体機能が低下するフレイル予防や自立維持に向けた装着型サイボーグHALの社会実装
- ・難病の進行などによって、思い通りに言葉を話すことや書くことができない重度の障がいを持った方でも、発話や身体動作を伴わず、意思伝達や機器操作を行える機器の開発



サイバーダイン・クラウドによる、健康リスク管理

リスク及び機会

- ・サイバーダイン・クラウドによる利用者の拡大及び満足度向上

主な当社の取り組み

- ・通信機能が搭載された全てのサイバニクス技術を通じて得られたヒトとモノのビッグデータ（IoT/IoTビッグデータ）を集積・解析・AI処理などを行うサイバーダイン・クラウドの開発
- ・サイバーダイン・クラウドによる、個別化されたヘルスケアの実現
- ・バイタル情報を日常的にモニタリングするセンシング技術の開発
- ・在宅での運動情報を医療施設や福祉施設などに共有できる新サービス「自宅HAL」の展開

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう

サイバニクス産業の創出に向けた社会インフラの形成

リスク及び機会

- ・サイバニクス産業の創出のための技術開発
- ・新たな市場や雇用創出による会社の成長

主な当社の取り組み

- ・課題解決に資する技術やサービスを開発する・展開する企業や人材を支える仕組みを構築
- ・医療・パイオ系分野におけるイノベーションを促進する施設、サイバニクスイノベーションベースの建設
- ・生産分野におけるイノベーションを促進する施設、次世代型多目的ロボット化生産拠点における取り組み

11 住み続けられる
まちづくりを

イノベーションを加速する未来社会 Society 5.0/5.1の実現へ

リスク及び機会

- ・高齢化や人口減少などの社会問題解決
- ・AIやロボットによる自動化や効率化による経済の活性化及び社会貢献

主な当社の取り組み

- ・すべての人々が安全かつ安価で用意に利用できるモビリティ技術の開発
- ・高齢者や障がい者を含む全ての人が公共スペースに容易にアクセスできる未来都市の整備
- ・人支援に資する知識とスキルを培うことのできる、教育機関の設置
- ・イノベーションや科学研究を促進する共有スペースや、実環境下での実証スペースの整備

(3) 人的資本（人材の多様性を含む。）に関する戦略、指標及び目標

①戦略

当社の持続的な成長のためには、当社の理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材の確保及び育成が重要と認識しており、当社のビジョンに共感する優秀な人材が、性別、人種、国籍、キャリア、障がいの有無などによる区別なく採用され無理なく働くことができる制度やシステムを整備しています。

具体的には、業務内容や従業員のニーズに応じた雇用形態（勤務時間の調整、国内外のリモートワーク含む）にも可能な限り柔軟に対応し、育児休業や介護休業など取得しやすいよう環境づくりを進めています。

人材の育成については、定期的なセミナーを開催しているほか、関連業務に関する外部セミナーへの参加を支援しています。また、専門性を高めるため、資格試験を奨励している他、アカデミアとの連携も推奨し働きながら博士号を取得している社員もいます。

②指標及び目標

多様性ある人材が活躍・成長する環境を維持し構築していくために、以下人材の確保及び育成に関する指標を用いています。なお、目標については、採用規模から職種別に適材を適時に採用・育成しているため、個別に設定はしていません。

	役員に対する 女性比率	従業員数に対する 女性比率	従業員数に対する 外国籍者比率	従業員数に対する 障がい者比率	専門資格取得率 (注)
2023年3月期	0.00%	15.85%	7.32%	3.66%	28.05%
2024年3月期	11.11%	15.66%	8.43%	4.82%	30.12%
2025年3月期	10.00%	16.87%	9.64%	3.61%	30.12%

(注) 専門資格は、博士、理学療法士、作業療法士、看護師、臨床心理士、弁護士、会計士、税理士の保有者です。

(4) 気候関連のリスク及び機会

気候関連の情報について、当社の事業特性上、直接的な影響は限定的であり、現時点では重要ではないと判断しています。ただし、気候変動リスクはさまざまな分野の会計処理に影響を及ぼし、将来的に重要な影響を及ぼす可能性もあり、慎重な検討が必要と考えています。

(5) リスク管理

当社では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、各部門とコーポレート部門が連携して識別しており、重要性が高いリスク及び蓋然性のある機会については、経営戦略、事業創出（ビジネス・クリエーション）及び業務執行のマネジメントを統括する部門で、評価・検討し対応・管理しています。

3【事業等のリスク】

当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しています。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しています。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で、行われる必要があると考えています。

また、以下の記載は本株式への投資に関連するリスク全てを網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。なお、当該記載事項は本書提出日現在における当社グループの認識を基礎とした記載であり、将来の環境変化等によって当該認識は変化する可能性があります。

1. 当社グループの事業遂行上のリスク

(1) 当社グループの事業が新しい事業領域であることについて

当社グループの主力製品であるHAL®は、当社の代表取締役社長山海嘉之が開発した世界初の装着型サイボーグです。当社グループは、現状、日本、欧州、米国、APAC（アジア太平洋）、中近東において医療用HAL®を、国内においてHAL®福祉用（下肢タイプ）、HAL®自立支援用（下肢タイプ・単関節タイプ・腰タイプ）、HAL®腰タイプ介護支援用・作業支援用等を事業展開しています。当社グループの技術は、医療・介護福祉分野、生活・重作業分野、エンターテインメント分野等さまざまな領域に活用できると考えていますが、従来にない新しい事業領域であることによる不確実性が高く、市場が順調に成長する保証はなく、また当社グループ製品の市場への浸透が計画どおりに進まないあるいは収益性を確保することができない場合等には、当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競争について

当社グループは、HAL®を中心として、医療、福祉、生活、職場、生産分野での事業展開を行っています。現在、国内外の企業により自律制御を用いた装着型ロボットの開発が行われていますが、人間の脳から発する生体電位信号を活用するサイバニック随意制御技術は当社グループ独自のものであり、差別化による当社グループ製品の優位な競争力は保たれていると認識しています。また、HAL®の知的財産については、当社グループと国立大学法人筑波大学が特許を共同保有しています。現在、国内外の様々な企業が装着型ロボットの研究や実用化を進めており、また、巨大なテクノロジー企業を含む多数の企業が商業用ロボットの分野に新規参入するなど、当社グループを取り巻く競争環境は変化しており、競合他社が当社グループと比べて、資本、人材、コスト構造の効率性、ブランド、製品の多様性等の点において、より競争優位性を有する可能性があります。HAL®のような先進的技術を用いた製品の開発、実証試験、安全規格認証や医療機器認証の取得及び保険適用等を含む商用化には多大な時間と費用を要する一方で、これが成功する保証はありません。上記のような事業環境において、他社が当社グループの製品よりも新しい技術やより有用な製品の開発に成功した場合には、当社グループの製品の優位な競争力が持続できず、当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 会社組織に関するリスク

当社は、2004年6月24日に設立されましたが、下記のようなベンチャー企業特有の課題があると認識しています。

- ① 経営面及び新技術の開発において創業者である代表取締役社長山海嘉之に多くを依存しています。今後何らかの要因により同氏の業務執行が困難となった場合には、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。
- ② 優秀な研究開発人材を多数有していますが、当社グループが必要とする優秀な人材が退職した場合には、当社グループ製品開発のスピードに影響を及ぼす可能性があります。
- ③ 事業の拡大に伴い、営業・生産・管理部門の人員増強及び内部管理体制の一層の充実を図る方針ですが、優秀な人員の確保及び内部管理体制の充実が円滑に進まなかった場合、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特定製品への依存リスク

当社グループの主力製品はHAL®であり、当連結会計年度において、それに関連する売上収益は当社グループの売上収益の大半を占めています。今後につきましても、当面の間HAL®が主な収益源になると予測していますが、各国の法規制、医療政策等の変更や、医療保険などの保険制度の整備の遅れ等が生じた場合には、当社グループの事業及び収益性に影響を及ぼす可能性があります。これらの要因に加え、HAL®の使用又はこれに

関連した訴訟等の提起、HAL®に代替する新規技術や技術革新、より競争力のある同種製品の発表、関連する法規制等の変更、筑波大学との間のHAL®に関する特許権の独占的に使用する専用実施権の付与に関する関係の変化等、何らかの要因により、HAL®の持続的な市場拡大が見込めなくなった場合には、当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 医療機器承認について

HAL®を中心とした当社グループの製品について、医療機器として販売するためには、各国又は地域における法規制に基づき、一定の治験・審査等を経た上で当局の承認を得ることが必要になります。当社グループは、EU、日本、米国等において医療用HAL®の医療機器としての承認・認証を得ていますが、それ以外の国又は地域において、HAL®又はその他の当社グループ製品について医療機器としての承認を受けられる予めの保証はなく、また承認を受けられるとしてもその時期は各国・地域毎に異なる可能性があります。また、承認後に当該国又は地域における法規制や制度に変更等が生じた場合には、既に得られた承認が更新できるとは限らず、また取り消される可能性もあります。このような場合において、当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 保険収載について

当社グループは、HAL®を中心とした当社グループ製品を使用したサイバニクス治療が多くの国又は地域で公的及び民間の医療保険に収載され、HAL®を導入する医療機関が保険金の支払いを受けることができることが、HAL®が普及・浸透するための重要な要素であり、当社グループの事業展開における大きな課題であると認識しています。しかしながら、保険制度は各国又は地域により異なるほか、保険収載に際して適用疾患の範囲や保険金支払いの程度等は各国又は地域の公的保険機関や民間保険会社等によりそれぞれ決定されるため、その状況如何によって当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(7) スタートアップとの資本業務提携について

当社グループは、国内外のスタートアップと戦略的な資本出資及び業務提携を行っていくことが、当社グループのサイバニクス産業創出を加速するための大きな課題であると認識しており、積極的に推進しています。しかしながら、出資及び提携等を行うに際して、出資及び提携による効果を事前に完全に予測することは困難であり、かかる出資及び提携等が円滑に行われる保証はありません。戦略的な資本提携及び業務提携が、当初見込みどおりの期間で予想どおりの効果を得られるという保証はなく、出資及び提携等による効果を当社グループが適切に活用できない可能性があります。また出資先の経営状況により、株式評価を変更する必要性が生じる可能性があります。これらの事情により、当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 事業活動全般に関するリスク

当社グループは、国内外で事業活動を展開していますが、全ての国・地域において下記のようなリスクがあると認識しています。

- ・政治状況、経済状況等の地政学リスク
- ・感染症等の拡大や災害等のリスク
- ・法制度、税制等が変更されるリスク

また、海外での事業活動においては、下記のようなリスクがあると認識しています。

- ・商習慣等が異なるリスク
- ・大規模なストライキ等、労働環境が混乱するリスク
- ・文化的な違い等による、現地採用人材、事業運営等の管理が困難となるリスク
- ・日本への送金等が困難となるリスク
- ・為替に関するリスク

これらのリスクは当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 製品の不具合による顧客の損失について

当社グループは、ISO13485（医療機器の品質マネジメントの国際標準規格）に基づいて製品品質の更なる向上に継続的に取り組んでいます。将来にわたって製品に欠陥がなく、製造物賠償責任請求及びリコール等に伴う費用が発生しないという保証はありません。万が一、製品の欠陥により損害が生じた場合は、製造物責任請求についてはその全部又は一部について製造物責任（PL）保険の対象となりますが、当社グループ及び製品の社会的信用が低下することにより、当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 知的財産権について

- ① 当社グループのHAL®は人間の生体電位信号を活用する独自の技術を利用するものですが、HAL®に利用されるこのような技術について、当社単独保有の特許を除き、原則として全ての国内特許は当社と筑波大学の共同保有となっています。さらに、当社グループは筑波大学と特許権に関する独占の実施許諾契約を締結することで特許技術を当社グループのみで独占的に利用しています。この契約は当社グループが事業活動を行う上で重要な事項であり、許諾を受けた知的財産権の権利期間の満了日まで効力を有するものの、本契約に違反した場合、合併や重要資産の買収がなされた場合や当事業の重要部分が譲渡された場合など何らかの理由によりこの契約の継続が困難となった場合には、当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。
- ② 当社グループの事業に関連した特許権等の知的財産権について、現時点において、第三者との間で訴訟やクレームといった問題が発生したという事実はなく、当社グループの事業に関し他者が保有する特許権への侵害等の知的財産権侵害に関する問題の発生により、当社グループの事業に重大な支障を及ぼす可能性は低いものと認識しています。また、技術調査等を継続して行っていくことで知的財産権侵害問題の発生を回避するよう努めています。しかしながら、当社グループのような研究開発型の企業にとって、知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難です。今後、当社グループが第三者との間の法的紛争等に巻き込まれた場合、弁護士や弁理士と協議の上、その内容によって個別具体的に対応策を検討していく方針ですが、当該第三者の主張の適否にかかわらず、解決に時間及び多額の費用を要する可能性があります。また、当社グループの技術に関しては、細心の注意を払って管理していますが、第三者が当社グループの技術を侵害した場合であっても、解決に時間及び多額の費用を要する可能性があります。その場合には当社グループの事業戦略、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的なリスクについて

当社グループの事業は、以下の事項を含め、各国又は地域における各種法令、規則その他の規制の適用を受けており、これらの法規制等による制約に服しています。例えば、当社グループの様々な事業活動において、国内外を問わず、当社グループが関与する技術・製品・サービス等についての知的財産権や製造物責任、また薬事、商取引、輸出入規制、関税を含む税務、贈賄や腐敗防止に関する法規制、競争法、労働法、消費者関連法、個人情報保護法、環境法、外為法その他事業に関連して様々な法規制等の適用を受けており、またこれらの法規制等や慣行を巡って予期しない課題が提起される場合があります。特に、当社グループが現在取り扱っている製品の一部は、日本では薬機法により定められた医療機器として厚生労働省による製造販売承認を取得しており、日本以外の各国又は地域においても同様の規制当局による承認等が必要であるとともに監督当局による監督に服します。この承認審査は、製品の有効性、安全性等の確認を目的として行われるものであり、審査の結果、製造の承認が取得できなかったり、承認の時期が遅れたりする可能性があります。さらに、承認の取得後、製品を販売している間においても、当該製品の有効性、安全性に問題が生じた場合には、承認が取り消されることもあります。上記のほか、当社グループが、当社グループの事業に適用のある法規制等に違反した場合、民事、行政、刑事上の制裁を課される可能性があります。また当社グループの社会的信用に影響する可能性があります。これらの場合には当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(12) 個人情報に関するリスク

当社グループではHAL®の利用者の個人情報を取得しています。当社グループでは、当該情報に接することができる者を制限するとともに、全役職員との間で守秘義務契約書を締結しています。また、当社グループは、個人情報保護規程を制定するとともに、個人情報保護管理者を任命する等、個人情報の管理には十分留意し、現在まで顧客情報の流出等による問題は発生していません。しかしながら、今後、顧客情報の流出等の問題が発生した場合、当社グループへの損害賠償請求や当社グループの社会的信用の低下等により、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 平和倫理委員会について

当社グループは、当社グループの先進技術が人の殺傷や兵器利用を目的に利用されることを防止するため、平和倫理委員会を設置しています。平和倫理委員会は、代表取締役社長及び全ての社外役員により構成され、審議事項の判定は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって行うものとしており、当社グループの企業行動規範で定める「医療、介護福祉、災害復旧」の事業領域に含まれないおそれがある事業領域へ参入する際に、その参入により、当社グループの先進技術が人の殺傷や兵器利用を目的に利用される可能性の有無について審議・検証し、判定の結果を取締役会へ報告します。

この平和倫理委員会の審議・検証の結果が、短期的には当社グループの業績向上に必ずしも資さない可能性があります。

2. 大学教授等兼任に関するリスク

(1) 筑波大学教授等の兼任について

当社代表取締役社長である山海嘉之は筑波大学の教授職並びに内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」）のプログラムディレクター（以下「PD」）を兼業しています。当該兼業に伴う①代表取締役社長及び大学教授並びにSIPのPDを兼ねていることによる当社グループと筑波大学並びに内閣府のSIPの研究推進法人である国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」）との間における利益相反防止体制、②代表取締役社長兼務への支障の有無については、それぞれ以下のとおりです。

① 利益相反防止体制

大学並びにNEDOとの取引や共同研究契約の締結など利益相反に係る意思決定は全て取締役会決議を行っており、当該決議に際しては、有価証券報告書提出日現在、山海嘉之を含む筑波大学関係者を除いた取締役4名（うち社外取締役3名）並びに内閣府関係者である山海嘉之を除いた取締役5名（うち社外取締役4名）によって意思決定を行うことにより、利益相反を防止する体制を構築しています。

また、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役5名選任の件」を提案しており、当該議案が可決されますと、山海嘉之を含む筑波大学関係者を除いた取締役3名（うち社外取締役2名）並びに内閣府関係者である山海嘉之を除いた取締役4名（うち社外取締役3名）によって意思決定が行われます。

② 代表取締役社長兼務への支障の有無

サイバニクス研究にかかる当社グループと筑波大学並びに内閣府SIPでの業務は一体的且つ不可分であり、純粋な筑波大学職員としての職務（授業、大学教授としての学内会議への出席等）並びにSIPのPDとしての職務（企画・マネジメント等）が、当社代表取締役社長固有の業務（取締役会出席、稟議決裁、投資家対応等）に与える影響は限定的であり、代表取締役社長としての職務執行が十分に可能な状態にあります。

しかしながら、山海嘉之が当社代表取締役社長としての立場よりも大学教授並びにSIPのPDの立場を優先した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 先端機器事業全般に関する事項

(1) 開発事業全般に関するリスク

先端技術開発の分野では、世界各国の企業が技術革新の質とスピードを競い合っています。また、先端技術の基礎研究、開発から製造及び販売に至る過程では、各国における諸規制に従ってこれを推進していくことから、長期間にわたり多額の資金を投入することになります。このため、研究開発には多くの不確実性が伴い、当社グループの現在及び将来における開発品についてもこのようなリスクが内在しています。また、当社グループは、事業計画に基づき、事業領域を拡大してまいります。事業領域が計画通り拡大する保証はなく、また適用された保険等の制度が将来的に見直されたり、変更されたりするリスクが存在しています。このようなリスクが顕在化した場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 新規開発品の創出に関するリスク

当社グループは、研究開発型企業として積極的に新規開発品の探索及び創出を図っており、既に事業化されているHAL®下肢タイプ（医療用・福祉用・自立支援用）や単関節タイプ及び腰タイプ（作業支援用・介護支援用・自立支援用）、人工知能AI搭載型の搬送ロボットや除菌・清掃ロボットに加えて、複数の新規開発製品をリリースすることを重要な事業戦略としています。

しかしながら、これらの新規開発品の探索及び創出が確実にできる保証はありません。このため、何らかの理由により、新規開発品の探索及び創出活動に支障が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 研究開発に内在する進捗遅延に関するリスク

当社グループは、研究開発型企業グループとして筑波大学との共同研究関係を中心として外部との協力関係を構築することで効率的な研究開発の推進を図っています。しかしながら、研究開発活動が計画通り進む保証はなく、当初計画したとおりの研究開発による結果が得られない場合、各種試験の開始又は完了に遅延が生じた場合あるいは医療機器としての製造販売承認の取得が遅れる又は制限される可能性などは否定できません。当社グループは、このような事態を極力回避すべく、各開発品の進捗管理及び評価を適時に行い、各開発品の優先順位付け、投下する経営資源の強弱の変更あるいは一時中断の決定などの対応を図っています。

このように、当社グループは研究開発費が大きく増加するリスクを低減していますが、研究開発が計画どおりに推移しない場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. B種類株式の導入について

(1) 本スキームの概要

当社グループは、「テクノロジーは人や社会に役立ってこそ意味がある」という基本理念のもとで、HAL®を中心とした先進技術を平和的な目的の場で活用しており、人の身体能力を改善・補助・拡張・再生するサイバニクス技術を平和目的に利用することは、到来した超高齢社会のニーズと合致し、当社グループの長期的な企業価値の向上に繋がるものです。一方で、当該技術は、人の殺傷や兵器利用を目的とした軍事産業への転用など、平和的な目的以外の目的で利用される可能性があります。そこで、当社は、資本市場から資金調達を行いつつ、先進技術の平和的な目的での利用を確保するため、上場する普通株式とは異なる種類のB種類株式を発行しています（当社のB種類株式を用いたスキームを、以下「本スキーム」といいます。）。

当社グループの将来ビジョンである、超少子高齢化という社会が直面する課題を解決しつつ、サイバニクス産業という新しい産業分野を開拓するためには、サイバニクス技術の研究開発と事業経営を一貫して推進する必要があります。当社代表取締役社長である山海嘉之は、このサイバニクス技術を創出し、現在もサイバニクス研究の中心的な存在であり、更にその革新的な技術を社会に還元するための事業推進者でもあります。このため、当社グループの企業価値向上（株主共同利益）には、当面の間、山海嘉之が経営に安定して関与し続けることが必要であると考えており、これを実現可能とする本スキームは、株主共同利益の観点で必要性の高いスキームであると認識しています。

具体的には、当社は、上場する普通株式と比較して、剰余金の配当及び残余財産の分配については同一の権利を有しますが、単元株式数について異なるB種類株式を設けています。普通株式の単元株式数を100株とし、B種類株式の単元株式数を10株とすることにより、B種類株式を有する株主（以下「B種類株主」といいます。）が有する議決権の数は、同数の普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）に比べて、10倍となります。B種類株主は、山海嘉之、山海嘉之が代表理事を務める一般財団法人山海健康財団及び一般財団法人山海科学技術振興財団（以下「本財団法人」と総称します。）のみであり、山海嘉之は、当連結会計年度末時点において普通株式及びB種類株式の発行済株式総数の約38%にあたる普通株式3,042,000株及びB種類株式77,696,000株を有し、その有する議決権の数は、当社の総株主の議決権の数の約85%となります。

普通株式及びB種類株式並びに本スキームの概要は、以下のとおりです。

(i) 株式の概要

	普通株式	B種類株式
剰余金の配当・残余財産の分配	同順位・同額	
単元株式数	100株 (100株につき1個の議決権)	10株 (10株につき1個の議決権)
譲渡制限	制限なし	取締役会の承認が必要 (B種類株主間の譲渡には不要)
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め	あり	なし
取得請求権	なし	あり (B種類株式1株を普通株式1株に転換)
取得条項	なし	あり (B種類株式1株につき普通株式1株を交付)
株式の分割・株式の併合等	同時・同一の割合	
上場	上場	非上場

(ii) 単元株式数の相違

普通株式とB種類株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配は同順位かつ同額で受領する権利を有しますが、単元株式数については、普通株式は100株、B種類株式は10株と異なります。これにより、例えば、B種類株式100株を有するB種類株主は株主総会において10個の議決権を有するのに対し、同数（100株）の普通株式を有する普通株主は株主総会において1個の議決権を有することとなり、B種類株主は、普通株主に比べて同数の株式につき10倍の議決権を有することとなります。なお、当連結会計年度末時点における当社の普通株式の発行済株式の数は137,445,809株、B種類株式の発行済株式の数は77,700,000株であり、山海嘉之は、普通株式及びB種類株式の発行済株式総数の約38%にあたる普通株式3,042,000株及びB種類株式77,696,000株を有し、その有する議決権の数は、当社の総株主の議決権の数の約85%を有するため、取締役の選任及び組織再編を含む株主総会の決議事項を自らの議決権行使により可決させることができます。

(iii) B種類株主の変更を抑制するための仕組み

B種類株式は、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保するために発行されたものです。そこで、B種類株式が本書提出日におけるB種類株主又は当社以外の者に譲渡されることを防止するため、定款上、①B種類株主以外の者がB種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨、及び、②B種類株主以外の者によるB種類株式の取得について譲渡承認請求（会社法第136条又は第137条に定める承認の請求をいいます。）がなされた場合及びB種類株主が死亡した日から90日が経過した場合（ただし、他のB種類株主に相続又は遺贈されたB種類株式及び当該90日以内に他のB種類株主に譲渡されたB種類株式を除く。）には、当該請求がなされたB種類株式又は当該死亡したB種類株主が有していたB種類株式の全部を普通株式に転換（当社がB種類株式を取得し、B種類株式1株と引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付することをいいます。以下同じです。）する旨が定められています。

本書提出日における当社のB種類株主は、山海嘉之及び本財団法人であり、それぞれが有するB種類株式は、山海嘉之が77,696,000株、本財団法人が4,000株です。山海嘉之は、本スキームの継続性を確保するため、その時点で有するB種類株式の一部を本財団法人へ無償で譲渡することを予定しています。また、本財団法人は、B種類株式を継続して保有する予定であるとのことです。

なお、B種類株主である本財団法人は、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保し、当社グループの企業価値が毀損されることを防止するため、いずれも以下の内容の議決権行使ガイドラインを定めています。

財団法人は、その所有する当社が発行するB種類株式について、株主総会及び種類株主総会において議決権を行使するにあたり、次の各号に規定する決議事項について、それぞれ当該各号に規定する場合には、反対の議決権を行使するものとする。なお、財団法人は、議決権行使ガイドラインの内容を変更する場合には、理事会の決議による承認を得るものとし、財団法人が定める方法により変更内容を公表する。

- a. 取締役の選解任に係る決議については、当該取締役の選解任によって、当社グループにおける先進技術の平和的利用が妨げられ、又は当社グループの企業価値が毀損される形での経営が行われると判断される場合
- b. その他の決議については、当該決議が可決されると、当社グループにおける先進技術の平和的利用が妨げられ、又は当社グループの企業価値が毀損されると判断される場合

(iv) ブレークスルー条項

当社は、極めて小さい出資割合で会社を支配するような状況が生じた場合には本スキームの解消が可能となるようにするため、当社の発行する株式につき公開買付けが実施された結果、公開買付者の所有する当社の株式の数が当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数に対して占める割合が4分の3以上となった場合には、B種類株式の全部を普通株式に転換する旨のブレークスルー条項（注）を定款に定めています。

（注）「ブレークスルー条項」とは、発行済株式総数のうち一定割合の株式を取得した者が現れた場合にスキームを解消させる条項をいいます。

(v) サンセット条項

B種類株式は、上記 (iii) のとおり、山海嘉之は、本スキームの継続性を確保するため、その時点で有するB種類株式の一部を本財団法人へ無償で譲渡し、本財団法人はB種類株式を継続して保有する予定であり、本スキームは、当社グループの先端的なロボット技術の開発を行った山海嘉之が当社の取締役を退任し、又は死亡した後も継続することが予定されています。しかし、山海嘉之が取締役を退任した後も本財団法人がB種類株主として当社議決権を行使することが、普通株主を含む当社株主の意思と合致しない可能性があるため、山海嘉之が取締役を退任（但し、重任その他退任と同時若しくは直後に選任される場合を除く。）した場合は、当該退任の日（当該退任と同日を含む。）から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに、また直前の株主意思確認手続の日の後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものの終了後3か月以内に普通株式及びB種類株主全体の意思を確認するための株主意思確認手続を実施することとしています。具体的には、B種類株式の単元株式数を100株とみなして計算される普通株主及びB種類株主の議決権の3分の1以上を有する株主の意思が確認でき、意思を確認した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数が賛成した場合には、B種類株式の全部を普通株式に転換する旨のサンセット条項（注）を定款に定めています。

（注）「サンセット条項」とは、議決権種類株式導入の目的が終了した場合又はこれらの事由が生じたとみなすことのできる場合に、スキームを解消させる条項をいいます。

(vi) 普通株主を構成員とする種類株主総会の排除

当社は、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨を定款に定めています。

但し、種類株主総会を排除しても普通株主が不当に害されないようにするため、会社法第322条第1項各号に掲げる行為のうち、①株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式及び新株予約権の株主割当、株式移転（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除きます。）並びに単元株式数の変更については、同時に同一の割合で（株式移転については同一の割合で）行う旨を定款に定めており、また、②当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（他の株式会社と共同して株式移転をする場合に限りです。）にかかる議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合には、B種類株式の全部を普通株式に転換する旨の取得条項を定款に定めています。

(2) 本スキームのリスク

B種類株式は、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保するために発行されたものですが、本スキーム導入により想定されるリスクには、以下のものが含まれます。これらのリスクが顕在化した場合、当社の普通株式を保有する株主の権利や利益に影響を及ぼす可能性があります。

① B種類株主の議決権行使による強い影響力に関するリスク

当連結会計年度末において、山海嘉之は、普通株式及びB種類株式の発行済株式総数の約38%にあたる普通株式3,042,000株及びB種類株式77,696,000株を有し、その有する議決権の数は、当社の総株主の議決権の数の約85%を有することとなり、当社の事業運営に強い影響力を有することとなります。これにより、普通株主による議決権行使による当社に対する影響力は限定的となります。また、B種類株主の議決権行使は、特に当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保するために行われる場合、普通株主の利益と相反する可能性があります。

② 当社株式の買付けを妨げるリスク

本スキームの導入により、B種類株主は、普通株主に比べて同数の株式につき10倍の議決権を有することとなり、より少ない数のB種類株式でより多くの議決権を有することが可能です。当社定款にはブレイクスルー条項及びサンセット条項が定められていますが、ブレイクスルー条項及びサンセット条項によりB種類株式の全部が普通株式に転換するのは、それぞれ、公開買付者が普通株式及びB種類株式の発行済株式総数の4分の3以上を所有することとなった場合及び株主意思確認手続（上記(1)(v)に記載）において3分の2以上の多数の株主が普通株式への転換に賛成した場合に限られます。よって、本スキームは、普通株主にとって利益となるような当社株式の買付けを妨げる可能性があります。

③ 普通株式を構成員とする種類株主総会の排除に関するリスク

当社は、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合（法令又は定款に別段の定めがある場合を除きます。）であっても、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要せず当該行為を行うことができるため、普通株主の意思が当社の意思決定に反映されない可能性があります。

④ B種類株式の転換に関するリスク

B種類株式には普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が付されているため、今後、B種類株式が普通株式に転換することにより、上場している普通株式の発行済株式の数が増加し、普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

5. その他のリスク

(1) 配当政策について

当社グループは、早期の営業黒字化を目指し、内部留保による財務体質の強化及び研究開発活動への再投資を優先する方針です。一方で、株主への利益還元についても重要な経営課題として捉え、財政状態及び経営成績を勘案しつつ配当の実施を検討してまいります。しかしながら、利益計画が想定通りに進捗せず、今後も安定的に利益を計上できない状態が続いた場合には、配当による株主還元が困難となる可能性があります。

(2) 資金繰り及び資金調達等に関するリスク

当社グループでは、研究開発活動の進捗に伴い多額の研究開発費が先行して計上され、継続的な営業損失が生じています。今後も事業の進捗に伴って運転資金、研究開発投資、設備投資及びM&A等の資金需要の増加が予想されます。今後も継続的に財務基盤の強化を図ってまいります。収益確保又は資金調達の状況によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) マイナスの利益剰余金を計上していることについて

当社グループは、これまで研究開発活動を重点的に推進してきたことから、多額の研究開発費用が先行して計上され、当社個別決算上マイナスの利益剰余金を計上しています。当社グループは、早期の黒字化を目指しており、その後も安定的な利益計上による強固な財務基盤の確立を目指していますが、当社グループの事業が計画通り進展せず、マイナスの利益剰余金が計画通りに解消できない可能性があります。当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 税務上の繰越欠損金について

当社グループは研究開発型企業として先行的に開発投資を行ってきたため、本書提出日現在において、税務上の繰越欠損金を有しています。今後の税制改正により欠損金の繰越控除制度が見直され、欠損金の繰越控除制限が強化された場合、研究開発に投下した資本の一部を回収する機会を喪失する等、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 為替相場の変動について

当社グループの連結決算においては、海外グループ会社決算を現地通貨から邦貨換算して当社の連結財務諸表に反映するため、為替変動による影響を受けるリスクがあります。従いまして、今後、大幅な為替変動が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、経営成績等）の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものです。

(1) 重要性がある会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第312条の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しています。この連結財務諸表の作成にあたって、採用している重要な会計方針及び見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等

（1） 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要性がある会計方針」及び「4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」に記載のとおりです。

(2) 経営成績の分析

	売上収益		営業利益		税引前利益		親会社の所有者に 帰属する当期利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2025年3月期	4,384	0.7	△926	—	△879	—	△577	—
2024年3月期	4,354	32.4	△2,018	—	△1,141	—	△1,476	—

(%表示は対前期増減率)

当社グループは、社会が直面する様々な課題を解決するため、「人」＋「サイバー・フィジカル空間」（HCPS：Human-Cyber-Physical Space）を融合する「サイバニクス（人・AIロボット・情報系の融合複合）技術」を駆使して、「テクノピアサポート社会」の実現、ロボット産業・IT産業につづく新産業「サイバニクス産業」の創出による未来開拓を推進しています。

当社が目指す「テクノピアサポート社会」とは、人とテクノロジーが共生・協調し相互に支援し合うことにより、世代を超えた人々の自立度・自由度を高め、生活・心身等の諸問題を解決できる安心安全な社会です。当社グループは、人間の機能改善・再生・拡張・支援が可能なサイバニクス技術の社会実装を事業として推進することにより、「テクノピアサポート社会」の実現と「サイバニクス産業」の創出を進めています。

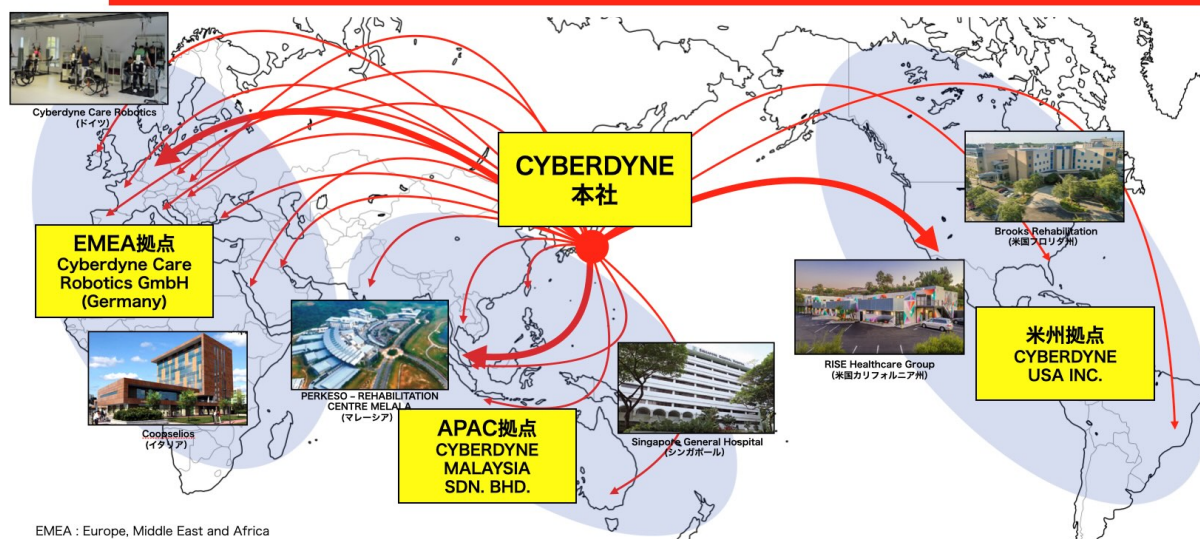
事業推進の状況

《医療：サイバニクス治療》

当社グループは、世界初の装着型サイボーグHAL®を利用した脳・神経・筋系の機能改善・機能再生を促進するサイバニクス治療を、グローバルな標準治療として普及させる取り組みを進めています。

サイバニクス技術の国際プラットフォーム化戦略

世界各国・地域の政治/行政/アカデミア/関連業界と連携して展開



(日本)

医療用HAL®「下肢タイプ」(両脚モデル)については、有効な治療法が確立されていない緩徐進行性の神経筋難病疾患を対象として、サイバニクス治療の普及に取り組んでいます。使用成績調査で極めて高い有効性と安全性を示す結果が得られたことを踏まえ、「他に有効な治療方法が確立していない緩徐進行性の神経・筋難病疾患の患者に対して、既承認薬も含め前例のない顕著な機能改善効果が確認された」(日本神経治療学会提案の医療技術評価提案書より抜粋)として令和4年度診療報酬改定以降、診療報酬点数が増点されています。

脊髄疾患に関しては、ウィルス性のHTLV-1関連脊髄症(HAM)および遺伝性の痙性対麻痺の2疾患について、2022年10月に適応拡大の承認を取得し、2023年10月から保険適用されています。また、外傷性の脊髄疾患である脊髄損傷については、当局と適応拡大の承認申請について協議しています。

脳卒中に関しては、医療用HAL®「下肢タイプ」(単脚モデル)の医師主導治験(HIT2016試験)の結果を踏まえて、最新の患者像や臨床ニーズを捉えた追加試験(治験)の実施について準備を進めています。

医療用HAL®下肢タイプの小型モデルは、2025年1月に既承認の対象疾患に対する医療機器として承認を取得しました。小型モデルの承認取得により、従来モデル(目安身長150cm以上を対象)の使用が困難であった目安身長100cm~150cmの患者に対してもサイバニクス治療が可能となりました。米国、欧州と合わせた主要3拠点において小型モデルが医療機器として承認・認証されたことを受け、今後、世界各国における小型モデルの医療機器化を推進し、事業を展開してまいります。

HAL®「腰タイプ」については、パイロットスタディにおいて、パーキンソン病患者の運動機能改善に良好な結果が得られたことから、医療機器承認取得に向けた治験実施の準備を進めています。

【医療】サイバニクス治療の保険適用の強化

5年間の使用成績調査で 高い安全性と有効性が確認され保険点数が増点！

- 日本神経治療学会より提出された「医療技術評価提案書(再評価が必要な理由)」抜粋

“本医療技術は、**5年間に渡る使用成績調査により、他に有効な治療方法が確立していない緩徐進行性の神経・筋難病疾患の患者に対して、既承認薬も含め前例のない顕著な機能改善効果が確認された**。進行性の難病であるため、各疾患の自然経過の研究報告では、経時的に運動機能の減少を示すことが明らかになっているが、本治療技術により治療開始から3.5年後までにおよぶ長期的かつ繰り返しによる蓄積効果としての運動機能の改善・維持が認められた。さらに本医療技術により、筋肉の破壊が増加することではなく、むしろ減少傾向になることが血中CK(※※)の評価結果から確認された点も医学的に特筆すべき点であり、**進行性の神経・筋難病に対する安全な治療法であることが証明された**。本医療技術は単に歩行運動を補助する処置ではなく、**患者の脳神経の活動ループを賦活化する新たな治療法として位置付け再評価すべき**である。”



DPC包括評価の対象外項目(出来高算定項目)に追加！

診療報酬点数が増点(1~9回まで40,000円、続けてそれ以降は20,000円)が実現！

(米国)

個人向けの医療サービス事業として、子会社のRISEヘルスケアグループ(RHG)社はカリフォルニア州南部を中心に事業を展開しています。当社のHAL®によるサイバニクス治療は現在4拠点で展開しています。

2024年5月には、米国食品医薬品局(FDA)より、世界に先駆けて医療用HAL®の小型モデルの市販承認と脳性麻痺(対象年齢は12歳以上)への適応拡大の承認を取得しました。また、日本で承認済みのHTLV-1関連脊髄症(HAM)、遺伝性痙性対麻痺への適応疾患の拡大についても併せて承認を取得しました。

米国でのサイバニクス治療の実績蓄積と、医療用HAL®の小型モデルの承認及び対象疾患の拡大を踏まえ、個人向けの医療サービス事業と医療用HAL®の製品レンタル事業の両輪で今後の事業を展開してまいります。

(EMEA: 欧州や中東)

主要各国でのサイバニクス治療の普及が進んでおり、イタリアでは、医療介護サービスを専門とする大手社会協同組合Coopselios社に対して、2024年7月までにHAL®シリーズ35台の導入が完了し、今後更に増台を計画しています。2024年10月には、サイバニクス分野の国際的な連携強化を目的としたイベント「Cybernicx Future」がトルコ・イスタンブールにて開催されました。トルコでは、医療ツーリズムの発展とともに、サイバニクス技術に対する関心が急速に高まっており、現在同国内4施設で40台のHAL®が稼働しています。また2024年11月には、独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施するウクライナ緊急復旧・復興プロジェクト向けにHAL®シリーズ等の

サイバニクス製品を受注しました。ウクライナの首都キーウの医療施設への導入に向けた納品が2025年3月に完了しており、戦禍により障害を負った方などの治療に役立てられることが期待されます。

ドイツにおいては、公的医療保険の当局であるG-BA（ドイツ連邦共同委員会）が、脊髄損傷に対する公的医療保険適用を前提とした臨床試験の実施を決定しており、治験協力機関の選定が完了し、現在、治験実施施設の選定等の準備が進行しています。

2024年12月には、医療用HAL®の小型モデルが欧州新医療機器規則（MDR）に適合した医療機器認証を取得しており、欧州においても小型モデルを含めたサイバニクス治療の展開を推進してまいります。

（APAC：アジア太平洋）

当社グループのマレーシア法人CYBERDYNE MALAYSIA社を拠点として、東南アジア及びインド・オーストラリア・台湾においてサイバニクス治療の普及を進めています。

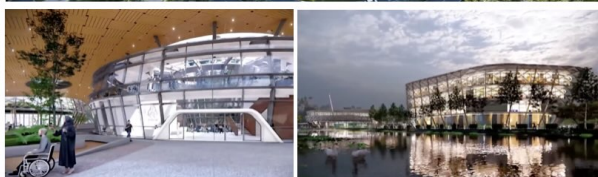
マレーシアにおいては、政府系の従業員社会保障機構（PERKESO）との事業連携が更に強化され、PERKESOの被保険者に対してHAL®によるサイバニクス治療が普及しています。2024年5月にはマレーシア人的資源省大臣をはじめとするマレーシア政府関係者と、サイバニクス技術のマレーシア展開に向けたトップレベル会談を当社本社にて開催し、大臣より、東南アジア最大級の医療複合施設である「国立神経ロボット・サイバニクス・リハビリテーションセンター」に、HAL®50セット（65台）をはじめとするサイバニクス製品の大型導入の意向が表明されました。2024年12月に、当社はPERKESOと、最大5年間、USD 約4.6Million（約7億円 *150円/ドル換算）の導入契約を締結し、順次導入を進めています。

台湾展開に向けては、2025年3月、台湾バイオテクノロジー開発センター（Development Center for Biotechnology）、天主教輔仁大学、天主教輔仁大学附属病院、筑波大学サイバニクス研究センターとの間で戦略的パートナーシップを締結し、日台におけるサイバニクス医療健康イノベーションを推進してまいります。

マレーシアでのサイバニクス技術の展開

東南アジア最大の医療複合施設「国立神経ロボット・サイバニクス・リハセンター」

PERKESO National Neuro-Robotics and Cybernics Rehab. Centre



- ✓ マレーシア北部 Perak州 Ipohに位置
- ✓ 第1期プロジェクト
 - ✓ 15.6ヘクタール（東京ドーム3.4個分）
 - ✓ 総床面積は、約86,400平方メートル
 - ✓ 常時700人の患者を収容することが可能

2024年末に建設完了
単一施設での最大導入台数（65台）
2025年中に正式オープン予定

HALに加えて、他のサイバニクス製品や
 当社が出資するC-Startup企業とも連携し、
 サイバニクス産業の社会実装拠点へ

<https://www.perkeso.gov.my/images/Perkeso%20-%20National%20Neuro-Robotics%20and%20Cybernics%20Rehabilitation%20Centre%20-%20Project%20-%20Overview%20-%202024-12-11.pdf>

《介護・自立支援》

当社グループは、主に高齢者の自立度の改善や重度化防止及び加齢により身体機能が低下するフレイル予防や自立維持に向けて、歩行運動に対応した「下肢タイプ」、肘・膝・足首の関節運動に対応した「単関節タイプ」、体幹運動に対応した「腰タイプ」など様々な種類のHAL®自立支援用を展開しています。

(施設型サービスの展開)

HAL®を使用した脳・神経・筋系の機能改善を促すプログラム「Neuro HALFIT®」を提供するロボケア事業は、個人向けの医療ヘルスケアサービス事業のハブ拠点として、当社グループ並びに各地域の事業パートナーとの協働により全国18箇所で開催しており、今後、更なる拠点拡大を計画しています。

(個人向け在宅サービス)

「自宅でNeuro HALFIT®」は、個人のお客様にHAL®をレンタルし、自宅で「Neuro HALFIT®」に取り組んでいただく在宅型プログラムです。サイバーダインのクラウドとデータ連動し、身体動作を指令する生体電位信号や姿勢情報等を可視化するHALモニターによって、装着者自身が視覚的にもフィードバックを得ることができます。セラピストやトレーナーなどの専門スタッフによるオンラインサポートを提供する他、訪問型のサービス事業者とも連携して、自宅での機器のセットアップからプログラム実施までの対面サポートも推進しています。

【ヘルスケア】 自宅でNeuro HALFIT® (生活期の個人向けプログラム)

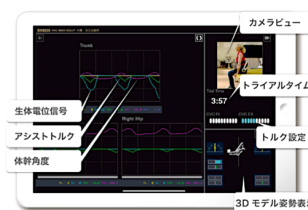
自宅での機能改善プログラム (訪問サービスも拡張)



HALは、サイバーダイクラウドとデータ連動しており、身体動作を指令する生体電位信号や姿勢情報等を可視化し、装着者自身が視覚的にフィードバックを得ることができるだけでなく、データ解析結果に基づく、利用者一人一人に合わせたプログラムのカスタマイズも可能。



在宅でのHAL®ご利用イメージ



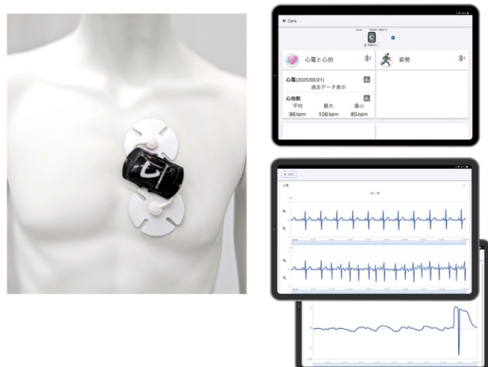
HAL®モニター (イメージ)

《予防・早期発見》

当社は、一人ひとりに最適化された健康管理や疾病の予防・診断・治療プログラムを提供するため、日常的にメディカル・ヘルスケアデータを収集・解析・AI処理する「Cyvis®（サイビス）」シリーズの開発および製品化を進めています。本シリーズを構成する「小型ホルター心電計 医療用バイタルセンサ Cyvis® M100」は、2024年11月に医療機器認証を取得しました。Cyvis®は心活動データに加えて体表面温度や加速度等も計測が可能であり、医療機関だけでなく、福祉施設入居者、労働者等に対する運用検証も進めています。今後、SpO2等、計測項目の段階的な拡充を予定しています。また、その他のメディカル・ヘルスケアデータを収集可能な新たなデバイスの開発と製品化を推進しています。

【予防・早期発見、診断チェック】超小型バイタルセンサー「Cyvis」

Cyvis M100が、医療機器認証を取得（2024年11月）

小型ホルター心電計 医療用バイタルセンサ
Cyvis M100

- ・ **長時間継続**
1回の充電で約10日間の心電図計測が可能
- ・ **データ抽出不要**
データは、スマートフォンやタブレット等を介してセキュアなクラウドに自動保存
遠隔でもデータを閲覧可能
- ・ **選べる電極**
簡単に貼り付けできるオリジナルのゲル電極
市販の心電計測用単回使用電極も利用可能
- ・ **様々なデータが同時計測可能**
 - ・ 加速度（身体の動き）、角度
 - ・ 体表面温度
 - ・ 衣服内温度・湿度・気圧

《生活・職場分野》

（介護支援用途）

2021年以降の英国ハンプシャー州における介護施設等での「HAL®腰タイプ介護・自立支援用」の運用をモデルケースとして、英国の他のエリアや欧州各国への展開を進めています。

（作業支援、除菌・清掃用途）

世界最高水準のSLAM技術による高速自律走行を実現した次世代型清掃ロボット「CL02」は、エレベーター自動昇降やクラウド連携等によるビルのスマート化と管理コスト削減を実現すべく、ゼネコン等と協力してオフィスビルを中心に導入を進めています。また、モビリティ用途を拡張して、工場内での搬送ロボットとしても稼働しています。

川崎市の殿町国際戦略拠点（キングスカイフロント）においては、HAL®と再生医療や薬剤との複合によるサイバニクス治療の体系化や、医療・バイオ系技術とAI・ロボット・情報系の融合技術などの展開を推進するサイバニクス・メディカル・イノベーションベースA棟が竣工し、今後の事業シナジーを想定したライフサイエンス企業の入居や、再生医療・創薬のC-Startupパートナー等との連携を進めています。

サイバニクス医療イノベーションベース：概要

当社の成長戦略を強化する

「バイオ・医療系テクノロジーとAI・ロボット・情報系テクノロジー」の融合を加速

サイバニクス技術と再生医療・創薬によるイノベーション拠点



再生医療・創薬のC-Startupパートナー等の
ライフサイエンス企業が入居

新たな融合研究開発が推進されていく！



製品稼働状況について

医療用HAL®下肢タイプは、主にAPAC向けレンタルの増加により、2025年3月末時点で臨床試験用も含め国内外あわせて527台（内、国内レンタル契約103台）が稼働中です。HAL®単関節タイプは、医療用の増加により、2025年3月末時点で697台が稼働中です。HAL®福祉用等の下肢タイプは、2025年3月末時点の稼働台数は367台となっています。また、HAL®腰タイプ介護・自立支援用は、2025年3月末時点で1,098台が稼働中です。HAL®腰タイプ作業支援用は、2025年3月末時点の稼働台数は422台となっています。また、清掃ロボット及び搬送ロボットは、2025年3月末時点において178台が稼働中です。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上収益は、国内及び海外の製品レンタル等並びに治療サービス等の増加により4,384百万円（前年同期比0.7%増加）を計上しました。売上総利益は2,373百万円（同0.8%減少）となりました。

研究開発費は前年度に引き続き新製品の自社開発及び受託研究事業の実施により1,065百万円（同21.4%増加）を計上、その他の販売費及び一般管理費は広告宣伝費及び消耗品の購入の削減などにより2,804百万円（同13.8%減少）を計上しました。

その他の収益は、受託研究事業収入などにより765百万円（同80.4%増加）を計上、その他の費用は海外子会社であるLeyLine社に係るのれんの減損損失等の計上などにより195百万円（同72.4%減少）を計上した結果、営業損失は926百万円（前年同期は営業損失2,018百万円）を計上しました。

また、金融収益は投資有価証券評価益などにより539百万円、CEJファンドに係る損益△172百万円、法人所得税費用は繰延税金費用などにより174百万円等を計上した結果、親会社の所有者に帰属する当期損失は577百万円（前年同期は親会社の所有者に帰属する当期損失1,476百万円）を計上しています。

なお、当社は独自技術を持ったスタートアップ企業との業務提携や資本提携を行っており、当該非上場株式についてIFRS第9号「金融商品」に基づき公正価値を算定しています。当連結会計年度において、公正価値を算定した結果、投資有価証券評価益507百万円を「金融収益」及び「CEJファンドに係る損益」に、投資有価証券評価損998百万円を「金融費用」及び「CEJファンドに係る損益」に含めて計上しました。また、当該評価に関する繰延税金費用95百万円を「法人所得税費用」として計上、CEJファンドの外部投資家持分への振替額453百万円を計上した結果、「当期利益」に与える影響額は△132百万円となります。

(3) 財政状態の分析

① 資産

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末比1,452百万円減少し、48,547百万円となりました。これは主として、現金及び現金同等物が1,669百万円、その他の金融資産（非流動）が519百万円、営業債権及びその他の債権が126百万円増加したものの、その他の金融資産（流動）が3,471百万円、のれんが368百万円、使用権資産が120百万円減少したことによるものです。

② 負債

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末比569百万円減少し、8,954百万円となりました。これは主として、繰延税金負債が162百万円増加したものの、CEJファンドにおける外部投資家持分が568百万円、リース負債（非流動）114百万円減少したことによるものです。

③ 資本

当連結会計年度末における資本は、前連結会計年度末比883百万円減少し、39,593百万円となりました。これは主として、利益剰余金が706百万円減少したことによるものです。

(4) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ1,669百万円増加し6,824百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、430百万円の資金流出（前連結会計年度は850百万円の資金流出）となりました。これは主に、減価償却費及び償却費592百万円、金融費用303百万円を計上したものの、税引前損失879百万円、金融収益539百万円、営業債権及びその他の債権の増加額126百万円を計上したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、2,325百万円の資金流入（前連結会計年度は2,075百万円の資金流出）となりました。これは主に、投資の取得による支出19,484百万円、投資有価証券の取得による支出915百万円を計上したものの、投資の償還による収入23,000百万円、投資有価証券の売却による収入264百万円を計上したもののことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、216百万円の資金流出（前連結会計年度は160百万円の資金流入）となりました。これは主に、リース負債の返済による支出161百万円を計上したことによるものです。

(5) 生産、受注及び販売の状況

① 生産実績

当連結会計年度における生産実績は、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	生産高 (百万円)	前年同期比 (%)
ロボット関連事業	321	128.6
合計	321	128.6

- (注) 1. 単一セグメントであるため、セグメント別の生産実績は記載していません。
2. 金額は、製造原価及び自社製作資産により表示しています。

② 受注実績

当連結会計年度における受注実績は、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)			
	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
ロボット関連事業	5,477	136.0	723	240.6
合計	5,477	136.0	723	240.6

- (注) 1. 単一セグメントであるため、セグメント別の受注実績は記載していません。

③ 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	販売高 (百万円)	前年同期比 (%)
ロボット関連事業	4,384	100.7
合計	4,384	100.7

- (注) 1. 単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績は記載していません。
2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
Pertubuhan Kaselamatan Social	308	7.1	475	10.8
Petroliaam Nasional Berhad	440	10.1	336	7.7

(6) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

① 経営成績に重要な影響を与える要因について

本書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3. 事業等のリスク」に記載のとおりです。

② 資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、現在、運転資金及び開発投資等の資金需要に対しましては、自己資金を充当することを基本としています。当連結会計年度末時点において、事業活動の維持に必要な手元資金を保有しており、十分な流動性を確保していると考えています。

③ 経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案し、社会貢献を前提として企業価値を最大限に高めるべく努めています。具体的には本書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりです。

④ 経営上の重要な非財務指標

当社グループでは、経営上の重要な非財務指標として、HAL®等の稼働台数を活用しています。

当社グループの主たる収益源は、HAL®等のレンタル・保守に係る売上であり、レンタル・保守契約に係る売上は、レンタル期間にわたり収益が計上され、翌会計年度以降にわたる継続的な収益計上が見込まれるため、当社グループは、現在の業績や将来の見通しを把握することを目的として、HAL®等の稼働台数を取締役会へ報告しています。

(単位：台)

稼働台数	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末	2025年3月末
HAL®医療用 (下肢タイプ)	351	368	442	474	527
HAL®福祉用等 (下肢タイプ)	342	341	351	364	367
HAL®単関節タイプ	391	492	584	620	697
HAL®腰タイプ 自立支援用及び 介護支援用	1,074	1,143	1,138	1,016	1,098
HAL®腰タイプ 作業支援用	459	417	419	394	422
清掃ロボット及び 搬送ロボット	141	147	164	172	178
合計	2,758	2,908	3,098	3,040	3,289

5 【重要な契約等】

(1) 特許等の独占的实施許諾に関する契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約 締結日	契約期間	契約内容
国立大学法人 筑波大学	茨城県つくば市	2012年 3月14日	契約締結日から許諾特 許の最終特許期間満了 日まで	ロボットスーツの製品に関する許諾特 許及び本技術を実施する独占的实施権

- (注) 1. 特許経費として許諾特許維持のために必要な経費を負担することになっています。
 2. 実施料として正味販売価格の1%に相当する金額又は保証額を支払うことになっています。

(2) 共同研究契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約 締結日	契約期間	契約内容
国立大学法人 筑波大学	茨城県つくば市	2011年 4月1日	2011年4月1日から 2026年3月31日まで	ロボットスーツを始めとするサイバニ クス分野に属する技術の実用化、高機 能化に関する研究開発

6 【研究開発活動】

当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の研究開発活動を記載していません。

当社グループは研究開発型のテクノロジー企業として、設立以来、サイバニクス技術を用いて人や社会の役に立つ製品・サービスを研究・開発しており、当連結会計年度の研究開発費の総額は1,065百万円と、販売費及び一般管理費全体の27.5%であり大きな割合を占めています。

研究開発に関しては、社会が直面する少子・超高齢化に伴う様々な課題に対処できる技術開発として、サイバニクス技術を駆使して、(1)次世代サイバニクス技術、(2)ロボット医療技術、(3)生活支援ロボット技術までを広く包括できる人支援技術を研究開発しています。基礎研究レベルから社会実装に至るまでの人とロボットと情報系が融合複合したトータルシステムの研究開発に注力しています。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の設備投資等の概要を記載していません。

設備投資については、管理機能の強化、研究開発機能の充実などを目的とした設備投資を継続的に実施しています。

当連結会計年度の設備投資の総額は296百万円であり、その主なものは、HAL®等のオペレーティング・リース資産の計上によるものです。

なお、重要な設備の除却及び売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 （名）
		オペレーティ ング・リース 資産	使用権 資産	有形固定資産				合計	
				建物 及び 構築物	土地 （面積㎡）	その他	計		
本社及び 事業所等	研究開発施設 生産施設 事務所	353	96	2,576	9,872 (104,021.58)	712	13,160	13,609	83 [38]

- (注) 1. IFRSに基づく金額を記載しています。また、百万円未満を四捨五入して記載しています。
 2. 現在休止中の主要な設備はありません。
 3. 帳簿価額のうち「その他」は機械装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定の合計です。
 4. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（契約社員及びパート）の年間の平均人員です。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	618,300,000
B種類株式	77,700,000
計	696,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数（株） (2025年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品取引業 協会名	内容
普通株式	137,445,809	137,445,809	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数 100株
B種類株式	77,700,000	77,700,000	非上場	単元株式数 10株
計	215,145,809	215,145,809	—	—

(注) 1. 株式の内容は次のとおり定款に定めています。

(i) 剰余金の配当及び残余財産の分配

普通株式及びB種類株式にかかる剰余金の配当及び残余財産の分配は、同順位かつ同額で行われる。

(ii) 議決権

普通株主及びB種類株主は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(iii) 譲渡制限

B種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、譲受人がB種類株主である場合においては、取締役会が会社法第136条又は第137条第1項の承認をしたものとみなす。

(iv) 種類株主総会の決議を要しない旨の定め

会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(v) 取得請求権

B種類株主は、いつでも、当社に対して、その有するB種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はB種類株主が取得の請求をしたB種類株式を取得するのと引換えに、当該B種類株主に対して、B種類株式1株につき普通株式1株を交付するものとする。

(vi) 取得条項

- a. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会がそれ以前の日を定めたときはその日）の到来をもって、その日に当社が発行するB種類株式の全部（当社が有するB種類株式を除く。）を取得し、B種類株式1株を取得するのと引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付する。

① 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（他の株式会社と共同して株式移転をする場合に限る。）にかかる議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日

② 当社が発行する株式につき公開買付けが実施された結果、公開買付者の所有する当社の株式の数が当社の発行済株式（当社が有する株式を除く。）の総数に対して占める割合が4分の3以上となった場合、当該公開買付けにかかる公開買付報告書が提出された日から90日目の日

なお、本号において「所有」、「公開買付者」又は「公開買付報告書」とは金融商品取引法第2章の2第1節に定める所有、公開買付者又は公開買付報告書を、「公開買付け」とは金融商品取引法第27条の3第1項に定める公開買付けをいう。

- ③ 株主意思確認手続において、確認手続基準日に議決権を行使することができる株主の議決権（但し、上記内容欄の記載にかかわらず、普通株式及びB種類株式のいずれの単元株式数も100株であるとみなして、議決権の数を計算する。以下、本号において同じ。）の3分の1以上を有する株主の意思が確認でき、意思を確認した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数が、当社が本号に基づき当社が発行するB種類株式の全部（当会社が有するB種類株式を除く。）を取得し、B種類株式1株を取得するのと引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付することに賛成した場合、当該株主意思確認手続の日から90日目の日
- なお、本号において「株主意思確認手続」とは、(1) 山海嘉之が当社の取締役を退任した場合（但し、重任その他退任と同時若しくは直後に選任される場合を除く。）に、当該退任の日（当該退任と同日を含む。）から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに、並びに、(2) 直前の株主意思確認手続の日の後5年以内に終了する事業年度のうち最終のもの終了後3か月以内に、それぞれ取締役会の決議により定める方法により確認手続基準日に議決権を行使することができる全ての株主の意思を確認するために行われる手続をいう。また、本号において「確認手続基準日」とは、株主意思確認手続のための基準日として取締役会の決議により定める日をいう。
- b. 当社は、B種類株主に関して次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社法第170条第1項に定める日に、当該各号に定めるB種類株式を取得し、当該B種類株式1株を取得するのと引換えに、当該B種類株主に対して、普通株式1株を交付する。
- ① B種類株主が、その有するB種類株式を第三者（他のB種類株主を除く。）に譲渡し、当該B種類株主又は当該B種類株式の譲受人から、当社に対して、当該B種類株式につき会社法第136条又は第137条に定める承認の請求がなされた場合、当該承認の請求がなされたB種類株式
- ② B種類株主が死亡した日から90日が経過した場合、当該B種類株主が有していたB種類株式の全部（但し、他のB種類株主に相続又は遺贈されたB種類株式及び当該90日以内に他のB種類株主に譲渡されたB種類株式を除く。）
- (vii) 株式の分割、株式の併合等
- a. 当社は、株式の分割又は株式の併合をするときは、普通株式及びB種類株式ごとに、同時に同一の割合とする。
- b. 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、B種類株主にはB種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- c. 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種類株主にはB種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- d. 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、B種類株主にはB種類株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
- e. 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、B種類株主にはB種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
- f. 当社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。）は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、B種類株主にはB種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するB種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
- g. 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びB種類株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合とする。
2. 普通株式の単元株式数は100株とし、B種類株式の単元株式数は10株としています。普通株式及びB種類株式について異なる単元株式数を定めているのは、当社の議決権を山海嘉之及び本財団法人に集中させることにより、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保し、人の殺傷や兵器利用を目的に利用されることを防止することにあります。
- また、当社グループの将来ビジョンである、少子高齢化という社会が直面する課題を解決しつつ、人支援産業という新しい産業分野を開拓するためには、サイバニクス技術の研究開発と事業経営を一貫して推進する必要があります。山海嘉之は、このサイバニクス技術を創出し、現在もサイバニクス研究の中心的存在であり、更にその革新的な技術を社会に還元するための事業推進者でもあります。このため、当社グループの企業価値向上（株主共同利益）には、当面の間、山海嘉之が経営に安定して関与し続けることが必要であると考えており、これを実現可能とするため、本スキームを採用しています。

3. 山海嘉之は、本スキームの継続性を確保するため、その時点で有するB種類株式の一部を本財団法人へ無償で譲渡することを予定しているとのことです。また、本財団法人は、B種類株式を継続して保有する予定であるとのことです。

B種類株主である本財団法人は、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保し、当社グループの企業価値が毀損されることを防止するため、いずれも以下の内容の議決権行使ガイドラインを定めています。

財団法人は、その所有する当社が発行するB種類株式について、株主総会及び種類株主総会において議決権を行使するにあたり、次の各号に規定する決議事項について、それぞれ当該各号に規定する場合には、反対の議決権を行使するものとする。なお、財団法人は、議決権行使ガイドラインの内容を変更する場合には、理事会の決議による承認を得るものとし、財団法人が定める方法により変更内容を公表する。

- a. 取締役の選解任に係る決議については、当該取締役の選解任によって、当社グループにおける先進技術の平和的利用が妨げられ、又は当社グループの企業価値が毀損される形での経営が行われると判断される場合
- b. その他の決議については、当該決議が可決されると、当社グループにおける先進技術の平和的利用が妨げられ、又は当社グループの企業価値が毀損されると判断される場合

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

	CYBERDYNE株式会社 2015年第1回 ストックオプション	CYBERDYNE株式会社 2016年第1回 無償ストックオプション	CYBERDYNE株式会社 2017年第1回 無償ストックオプション
決議年月日	2015年7月28日	2016年5月24日	2017年7月25日
付与対象者の 区分及び人数（人）	社外協力者1名		
新株予約権の数（個）※	78（注）1	46（注）1	105（注）1
新株予約権の目的となる 株式の種類、 内容及び株数（株）※	普通株式 7,800（注）1	普通株式 4,600（注）1	普通株式 10,500（注）1
新株予約権の行使時の 払込金額（円）※	1株当たり 1,806（注）2	1株当たり 3,060（注）2	1株当たり 1,788（注）2
新株予約権の行使期間※	2017年7月29日～ 2025年7月28日	2018年5月25日～ 2026年5月24日	2019年7月26日～ 2027年7月25日
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の 株式の発行価格及び 資本組入額（円）※	発行価格 1,806 資本組入額 903	発行価格 3,060 資本組入額 1,530	発行価格 1,788 資本組入額 894
新株予約権の行使条件※	（注）3		
新株予約権の譲渡に関する 事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する 事項※	（注）4		

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しています。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しています。

（注）1. 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、（注）2.（2）①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は次に定める調整に服する。

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (i) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

- (ii) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

- (iii) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

4. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3. に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年3月4日 (注)	—	普通株式 137,445,809 B種類株式 77,700,000	△26,768	10	—	26,714

(注) 2021年3月4日に、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金26,768百万円を減少し、その他資本剰余金に振り替えています。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	5	30	322	104	262	65, 335	66, 058	－
所有株式数 （単元）	－	24, 698	26, 216	287, 848	85, 943	6, 266	943, 017	1, 373, 988	47, 009
所有株式数の 割合（％）	－	1. 80	1. 91	20. 95	6. 26	0. 46	68. 63	100	－

(注) 1. 山海嘉之は普通株式及びB種類株式を保有しています。

2. 自己株式4,014,753株は、「個人その他」に40,147単元、「単元未満株式の状況」に53株含まれています。

B種類株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数10株）								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	2	－	－	1	3	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	400	－	－	7,769,600	7,770,000	－
所有株式数の 割合（％）	－	－	－	0.01	－	－	99.99	100	－

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
山海 嘉之	茨城県つくば市	80,738,000	38.24
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号	26,000,000	12.31
野村信託銀行株式会社（投信口）	東京都千代田区大手町2丁目2-2	1,690,000	0.80
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	1,489,534	0.70
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PO BOX 1093, QUEENSGATE HOUSE, SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	1,181,000	0.55
BNYM SA /NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1 HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	1,000,455	0.47
野村證券株式会社 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	東京都中央区日本橋1丁目13-1 (東京都千代田区丸の内1丁目1-2)	952,752	0.45
矢野 幹夫	愛媛県松山市	817,600	0.38
セントラル短資株式会社	東京都中央区日本橋本石町3丁目3-14	749,300	0.35
BNYMSANV RE GCLB RE JP RD LMGC (常任代理人 シティバンク)	BOULEVARD ANSPACH 1 1000 BRUXELLES, BELGIUM (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	671,005	0.31
計	—	115,289,646	54.61

所有議決権数別

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
山海 嘉之	茨城県つくば市	7,800,020	85.67
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号	260,000	2.85
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	16,900	0.18
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	14,895	0.16
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	QUEENSGATE HOUSE, SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	11,810	0.12
BNYM SA /NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1 HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	10,004	0.10
野村證券株式会社 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	東京都中央区日本橋1丁目13-1 (東京都千代田区丸の内1丁目1-2)	9,527	0.10
矢野 幹夫	愛媛県松山市	8,176	0.08
セントラル短資株式会社	東京都中央区日本橋本石町3丁目3-14	7,493	0.08
BNYMSANV RE GCLB RE JP RD LMGC (常任代理人 シティバンク)	BOULEVARD ANSPACH 1 1000 BRUXELLES, BELGIUM (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	6,710	0.07
計	—	8,145,535	89.46

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,014,700	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 133,384,100 B種類株式 77,700,000	普通株式 1,333,841 B種類株式 7,770,000	「1 (1) ② 発行済株式」 の「内容」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 47,009	—	—
発行済株式総数	215,145,809	—	—
総株主の議決権	—	9,103,841	—

(注) 「単元未満株式」の中には、当社所有の自己株式53株が含まれています。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する 所有株式数の 割合 (%)
(自己保有株式) CYBERDYNE 株式会社	茨城県つくば市学園南 二丁目2番地1	4,014,700	—	4,014,700	1.9
計	—	4,014,700	—	4,014,700	1.9

(注) 上記の他、当社所有の単元未満株式53株があります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（百万円）
当事業年度における取得自己株式	179	0
当期間における取得自己株式	—	—

（注） 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （百万円）	株式数（株）	処分価額の総額 （百万円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（ — ）	—	—	—	—
保有自己株式数	4,014,753	—	4,014,753	—

（注） 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていません。

3 【配当政策】

当社グループは、HAL®を中心としたサイバニクス技術を用いた製品及びサービスへの先行投資の段階にあり、研究開発活動を継続的に実施していく必要があります。また、財務体質の強化及び事業拡大のために当面は内部留保の充実に努める方針です。しかしながら、株主に対する利益還元は重要な経営課題として認識しており、将来は経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当も検討する所存です。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めています。

これらの配当の決定機関としては、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっています。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、長期的に企業価値を高めていくために、透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要であると認識しています。コーポレート・ガバナンスは当社のステークホルダーと良好な関係を構築するための重要事項であると考えています。当社の意思決定や行動が法令や市場のルールに反していないかという適法性を重視するだけではなく、社会の要請に反していないか、社会に貢献しているかという企業の社会性も重視しています。さらに、コーポレート・ガバナンスが的確に機能するためには徹底した透明性が必要であると考えており、法令等で義務付けられた範囲に限定することなく、株主や投資家をはじめ、従業員や顧客に対しても積極的に情報開示を行う考えです。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

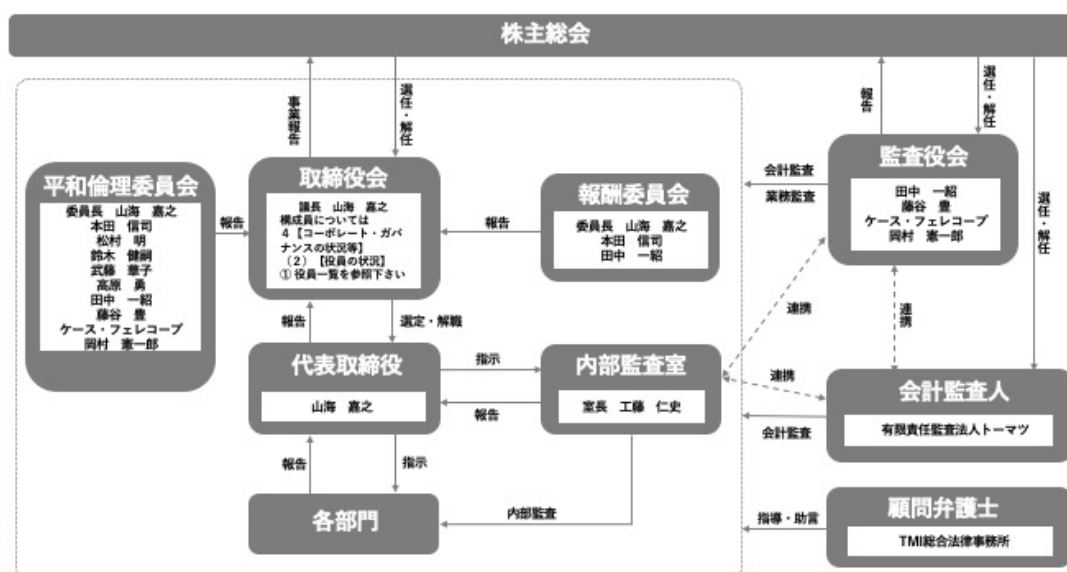
当社は、取締役会設置会社であり、取締役会は年間スケジュールに基づき定期的に開催され、迅速な意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っています。有価証券報告書提出日現在、取締役会は6名の取締役（社外取締役4名含む）で構成されており、効率的な意思決定及び経営判断が可能な体制を構築しています。また、当社は監査役会設置会社であり、監査役会は4名の社外監査役で構成されています。監査役は取締役会において積極的に意見を述べ、職務執行状況や重要な意思決定について、客観的かつ独立した立場から監査を実施することで、ガバナンスの実効性を高めています。

取締役の報酬については、代表取締役が選任した役員等を委員とする報酬委員会（3名以上で構成）を設置し、同委員会での決議に基づき、取締役会へ報酬に関する意見を報告する体制としています。 国立大学法人筑波大学との関係における利益相反を防止するため、同大学と利害関係を有しない独立社外取締役の人数を、大学関係者を除く取締役の人数と同数以上に維持することとしています。これにより、筑波大学との利益相反が関係する取締役会の決議において、必要に応じて社外取締役による普通決議の否決が可能となり、利益相反防止体制を構築しています。

また、少数株主保護の観点から、支配株主である山海嘉之氏および同氏が代表理事を務める一般財団法人山海健康財団、ならびに一般財団法人山海科学技術振興財団、並びに両財団の評議員、理事、監事が当社と取引を行う際には、社外取締役および社外監査役で構成される委員会の事前承認を得たうえで、取締役会決議を行う体制としています。

さらに、当社は、当社グループの先進技術が人の殺傷や兵器目的に利用されることを防止するため、「平和倫理委員会」を設置しています。同委員会は、代表取締役およびすべての社外役員により構成されており、当社の企業行動規範で定める「医療、介護、災害復旧」以外の事業領域への参入に際して、当該事業が人の殺傷や兵器利用を目的とする可能性の有無について審議・検証を行い、その結果を取締役会へ報告しています。

当社の有価証券報告書提出日現在のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は、以下のとおりです。



③ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

a. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制、その他業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決議しています。

(a) 当社及び子会社（以下「グループ」という。）の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はグループの取締役、使用人が法令・定款及び社内規則を遵守した行動をとるために、企業行動規範を始めとするコンプライアンス体制に係る規程を制定する。当社代表取締役がグループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、体制の構築、整備、維持を行う。また研修、監査、危機管理によって、グループの取締役及び使用人にコンプライアンスを周知徹底し、問題点の把握と解決に努める。

当社は関係会社管理規程を制定し、それに基づき主要な子会社の取締役（及び必要があれば監査役）を選任、子会社の重要事項を当社が承認、一部の子会社管理事務を当社コーポレート部門が担当することにより子会社における業務の適正性を確保する。

当社は当社社長直轄の内部監査部門を設置する。内部監査部門は内部監査規程、関係会社管理規程に基づきグループ全般の、法令・定款及び社内規則の遵守状況、リスクマネジメントに係る内部監査を実施する。その監査結果を、当社社長・監査役会・取締役会に報告する。

法令上疑義ある行為等についてグループの使用人が直接情報提供を行う手段として、ホットライン制度規程を制定し運用する。口頭、メール、チャット、意見箱などによる情報提供についてもホットライン制度規程の対象とする。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行に係る情報の保存及び管理方法を文書管理規程に定め、法令及びこれに従い、当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保管する。

取締役及び監査役は、それらの情報を常時閲覧できるものとする。

(c) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループのリスク管理体制の強化を図るため、当社代表取締役はリスクカテゴリー毎の責任部署を定めるとともに、それぞれの担当部署はリスクスコープ、リスクプロファイルの確認・自己評価規則・ガイドラインの制定を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は当社のコーポレート部門責任者が行うものとする。

新たに生じたリスクについては、対応責任者となる部門長を当社社長がすみやかに定める。

(d) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制基盤として、取締役会を年間スケジュールに基づき定期的に開催するほか、適宜臨時取締役会を開催する。

当社の取締役会の決定に基づく業務の執行状況は、担当する部門長が取締役会において定期的に報告し、監査役会がこれを監査する。

中長期的な経営方針を立案し、経営環境の変化に伴う影響を随時反映させるとともに、その進捗を取締役会に適宜報告する。

当社は、子会社の取締役の職務が効率的に行われるように、関係会社管理規程を制定し、当社主管部門の管理のもとに子会社を運営している。

(e) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は関係会社管理規程を制定し、子会社は規程に従って必要に応じて当社の子会社主管部門に子会社の職務の状況について報告する。

(f) 当社の監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役会と協議の上、適切な補助使用人及び兼任の使用人を配置することができる。

当該使用人への指揮命令権は監査役会に帰属し、取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の人事考課・異動は、監査役会の同意を得るものとする。

- (g) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実について、すみやかに当社の監査役に報告する。その他、法令及び当社の監査役会が制定する監査役会規則並びに監査役監査基準に基づき、監査役がグループの取締役及び使用人に対して報告を求めたときは、当該取締役及び使用人はすみやかに監査役に報告する。こうした事実の報告について網羅性を確保するために、当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人は、本項に記載する報告、関連項目に記載の内部監査、ホットライン、会計監査人等からの報告・情報等の聴取・収集に努める。

ホットライン制度規程に従い、グループにおける法令上疑義ある行為や重要なコンプライアンス上の問題が通報された場合は、その内容等についてコンプライアンス担当役員が取締役会に報告する。また、通報内容及び調査結果を常勤監査役に報告する。

当社の内部監査部門は当社監査役に対してグループにおける内部監査の状況を報告する。また、コンプライアンス担当役員は、必要に応じてコンプライアンスに関する状況を監査役に対して報告する。

- (h) 監査役への報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇を行わない。

- (i) 当社の監査費用の処理に係る方針に関する事項

監査役による職務の執行に伴う費用の前払い又は償還の請求があった場合には、当該監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じすみやかに支出する。

- (j) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が、必要があれば監査役によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保する。

当社は、監査役が取締役及び会計監査人その他の監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保する。

当社は、監査役の求めに応じて、監査役と子会社の監査役との連携及び子会社の使用人からの情報収集の機会を確保する。

b. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、上記体制を整備しその運用に努めている。当事業年度に実施した内部統制上重要と考えられる主な取り組みは以下のとおりである。

- (a) コンプライアンス体制

当社グループにおいては、企業行動規範を始めとするコンプライアンス体制に係る規程に基づき、全ての役職員が法令遵守に努めるとともに、コンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を図るため、ホットライン制度規程のもと、その手段等について適宜関係者へ周知徹底している。

- (b) リスク管理体制

当社グループにおいては、当社代表取締役はリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、リスク状況の監視及び対応を実施している。また、その実施状況は、内部監査や監査役監査の対象としている。

- (c) 取締役の職務執行の効率性

当社においては、取締役会を年間スケジュールに基づき定期的に開催するほか、適宜臨時取締役会を開催し、業務の執行状況の報告（子会社を含む）、年度の業績進捗等（子会社を含む）について、確認している。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社では、企業行動規範、リスク管理規程及びホットライン制度規程等を制定しリスク管理体制の強化を図っています。なお、リスクコントロールによる経営の健全化と収益基盤の安定化は当社の重要課題であるため、TMI総合法律事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じて法律問題全般について助言・指導を受けています。

⑤ 自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、株主への機動的な利益還元を目的として取締役会決議による自己株式の取得を可能とする旨を定款で定めています。

⑥ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としています。

⑧ 責任免除の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るようにするため、取締役会の決議により取締役（取締役であった者を含む）及び監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める額の範囲内において免除する決議ができる旨を、定款に定めています。

⑨ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が填補されることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。

⑩ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めています。

⑪ 取締役の選任要件

当社は、取締役の選任決議の際は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めています。

⑫ 株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、種類株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めています。

⑬ 株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。また会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議要件について、議決権を行使することができる種類株主の3分の1以上を有する種類株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めています。これは、株主総会及び種類株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会及び種類株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

⑭ B種類株式について

普通株式の単元株式数は100株とし、B種類株式の単元株式数は10株としています。普通株式及びB種類株式について異なる単元株式数を定めているのは、当社の議決権を山海嘉之及び本財団法人に集中させることにより、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保し、人の殺傷や兵器利用を目的に利用されることを防止することにあります。

また、当社グループの将来ビジョンである、少子高齢化という社会が直面する課題を解決しつつ、人支援産業という新しい産業分野を開拓するためには、サイバニクス技術の研究開発と事業経営を一貫して推進する必要があります。山海嘉之は、このサイバニクス技術を創出し、現在もサイバニクス研究の中心的存在であり、更にその革新的な技術を社会に還元するための事業推進者でもあります。このため、当社グループの企業価値向上（株主共同利益）には、当面の間、山海嘉之が経営に安定して関与し続けることが必要であると考えており、これを実現可能とするため、本スキームを採用しています。

山海嘉之は、本スキームの継続性を確保するため、その時点で有するB種類株式の一部を本財団法人へ無償で譲渡することを予定しているとのことです。また、本財団法人は、B種類株式を継続して保有する予定であるとのことです。

B種類株主である本財団法人は、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保し、当社の企業価値が毀損されることを防止するため、いずれも以下の内容の議決権行使ガイドラインを定めています。

財団法人は、その所有する当社が発行するB種類株式について、株主総会及び種類株主総会において議決権を行使するにあたり、次の各号に規定する決議事項について、それぞれ当該各号に規定する場合には、反対の議決権を行使するものとする。なお、財団法人は、議決権行使ガイドラインの内容を変更する場合には、理事会の決議による承認を得るものとし、財団法人が定める方法により変更内容を公表する。

- a. 取締役の選解任に係る決議については、当該取締役の選解任によって、当社グループにおける先進技術の平和的利用が妨げられ、又は当社グループの企業価値が毀損される形での経営が行われると判断される場合
- b. その他の決議については、当該決議が可決されると、当社グループにおける先進技術の平和的利用が妨げられ、又は当社グループの企業価値が毀損されると判断される場合

⑮ 取締役会の活動状況

当事業年度において取締役会を8回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏 名	開催回数	出席回数
代表取締役	山海 嘉之	8回	8回
取締役C O O	本田 信司	8回	8回
社外取締役	松村 明	8回	8回
社外取締役	鈴木 健嗣	8回	8回
社外取締役	武藤 華子	8回	8回
社外取締役	高原 勇	7回	7回

取締役会における具体的な検討内容は、自己株式の取得、取締役の競業・利益相反の検討、出資案件の検討、企業結合に係る検討等であります。

⑯ 報酬委員会の活動状況

当事業年度において報酬委員会を1回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏 名	開催回数	出席回数
委員長	山海 嘉之	1回	1回
委員	本田 信司	1回	1回
委員	田中 一紹	1回	1回

報酬委員会の具体的な検討内容は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等について検討及び取締役会へ答申を行うことであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 2025年6月24日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性9名 女性1名 （役員のうち女性の比率10%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	山海 嘉之	1958年6月24日生	2003年7月 筑波大学機能工学系教授 2004年4月 筑波大学システム情報系教授 (現任) 2004年6月 当社設立取締役 2006年2月 当社代表取締役社長（現任） 当社研究開発部門責任者（現任） 2010年3月 内閣府FIRSTプログラム研究統括 2011年10月 筑波大学サイバニクス研究センター長 2013年8月 Cyberdyne Care Robotics GmbH 取締役（現任） 2014年6月 内閣府ImPACTプログラムマネージャー 2016年8月 CYBERDYNE USA Inc. 取締役（現任） 2017年10月 筑波大学サイバニクス研究センター研究統括（現任） 2020年6月 筑波大学未来社会工学開発研究センター長（現任） 2023年4月 CYBERDYNE MALAYSIA SDN. BHD. 取締役（現任） 内閣府SIPプログラム プログラムディレクター（現任）	(注) 4	(普通株式) 3,042,000 (B種類株式) 77,696,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役COO	本田 信司	1958年5月26日生	1981年4月 武田薬品工業株式会社入社 2001年1月 TAPファーマシューティカル・プロダクツInc. 執行副社長EVP 2005年10月 武田薬品工業株式会社米国統括 2008年6月 武田薬品工業株式会社海外事業推進部長 2009年4月 武田ファーマシューティカルズ・ノースアメリカInc. 社長兼CEO 2011年6月 武田薬品工業株式会社コーポレートオフィサー 武田ファーマシューティカルズ・インターナショナルInc. チーフインテグレーションオフィサー 2012年4月 武田薬品工業株式会社コーポレートオフィサー経営企画部長 2014年6年 武田薬品工業株式会社専務取締役経営企画部長 2014年10月 武田薬品工業株式会社専務取締役CSO 2018年1月 日清食品ホールディングス株式会社執行役員経営企画担当 2018年2月 日清食品ホールディングス株式会社執行役員CSO（グループ経営戦略責任者） 2018年3月 英国プレミアフーズ社社外取締役 2018年6月 日清食品ホールディングス株式会社常務執行役員CSO 2022年6月 株式会社ユー・エス・エス社外取締役 2023年6月 当社社外取締役 2023年12月 当社取締役COO（現任） 2023年12月 CEJキャピタル株式会社代表取締役（現任） CYBERDYNE USA INC. 取締役（現任） Cyberdyne Care Robotics GmbH 取締役（現任） 2024年1月 CYBERDYNE MALAYSIA SDN. BHD. 取締役（現任） 2024年6月 株式会社C 2 代表取締役（現任）	(注) 4	(普通株式) 21,800 (B種類株式) —

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (独立役員)	松村 明	1954年10月25日生	2004年3月 筑波大学臨床医学系教授（脳神経外科学） 2007年4月 筑波大学附属病院副院長 2011年4月 筑波大学附属病院・臨床研究推進支援センター部長 筑波大学欧州事務所（ドイツ・ボン）所長 2014年4月 筑波大学副学長・理事・附属病院院長 2016年3月 株式会社アートロン共同代表取締役（現任） 2016年4月 医療法人財団県南病院・理事（現任） 2020年4月 茨城県立医療大学学長 2021年6月 当社社外取締役（現任） 2024年6月 一般財団法人日本漢方医学教育振興財団理事長（現任） President, International Society for Neutron Capture Therapy（現任） 2025年1月 順天堂大学客員教授（放射線治療科）（現任） 2025年4月 茨城県西部医療機構ちくせい総合健診センター長（現任）	(注) 4	(普通株式) 5,000 (B種類株式) —
取締役 (独立役員)	鈴木 健嗣	1975年1月17日生	2014年10月 科学技術振興機構（JST）CREST 研究代表者 2016年4月 筑波大学システム情報系教授（現任） 2017年10月 筑波大学サイバニクス研究センター センター長 2018年4月 PLIMES株式会社代表取締役社長（現任） 2019年1月 IEEE Robotics Automation Society, AdCom member（理事） 2019年10月 科学技術振興機構（JST）CREST 研究代表者（現任） 2021年2月 つくば市顧問（スマートシティ／スーパーシティ担当）（現任） 2021年6月 当社社外取締役（現任） 2024年4月 筑波大学システム情報系長・大学執行役員（現任）	(注) 4	(普通株式) — (B種類株式) —

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (独立役員)	武藤 華子	1965年4月16日生	1986年8月 株式会社三井銀行（三井住友銀行）入行 1999年10月 ソニー株式会社入社 2008年5月 三菱商事・UBSリアルティ株式会社入社 2012年4月 株式会社ネクソン入社 2013年5月 マッキンゼー・アンド・カンパニー日本支社入社 2018年11月 日本エア・リキード株式会社（合同会社）入社 JIMGA（一般社団法人 日本産業ガス医療ガス協会） 2022年7月 コーン・フェリー・ジャパン株式会社パートナー 2023年6月 当社社外取締役（現任） 2023年12月 株式会社FPG社外取締役（現任） 2025年3月 江崎グリコ株式会社社外取締役（現任）	(注) 4	(普通株式) — (B種類株式) —
取締役 (独立役員)	高原 勇	1964年2月12日生	1988年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2009年2月 同 BR-VI室長 2011年1月 同 VA開発部長 2013年9月 同 技術統括部主査 2017年4月 筑波大学未来社会工学開発研究センター長 筑波大学特命教授（現任） 2019年4月 慶応義塾大学特別招聘教授 2019年6月 内閣府大臣官房審議官 2021年4月 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官 東北大学参与（現任） 2023年5月 公立大学法人大阪特別顧問（現任） 2023年9月 当社顧問 内閣府戦略的イノベーション創造プログラムサブプログラムディレクター（現任） 2023年12月 一般社団法人量子技術による新産業創出協議会アドバイザー（現任） 2024年4月 慶応義塾大学特任教授（現任） 2024年6月 当社社外取締役（現任）	(注) 4	(普通株式) — (B種類株式) —
監査役 (独立役員)	田中 一紹	1957年4月3日生	1980年4月 丸紅株式会社入社 2008年4月 同社執行役員 2011年4月 同社常務執行役員 2013年6月 同社代表取締役常務執行役員 2015年4月 同社常務執行役員 2016年6月 MXモバイルリング株式会社代表取締役会長 2020年6月 同社顧問 2021年6月 当社社外監査役（現任）	(注) 5	(普通株式) — (B種類株式) —

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (独立役員)	藤谷 豊	1953年4月1日生	1975年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2005年1月 有限責任あずさ監査法人入所 2011年6月 当社社外監査役（現任）	(注) 5	(普通株式) － (B種類株式) －
監査役	ケース・ フェレコープ	1956年5月4日生	1981年5月 ロッテルダム地方裁判所及びアムステルダム地方裁判所において弁護士登録 1992年5月 日本における外国法事務弁護士資格登録 2003年5月 アレン アンド オーベリー外国法事務弁護士事務所マネージングパートナー 2005年10月 英国イングランド&ウェールズ弁護士資格取得 2007年6月 当社社外監査役（現任） 2023年4月 株式会社あしびや本舗取締役（現任）	(注) 5	(普通株式) 10,000 (B種類株式) －
監査役 (独立役員)	岡村 憲一郎	1971年8月18日生	1994年4月 中央監査法人入所 2007年2月 株式会社BizNext代表取締役（現 かねて会計アドバイザー株式会社）（現任） 2011年6月 税理士法人赤坂総合会計事務所代表社員（現 かねて税理士法人）（現任） 2011年6月 当社社外監査役（現任） 2015年6月 SGホールディングス株式会社社外監査役（現任） 2016年6月 兼松サステック株式会社社外取締役（監査等委員） 2019年9月 ユナイテッド・アーバン投資法人監督役員（現任）	(注) 5	(普通株式) － (B種類株式) －
計					(普通株式) 3,078,800 (B種類株式) 77,696,000

- (注) 1. 取締役松村明、鈴木健嗣、武藤華子及び高原勇は社外取締役です。
2. 監査役田中一紹、藤谷豊、ケース・フェレコープ及び岡村憲一郎は社外監査役です。
3. 取締役松村明、鈴木健嗣、武藤華子及び高原勇並びに監査役田中一紹、藤谷豊及び岡村憲一郎は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから独立役員に指定し、同取引所に届け出しています。
4. 取締役の任期は、2023年6月22日の定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期満了する時までであります。
5. 監査役の任期は、2021年6月24日の定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。

b. 2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役5名選任の件」、「監査役3名選任の件」を提案しており、当該議案が可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。
男性8名 女性一名 （役員のうち女性の比率－％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	山海 嘉之	1958年6月24日生	2003年7月 筑波大学機能工学系教授 2004年4月 筑波大学システム情報系教授 (現任) 2004年6月 当社設立取締役 2006年2月 当社代表取締役社長 (現任) 当社研究開発部門責任者 (現任) 2010年3月 内閣府FIRSTプログラム研究統括 2011年10月 筑波大学サイバニクス研究センター長 2013年8月 Cyberdyne Care Robotics GmbH 取締役 (現任) 2014年6月 内閣府ImPACTプログラムマネージャー 2016年8月 CYBERDYNE USA Inc. 取締役 (現任) 2017年10月 筑波大学サイバニクス研究センター研究統括 (現任) 2020年6月 筑波大学未来社会工学開発研究センター長 (現任) 2023年4月 CYBERDYNE MALAYSIA SDN. BHD. 取締役 (現任) 内閣府SIPプログラム プログラムディレクター (現任)	(注) 4	(普通株式) 3,042,000 (B種類株式) 77,696,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役ＣＯＯ	本田 信司	1958年 5 月26日生	1981年 4 月 武田薬品工業株式会社入社 2001年 1 月 TAPファーマシューティカル・プロダクツInc. 執行副社長EVP 2005年10月 武田薬品工業株式会社米国統括 2008年 6 月 武田薬品工業株式会社海外事業推進部長 2009年 4 月 武田ファーマシューティカルズ・ノースアメリカInc. 社長兼CEO 2011年 6 月 武田薬品工業株式会社コーポレートオフィサー 武田ファーマシューティカルズ・インターナショナルInc. チーフインテグレーションオフィサー 2012年 4 月 武田薬品工業株式会社コーポレートオフィサー経営企画部長 2014年 6 年 武田薬品工業株式会社専務取締役経営企画部長 2014年10月 武田薬品工業株式会社専務取締役CSO 2018年 1 月 日清食品ホールディングス株式会社執行役員経営企画担当 2018年 2 月 日清食品ホールディングス株式会社執行役員CSO（グループ経営戦略責任者） 2018年 3 月 英国プレミアフーズ社社外取締役 2018年 6 月 日清食品ホールディングス株式会社常務執行役員CSO 2022年 6 月 株式会社ユー・エス・エス社外取締役 2023年 6 月 当社社外取締役 2023年12月 当社取締役ＣＯＯ（現任） CEJキャピタル株式会社代表取締役（現任） CYBERDYNE USA INC. 取締役（現任） Cyberdyne Care Robotics GmbH 取締役（現任） 2024年 1 月 CYBERDYNE MALAYSIA SDN. BHD. 取締役（現任） 2024年 6 月 株式会社C 2 代表取締役（現任）	(注) 4	(普通株式) 21,800 (B 種類株式) -

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (独立役員)	松村 明	1954年10月25日生	2004年3月 筑波大学臨床医学系教授（脳神経外科学） 2007年4月 筑波大学附属病院副院長 2011年4月 筑波大学附属病院・臨床研究推進支援センター部長 筑波大学欧州事務所（ドイツ・ボン）所長 2014年4月 筑波大学副学長・理事・附属病院院長 2016年3月 株式会社アートロン共同代表取締役（現任） 2016年4月 医療法人財団県南病院・理事（現任） 2020年4月 茨城県立医療大学学長 2021年6月 当社社外取締役（現任） 2024年6月 一般財団法人日本漢方医学教育振興財団理事長（現任） President, International Society for Neutron Capture Therapy（現任） 2025年1月 順天堂大学客員教授（放射線治療科）（現任） 2025年4月 茨城県西部医療機構ちくせい総合健診センター長（現任）	(注) 4	(普通株式) 5,000 (B種類株式) —
取締役 (独立役員)	鈴木 健嗣	1975年1月17日生	2014年10月 科学技術振興機構（JST）CREST 研究代表者 2016年4月 筑波大学システム情報系教授（現任） 2017年10月 筑波大学サイバニクス研究センター センター長 2018年4月 PLIMES株式会社代表取締役社長（現任） 2019年1月 IEEE Robotics Automation Society, AdCom member（理事） 2019年10月 科学技術振興機構（JST）CREST 研究代表者（現任） 2021年2月 つくば市顧問（スマートシティ／スーパーシティ担当）（現任） 2021年6月 当社社外取締役（現任） 2024年4月 筑波大学システム情報系長・大学執行役員（現任）	(注) 4	(普通株式) — (B種類株式) —

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (独立役員)	高原 勇	1964年2月12日生	1988年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2009年2月 同 BR-VI室長 2011年1月 同 VA開発部長 2013年9月 同 技術統括部主査 2017年4月 筑波大学未来社会工学開発研究センター長 筑波大学特命教授 (現任) 2019年4月 慶応義塾大学特別招聘教授 2019年6月 内閣府大臣官房審議官 2021年4月 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官 東北大学参与 (現任) 2023年5月 公立大学法人大阪特別顧問 (現任) 2023年9月 当社顧問 内閣府戦略的イノベーション創造プログラムサブプログラムディレクター (現任) 2023年12月 一般社団法人量子技術による新産業創出協議会アドバイザー (現任) 2024年4月 慶応義塾大学特任教授 (現任) 2024年6月 当社社外取締役 (現任)	(注) 4	(普通株式) — (B種類株式) —
監査役 (独立役員)	田中 一紹	1957年4月3日生	1980年4月 丸紅株式会社入社 2008年4月 同社執行役員 2011年4月 同社常務執行役員 2013年6月 同社代表取締役常務執行役員 2015年4月 同社常務執行役員 2016年6月 MXモバイリング株式会社代表取締役会長 2020年6月 同社顧問 2021年6月 当社社外監査役 (現任)	(注) 5	(普通株式) — (B種類株式) —
監査役	ケース・フェレコープ	1956年5月4日生	1981年5月 ロッテルダム地方裁判所及びアムステルダム地方裁判所において弁護士登録 1992年5月 日本における外国法事務弁護士資格登録 2003年5月 アレン アンド オーベリー外国法事務弁護士事務所マネージングパートナー 2005年10月 英国イングランド&ウェールズ弁護士資格取得 2007年6月 当社社外監査役 (現任) 2023年4月 株式会社あしびや本舗取締役 (現任)	(注) 5	(普通株式) 10,000 (B種類株式) —

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (独立役員)	岡村 憲一郎	1971年8月18日生	1994年4月 中央監査法人入所 2007年2月 株式会社BizNext代表取締役(現 かえで会計アドバイザー株式 会社) (現任) 2011年6月 税理士法人赤坂総合会計事務所 代表社員(現 かえで税理士法 人) (現任) 2011年6月 当社社外監査役(現任) 2015年6月 SGホールディングス株式会社社 外監査役(現任) 2016年6月 兼松サステック株式会社社外取 締役(監査等委員) 2019年9月 ユナイテッド・アーバン投資法 人監督役員(現任)	(注)5	(普通株式) — (B種類株式) —
計					(普通株式) 3,078,800 (B種類株式) 77,696,000

- (注) 1. 取締役松村明、鈴木健嗣及び高原勇は社外取締役です。
2. 監査役田中一紹、ケース・フェレコープ及び岡村憲一郎は社外監査役です。
3. 取締役松村明、鈴木健嗣及び高原勇並びに監査役田中一紹及び岡村憲一郎は、東京証券取引所有価証券上場
規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満た
しております。
4. 取締役の任期は、2025年6月25日開催予定の定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終
結の時までです。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期
満了する時までであります。
5. 監査役の任期は、2025年6月25日開催予定の定時株主総会終結の時から2029年3月期に係る定時株主総会終
結の時までです。

② 社外役員の状況

当社は提出日(2025年6月24日)現在、社外取締役を4名、社外監査役を4名となっております。

2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役5名選任の件」及び「監査役3
名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決されると社外取締役3名、社外監査役3名となりま
す。

当社は社外取締役又は社外監査役の当社からの独立性に関する基準又は方針の内容を定めていませんが、選
任にあたっては、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、経営者としての
豊富な経験や研究・金融・会計・法律に関する高い見識等を参考にしています。

当社では社外取締役及び社外監査役について、取締役の職務執行の監督を期待しています。

社外取締役 松村明氏は、医師及び病院経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、特に医療や臨床
について専門的な観点から業務執行に対する監督・助言を期待しています。なお、同氏は本書提出日現在にお
いて、当社の普通株式5,000株を保有していますが、重要性はないものと判断しています。当社と同氏の間に
は、それ以外の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はないものと判断しています。また、同
氏は医療法人財団県南病院理事、株式会社アートロン共同代表取締役を兼務していますが、当社とこれら2つ
の法人・組織との間には特別の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はないものと判断してい
ます。

社外監査役 ケース・フェレコープ氏は本書提出日現在において、当社の普通株式10,000株を保有していま
すが、重要性はないものと判断しています。当社と同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的关系又は取引
関係その他の利害関係はないものと判断しています。なお、その他の社外取締役及び社外監査役と当社との間
においても、特別な人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有は「① 役員一覧」の「所有株式数」欄に記載のとおりで
す。

- ③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は業務執行役員等の職務の執行を監督し、当社の業務の執行を監督しています。社外監査役は、取締役の職務執行の監査、並びに会計監査人の監督を行っています。社外監査役は、会計監査及び内部監査との相互連携を取った上で、その監査活動の状況を取締役会に定期的に報告する等により、取締役会の職務である取締役等の職務の執行の監督の一翼を担っています。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役監査は、監査役会規則及び監査役監査基準に基づき取締役の職務執行の監査などの業務監査を実施しています。また、社外監査役には会計、法律及びリスクマネジメント全般に精通した公認会計士資格、弁護士経験を有する社外監査役4名を選任しており、経営監視機能が有効に機能する体制を構築しています。

なお、常勤監査役 田中一紹氏は、大手総合商社において、新規プロジェクト開発や海外営業を含め、経営者として培った豊富な業務経験を有しています。監査役 藤谷豊氏は、金融機関や監査法人で培った豊富な業務経験、経営管理に関する相当程度の知見を有しています。監査役 ケース・フェレコープ氏は、英国及びオランダにおける弁護士（現在は資格返上）として、法律に関する相当程度の知見を有しています。また、監査役 岡村憲一郎氏は公認会計士及び米国公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役（社外）	田中 一紹	13回	13回
監査役（社外）	藤谷 豊	13回	12回
監査役（社外）	ケース・フェレコープ	13回	13回
監査役（社外）	岡村 憲一郎	13回	12回

監査役会における具体的な検討事項は、監査報告の作成、取締役会の意思決定の妥当性の検討、監査の方針及び監査実施計画、内部統制の整備・運用状況の監視及び検証、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等であります。

また、常勤監査役の活動として、取締役会など重要会議への出席・意見陳述、取締役等との連携、取締役の職務執行の監査、取締役・特任役員・子会社社長との面談、会計監査人・内部監査室との連携、内部統制に係る監査、棚卸への立ち会いなどを行い実効性のある監査を実施しております。

② 内部監査の状況

当社は、内部監査室（1名・兼任）を設置し、内部監査規程に基づき、必要な業務監査を実施するなど内部統制の充実に努めています。内部監査室長はコーポレート部門総務人事チームに所属しているため、総務人事チームに対する内部監査は、代表取締役社長が指名する監査員が監査を実施しています。内部監査室は年間の内部監査計画の策定にあたっては常勤監査役と連携しています。内部監査の結果については定期的に代表取締役及び監査役へ報告を行っています。また、内部監査の過程で発見された内部統制上の問題は、内部統制部門に改善の提言を行っています。監査役及び会計監査人とは、必要に応じて意見交換や情報交換を行うなどの連携を取り、効率的な監査を実施するよう努めています。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

15年間

c. 業務を執行した公認会計士

古谷 大二郎氏

寺田 大輝氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他15名、計24名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人を選定するにあたり、会計監査人が独立性及び必要な専門性を有すること、当社の広範な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる相応の規模と海外のネットワークを持つこと、監査体制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで総合的に判断しています。

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人が独立性及び必要な専門性を有すること、当社の広範な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる相応の規模と海外のネットワークを持つこと、監査体制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しています。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	42	—	42	—
連結子会社	6	—	7	—
計	47	—	49	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	—	—	—	—
計	—	—	—	—

非監査業務の内容

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社グループの一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している Deloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファーム以外に対して、監査証明業務に基づく報酬19百万円を支払っています。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社グループの一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している Deloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファーム以外に対して、監査証明業務に基づく報酬17百万円を支払っています。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、当社グループの規模、特性及び監査日数等の諸要素を勘案し、監査役会の同意のもと、取締役会で決定しています。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等について、報酬委員会へ諮問し、当該委員会での答申に基づき、定時株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で決定しています。当事業年度においては、2025年6月に開催した報酬委員会にて2025年7月以降の役員報酬等に係る審議を行い、その報告に基づき、2025年6月に開催した取締役会で承認のうえ決定しています。

なお、取締役の報酬限度額は、2006年5月31日開催の第2回定時株主総会において、年額1億円以内（8名以内）、監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第3回定時株主総会において、年額5千万円以内（5名以内）と決議しています。

取締役の個人別の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の業績や各取締役の管掌業務の成果等を勘案して固定額の基本報酬を決定する。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業務執行取締役の業績向上に対する意欲を高めることによる企業価値の持続的な向上を図ることを目的として、黒字化を前提にした業績連動報酬等の制度を導入する。ただし、社外取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。

業績連動報酬等の指標は、グループの最終損益を示す「連結当期利益」及びグループの本業の事業進捗の結果である「連結営業利益」とし、「連結当期利益」が黒字であれば基本報酬の2割を、さらに「連結営業利益」が黒字であれば、基本報酬の5割を業績連動報酬として支給する。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	54	54	—	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	25	25	—	—	—	8

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、社会課題の解決と新たなサイバニクス産業の創出を目的として、スタートアップ企業を支援・育成しています。

当社の保有する投資株式は、主に独自技術を持った非上場のスタートアップ企業であり、当社は当該投資株式を保有するにあたり対象企業と業務提携も行っており保有目的は純投資目的以外です。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

社会課題の解決と新たなサイバニクス産業の創出を通じて企業価値の維持又は向上に資すると判断した場合に株式を保有しています。

保有する株式については、保有の意義に照らした取組実績や進捗状況、リスク等を総合的に考慮し、必要に応じて取締役会において検証しています。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	26	3,735
非上場株式以外の株式	1	175

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	310	株式取得による増加
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	2	165
非上場株式以外の株式	1	137

c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
クリングルファーマ 株式会社	200,000	200,000	(保有目的) サイバニクス産業の創出加速のため。 (定量的な保有効果) 記載は困難です。	無
	175	105		
株式会社サイフュー ズ	—	233,300	(保有目的) サイバニクス産業の創出加速のため。 (定量的な保有効果) 記載は困難です。	無
	—	167		

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第312条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりです。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加する等を行っております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

	注記	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
		百万円	百万円
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	8, 33	5, 155	6, 824
営業債権及びその他の債権	9, 33	674	800
その他の金融資産	10, 33	11, 504	8, 033
棚卸資産	11	997	923
その他の流動資産	12	139	177
流動資産合計		18, 469	16, 758
非流動資産			
オペレーティング・リース資産	13, 18	359	353
有形固定資産	13	13, 237	13, 186
使用権資産	18	482	362
のれん	14	2, 134	1, 766
無形資産	14	48	45
持分法で会計処理されている投資	15	261	243
その他の金融資産	10, 33	14, 814	15, 333
繰延税金資産	16	142	455
その他の非流動資産	12	55	46
非流動資産合計		31, 530	31, 790
資産合計		49, 999	48, 547

	注記	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
		百万円	百万円
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	19, 33	606	533
社債及び借入金	17, 31, 33	84	22
リース負債	18, 31, 33	160	146
その他の流動負債	22	386	384
流動負債合計		1, 236	1, 085
非流動負債			
社債及び借入金	17, 31, 33	22	15
CEJファンドにおける外部投資家持分	31, 33, 34	5, 733	5, 165
リース負債	18, 31, 33	366	251
引当金	21	96	193
繰延税金負債	16	2, 040	2, 202
その他の非流動負債		30	43
非流動負債合計		8, 286	7, 869
負債合計		9, 523	8, 954
資本			
資本金	23	10	10
資本剰余金	23	42, 811	42, 297
自己株式	23	△1, 188	△1, 188
その他の資本の構成要素	32, 33	△787	△743
利益剰余金	23	△95	△801
親会社の所有者に帰属する持分合計		40, 752	39, 575
非支配持分		△275	18
資本合計		40, 477	39, 593
負債及び資本合計		49, 999	48, 547

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

	注記	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
		百万円	百万円
売上収益	6, 25	4, 354	4, 384
売上原価	11, 18, 20, 26	△1, 961	△2, 011
売上総利益		2, 393	2, 373
販売費及び一般管理費			
研究開発費	18, 20, 26	△877	△1, 065
その他の販売費及び一般管理費	18, 20, 26	△3, 251	△2, 804
販売費及び一般管理費合計		△4, 129	△3, 869
その他の収益	27	424	765
その他の費用	27	△707	△195
営業損失 (△)		△2, 018	△926
金融収益	28, 33	543	539
金融費用	33	△482	△303
CEJファンドに係る損益 (△は損失)	34	796	△172
持分法による投資損益 (△は損失)	15	21	△17
税引前損失 (△)		△1, 141	△879
法人所得税費用	16	△507	174
当期損失 (△)		△1, 648	△706
当期損失 (△) の帰属			
親会社の所有者		△1, 476	△577
非支配持分		△172	△129
当期損失 (△)		△1, 648	△706
1株当たり当期損失 (△)			
基本的1株当たり当期損失 (△) (円)	30	△6.99	△2.73
希薄化後1株当たり当期損失 (△) (円)	30	△6.99	△2.73

【連結包括利益計算書】

	注記	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
		百万円	百万円
当期損失 (△)		△1,648	△706
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて	29, 33	△59	68
公正価値で測定する金融資産			
純損益に振り替えられることのない			
項目合計		△59	68
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	29	231	29
純損益に振り替えられる可能性のある			
項目合計		231	29
税引後その他の包括利益		172	97
当期包括利益		△1,477	△609
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		△1,284	△490
非支配持分		△193	△120
当期包括利益		△1,477	△609

③【連結持分変動計算書】

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額	新株予約権
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年4月1日時点の残高	10	42,877	△1,188	△1,270	272	19
当期損失（△）	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	△59	251	—
当期包括利益合計	—	—	—	△59	251	—
株式報酬取引	32	7	—	—	—	—
自己株式の取得	23	—	△0	—	—	—
非支配持分との資本取引	—	△73	—	—	—	—
企業結合による変動	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	△66	△0	—	—	—
2024年3月31日時点の残高	10	42,811	△1,188	△1,329	523	19
当期損失（△）	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	68	19	—
当期包括利益合計	—	—	—	68	19	—
株式報酬取引	32	—	—	—	—	—
自己株式の取得	23	—	△0	—	—	—
非支配持分との資本取引	—	△514	—	—	—	—
企業結合による変動	—	—	—	—	△43	—
その他	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	△514	△0	—	△43	—
2025年3月31日時点の残高	10	42,297	△1,188	△1,261	499	19

親会社の所有者に帰属する持分					
注記	その他の資本の 構成要素			非支配持分	合計
	合計	利益剰余金	合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年4月1日時点の残高	△979	1,381	42,101	△118	41,983
当期損失（△）	—	△1,476	△1,476	△172	△1,648
その他の包括利益	192	—	192	△21	172
当期包括利益合計	192	△1,476	△1,284	△193	△1,477
株式報酬取引	32	—	7	—	7
自己株式の取得	23	—	△0	—	△0
非支配持分との資本取引	—	—	△73	31	△42
企業結合による変動	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	5	5
所有者との取引額合計	—	—	△66	36	△30
2024年3月31日時点の残高	△787	△95	40,752	△275	40,477
当期損失（△）	—	△577	△577	△129	△706
その他の包括利益	87	—	87	10	97
当期包括利益合計	87	△577	△490	△120	△609
株式報酬取引	32	—	—	—	—
自己株式の取得	23	—	△0	—	△0
非支配持分との資本取引	—	△114	△628	185	△443
企業結合による変動	△43	△16	△59	228	169
その他	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	△43	△130	△687	413	△274
2025年3月31日時点の残高	△743	△801	39,575	18	39,593

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

	注記	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
		百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前損失（△）		△1,141	△879
減価償却費及び償却費	13, 14, 18	677	592
減損損失	14	660	175
金融収益	28, 33	△543	△539
金融費用	33	482	303
CEJファンドに係る損益（△は益）	34	△796	172
持分法による投資損益（△は益）	15	△21	17
棚卸資産の増減額（△は増加）		△6	74
営業債権及びその他の債権の増減額 （△は増加）		△134	△126
営業債務及びその他の債務の増減額 （△は減少）		△85	△73
その他		88	△110
小計		△819	△394
利息及び配当金の受取額		27	28
利息の支払額		△0	△0
法人所得税の支払額		△7	△7
法人所得税の還付額		—	0
CEJファンドに係る管理費用等の支払額	34	△52	△56
営業活動によるキャッシュ・フロー		△850	△430
投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資の取得による支出		△20,000	△19,484
投資の償還による収入		18,000	23,000
有形固定資産の取得による支出	13	△216	△296
無形資産の取得による支出	14	△8	△9
投資有価証券の取得による支出	33	△455	△915
投資有価証券の売却による収入	33	572	264
子会社の支配喪失による支出		—	△245
貸付けによる支出		△3	△4
貸付金の回収による収入		5	—
その他		29	13
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,075	2,325

	注記	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
		百万円	百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入金の返済による支出	31	△10	△5
自己株式の取得による支出	31	△0	△0
リース負債の返済による支出	18, 31	△174	△161
CEJファンドにおける外部投資家からの払込による収入	31	680	—
CEJファンドにおける外部投資家に対する分配額・償還額	31	△320	△39
その他		△16	△11
財務活動によるキャッシュ・フロー		160	△216
現金及び現金同等物に係る換算差額		120	△10
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		△2, 646	1, 669
現金及び現金同等物の期首残高	8	7, 801	5, 155
現金及び現金同等物の期末残高	8	5, 155	6, 824

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

CYBERDYNE株式会社（以下「当社」という。）は茨城県つくば市に所在する株式会社です。その登記されている本社及び主要な事業所の住所は当社のウェブサイト（<https://www.cyberdyne.jp>）で開示しております。当社の連結財務諸表は、3月31日を期末日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）、並びに当社の関連会社及び共同支配企業に対する持分により構成されております。

当社グループは、社会が直面する様々な課題を解決するため、サイバニクスを駆使して、革新技術（イノベーション技術）の創生と基礎的研究開発から社会実装までを一貫した事業スキームとして事業展開し、革新技術の研究開発と新産業創出による市場開拓、これらの挑戦を通じた人材育成を上向きにスパイラルを描くように同時展開する未来開拓型企業であり、ロボット関連事業による単一セグメントで構成されております。詳細は注記「6. セグメント情報」に記載しております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2025年6月24日に代表取締役社長 山海 嘉之及び取締役COO 本田 信司によって承認されております。

(2) 測定的基础

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要性がある会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要性がある会計方針

(1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

一部の子会社の決算日は12月31日であり、これら子会社につきましては他の株主との関係及び契約上の取り決め等より、決算日を統一することが実務上不可能であるため、当社の報告期間の末日において仮決算を行い、当社の連結財務諸表に含めております。

当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しております。

② 関連会社

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務及び営業の方針に重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配をしていない企業をいいます。当社グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、当社グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。

関連会社については、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法によって会計処理しております。

関連会社の損失に対する、当社グループの負担（持分相当額）が、当該関連会社に対する投資持分を上回った場合には、当該投資持分の帳簿価額をゼロまで減額し、当社グループが関連会社に代わり債務（法的又は推定の債務）を負担する、又は支払いを行う場合を除き、それ以上の損失を認識しません。

関連会社に対する投資額の取得原価が、取得日に認識された識別可能な資産及び負債の正味の公正価値の当社グループ持分を超える金額は、のれんとして認識し、関連会社に対する投資の帳簿価額に含めております。当該のれんは区分して認識されないため、のれん個別での減損テストは実施しておりません。これに代わり、関連会社に対する投資の総額を単一の資産として、投資が減損している可能性を示唆する客観的な証拠が存在する場合に、減損テストを実施しております。

③ 共同支配企業

共同支配企業とは、当社グループを含む複数の当事者が経済活動に対する契約上合意された支配を共有し、その活動に関連する戦略的な財務上及び営業上の決定に際して、支配を共有する当事者すべての合意を必要とする企業をいいます。

当社グループが有する共同支配企業については、持分法によって会計処理しております。

連結財務諸表には、他の株主との関係等により決算日を親会社の決算日に統一することが実務上不可能であるため、決算日の異なる共同支配企業への投資が含まれております。当該共同支配企業の決算日は12月31日であり、決算日の差異により生じる期間の重要な取引又は事象の影響については調整を行っております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引コストは、発生時に費用処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下「測定期間」という。）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間です。

なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は純損益として認識しております。

(3) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レート、又はそれに近似するレートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定する外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については著しい変動がない限り期中の平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

(4) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産の通常の方法による売買はすべて、決済日基準により認識及び認識の中止を行います。通常の方法による売買とは、市場における規則又は慣行により一般に認められている期間内での資産の引渡しが要求される金融資産の購入又は売却をいいます。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識いたします。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているかどうかを評価しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識時点以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定いたします。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識時点以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定いたします。

信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断にあたっては、内部信用格付の格下げや、取引先の経営成績の悪化、期日経過情報等を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価いたします。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る金額は、純損益で認識しております。

減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益として戻入しております。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、損益を通じて公正価値で測定する金融負債、償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の損益として認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で表示しております。

④ 金融商品の公正価値

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

現金同等物には、譲渡性預金、合同運用金銭信託等を含めております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。取得原価は、製品及び仕掛品については個別法によって、商品及び原材料については移動平均法によって算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要した全てのコストを含んでおります。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。

(7) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	3年～50年
オペレーティング・リース資産	5年
工具、器具及び備品	2年～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) 無形資産

① のれん

企業結合により生じたのれんの当初認識時における測定は、「(2) 企業結合」に記載しております。

のれんの償却は行わず、每期、又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損テスト及び減損損失の測定については、「(10) 非金融資産の減損」に記載しております。

のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

② 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発コストを除き、その支出はすべて発生した期の費用として計上しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

ソフトウェア	5年
特許権	8年
顧客関連資産	3年

見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③ 研究開発費

研究関連支出については、発生時に費用認識しております。開発関連支出については、信頼性をもって測定することができ、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ資産計上いたします。

(9) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

借手としてのリース

リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。

使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料、発生した当初直接コスト等を調整した取得原価で当初測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース期間については、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である場合におけるリースの延長オプションの対象期間と、行使しないことが合理的に確実である場合におけるリースの解約オプションの対象期間を含む期間として測定しております。

リース負債は未払リース料総額をリースの計算利率ないし借手の追加借入利率で割り引いた現在価値で当初測定しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

なお、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な方法により費用として認識しております。

貸手としてのリース

当社グループが貸手となるリースについては、リース契約時にそれぞれのリースをファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類しております。

当社グループは、それぞれのリースを分類するにあたり、原資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的に全て移転するか否かを総合的に評価しております。移転する場合はファイナンス・リースに、そうでない場合はオペレーティング・リースに分類しております。この評価の一環として、解約不能期間等を基礎としたリース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占めているかなど、特定の指標を検討しております。

オペレーティング・リース取引によるリース料については、連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により収益として認識しております。なお、オペレーティング・リースとして貸与している主にHAL®等の機体は、オペレーティング・リース資産として連結財政状態計算書に表示しております。（オペレーティング・リース資産に係る会計方針は、注記「3. 重要性がある会計方針（7）有形固定資産」を参照ください。）

ファイナンス・リース取引においては、製造業者又は販売業者である貸手となる場合、開始日において、収益、売上原価、及びIFRS第15号が適用される売切り販売についての方針に従った販売損益を認識しております。（製品の販売に係る会計方針は、注記「25. 売上収益」を参照ください。）

契約上、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転するリースは、ファイナンス・リースに分類し、それ以外のリース取引は、オペレーティング・リースに分類しております。

(10) 非金融資産の減損

棚卸資産を除く非金融資産については、各報告期間の末日現在に、資産又は資金生成単位が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、減損テストを実施し、回収可能性を評価しております。

なお、資金生成単位とは、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位をいいます。

回収可能性の測定においては、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額とし、この回収可能価額と帳簿価額を比較して、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その額を減損損失として純損益で認識しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。なお、使用価値とは、資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値です。

のれんに関連する減損損失は戻し入れておりません。その他の資産又は資金生成単位の減損損失の戻入れについては、各報告期間の末日に、過年度に減損損失を計上した資産又は資金生成単位において、当該減損損失が消滅又は減少している可能性を示す兆候がある場合には、その資産又は資金生成単位の回収可能性を評価しております。回収可能価額が資産又は資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の帳簿価額から必要な償却又は減価償却費を控除した後の帳簿価額を上限として、減損損失の戻入れを行います。

(11) 従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与については、それらを支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

有給休暇費用については、将来の有給休暇等の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時点で負債として認識しております。

(12) 株式に基づく報酬

① ストック・オプション

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

② 譲渡制限付株式報酬

当社グループは、従業員等に対する持分決済型の株式に基づく報酬として、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。

受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から一定期間にわたって定額法により費用として認識し同額を資本の増加として認識しております。

(13) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

(14) 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

具体的な収益認識に関して、注記「25. 売上収益」に記載しております。

(15) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領するという合理的な保証が得られたときに公正価値で認識しております。

政府補助金が費用項目に関連する場合は、補助金で補償することが意図されている関連コストを費用として認識する期間にわたって、規則的に収益として認識しております。資産に関する補助金は、当該補助金の金額を資産の取得原価から控除しております。

(16) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金費用及び繰延税金費用から構成されております。これらは、その他の包括利益又は資本に直接認識される項目から生じる場合、及び企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しております。

当期税金費用は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されているものです。

繰延税金費用は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 企業結合取引ではなく、取引時に会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えず、かつ、取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引から発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識いたします。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しております。

(17) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(18) 資本及びその他の資本項目

① 普通株式

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を「資本金」及び「資本剰余金」に計上し、直接発行コストは「資本剰余金」から控除しております。

② 自己株式

自己株式を取得した場合は、直接取引コストを含む支払対価を、資本の控除項目として認識しております。自己株式を後に売却又は再発行した場合、受取対価を資本の増加として認識しております。この取引により生じた剰余金又は欠損金は、資本剰余金として表示しております。

(19) サイバニクス・エクセレンス・ジャパン1号投資事業有限責任組合に関する重要性がある会計方針

① 当社によるサイバニクス・エクセレンス・ジャパン1号投資事業有限責任組合の連結

当社は、サイバニクス・エクセレンス・ジャパン1号投資事業有限責任組合（以下、「CEJファンド」という。）を以下の理由により連結しています。

当社は、GP(無限責任組合員)であるCEJキャピタル株式会社（当社連結子会社）を通じて、CEJファンドの投資の意思決定を行い、CEJファンドに対するパワーを有しています。また、GPであるCEJキャピタル株式会社が成功報酬を受け取り、当社はLP（有限責任組合員）に帰属する投資成果に応じた配分をリターンとして受け取ります。当社は、ファンドに対するパワーを通じ、当該リターンに影響を及ぼす能力を有することから、ファンドに対しIFRS第10号「連結財務諸表」に基づく支配力を有しています。

なお、CEJファンドから支払われるGPであるCEJキャピタル株式会社への管理報酬及び成功報酬等は内部取引として連結上消去しています。

② CEJファンドによる投資

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

③ CEJファンドに対するLP（有限責任組合員）の出資持分

CEJファンドは、出資する各LPに対して資金拠出の要請（以下、キャピタル・コール）を行います。

a. 当社以外のLPの出資持分

CEJファンドは、投資事業有限責任組合契約において存続期間（効力発生日から最大12年間）が予め定められており、CEJファンドに出資する当社以外のLP（以下、「外部投資家」）が保有するCEJファンドに対する持分は、分配及び払戻しされることが明記されています。このため、連結財政状態計算書上「CEJファンドにおける外部投資家持分」として負債に計上し、「償却原価で測定する金融負債」に分類しています。当該負債の帳簿価額は、各四半期末で同ファンドを清算したと仮定した場合、投資事業有限責任組合契約に基づき外部投資家に帰属する持分の金額です。

「CEJファンドにおける外部投資家持分」は、キャピタル・コールに基づく外部投資家からの払込、外部投資家への分配・払戻し、CEJファンドの業績により変動します。このうちCEJファンドの業績による変動は、連結損益計算書上、「CEJファンドに係る損益」に含めて表示しています。また、「CEJファンドに係る損益」にはCEJファンドの設立費用及び管理費用などが含まれます。

外部投資家からの払込については、連結キャッシュ・フロー計算書上、財務活動によるキャッシュ・フローの「CEJファンドにおける外部投資家からの払込による収入」として表示しています。また、外部投資家への分配及び払戻しについては、財務活動によるキャッシュ・フローの

「CEJファンドにおける外部投資家に対する分配額・払戻し額」として表示されます。

b. 当社の出資持分

LPとしての当社のCEJファンドへの出資は、連結上消去します。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりです。

- ・金融商品に関する事項（注記「3. 重要性がある会計方針（4）金融商品」、注記「3. 重要性がある会計方針（19）サイバニクス・エクセレンス・ジャパン1号投資事業有限責任組合に関する重要性がある会計方針」、注記「10. その他の金融資産」、注記「33. 金融商品」及び注記「34. CEJファンド関連」）
- ・非金融資産の減損（注記「3. 重要性がある会計方針（10）非金融資産の減損」及び注記「13. 有形固定資産」「14. のれん及び無形資産」「15. 持分法で会計処理されている投資」）
- ・有形固定資産の耐用年数、残存価額の見積り（注記「3. 重要性がある会計方針（7）有形固定資産」及び注記「13. 有形固定資産」）
- ・繰延税金資産の回収可能性（注記「16. 法人所得税」）
- ・収益認識（注記「3. 重要性がある会計方針（14）収益」及び注記「25. 売上収益」）
- ・株式報酬の測定（注記「32. 株式に基づく報酬」）
- ・CEJファンドに対する外部投資家の出資持分の測定に関する見積り（注記「3. 重要性がある会計方針（19）サイバニクス・エクセレンス・ジャパン1号投資事業有限責任組合に関する重要性がある会計方針」）

5. 未適用の新基準

連結財務諸表の承認日までに主に以下の基準書及び解釈指針の新設又は改訂が公表されておりますが、当社グループはこれらを早期適用しておりません。

なお、これらの適用による影響は検討中であります。

IFRS		強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第9号 IFRS第7号	金融商品の分類及び測定の 修正	2026年1月1日	2027年3月期	金融資産の分類の明確化、金融負債の認識中止要件の追加及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関する開示規定の改訂
IFRS第18号	財務諸表における表示及び 開示	2027年1月1日	2028年3月期	財務諸表における表示及び開示に関する現行の会計基準であるIAS第1号を置き換える新基準

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、ロボット関連事業による単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) セグメント収益及び業績

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(3) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスに関する情報は、注記「25. 売上収益」を参照ください。

(4) 地域別に関する情報

売上収益及び非流動資産の地域別内訳は以下の通りです。

外部顧客への売上収益

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
日本	1,457	1,319
米州	1,521	1,565
EMEA (ヨーロッパ、中東、アフリカ地域)	908	939
APAC	468	562
合計	4,354	4,384

(注) 売上収益は、販売仕向先の所在地によっております。

非流動資産

本邦に所在している非流動資産の金額が連結財政状態計算書の非流動資産の金額の大部分を占めるため、記載を省略しております。

(5) 主要な顧客に関する情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	関連するセグメント名
Pertubuhan Kaselamatan Social	308	475	ロボット関連事業
Petroliaam Nasional Berhad	440	336	ロボット関連事業

7. 企業結合

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
現金及び現金同等物		
現金及び預金	5,155	6,824
合計	5,155	6,824

前連結会計年度及び当連結会計年度の連結財政状態計算書上における「現金及び現金同等物」の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上における「現金及び現金同等物」の残高は一致しております。

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
売掛金	663	622
未収入金	34	196
貸倒引当金	△23	△18
合計	674	800

営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

10. その他の金融資産

(1) その他の金融資産の内訳

その他の金融資産の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
その他の金融資産		
償却原価で測定する金融資産：		
債券	11,500	7,984
敷金・保証金	89	89
その他	22	266
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：		
株式	9,276	11,999
転換社債	4,266	1,853
その他	11	11
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産：		
株式	1,154	1,164
合計	26,318	23,366
流動資産	11,504	8,033
非流動資産	14,814	15,333
合計	26,318	23,366

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な銘柄及び公正価値等は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
銘柄	百万円	百万円
上場株式		
クリングルファーマ株式会社	105	175
株式会社サイフューズ	69	—
合計	174	175
非上場株式		
WHILL株式会社	626	626
株式会社マテリアルイノベーションつくば	100	100
その他	254	263
合計	980	990

政策投資目的で保有する株式については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産から認識された受取配当金はありません。

11. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
商品及び製品	259	264
仕掛品	75	31
原材料	663	628
合計	997	923

費用として認識し、連結損益計算書の「売上原価」に含めている棚卸資産の金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ377百万円及び401百万円です。

また、費用として認識し、連結損益計算書の「売上原価」に含めている棚卸資産の評価減の金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ7百万円及び12百万円です。

12. その他の資産

その他の資産の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
その他の流動資産		
前払費用	121	154
未収消費税等	3	10
その他	15	13
合計	139	177
その他の非流動資産		
長期前払費用	55	46
合計	55	46

13. 有形固定資産

(1) 増減表

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減、並びに帳簿価額は以下のとおりです。

取得原価	オペレーティング・リース資産	有形固定資産						合計
		土地	建物及び構築物	工具器具及び備品	その他	建設仮勘定	計	
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年4月1日	1,384	9,872	4,083	1,583	276	461	16,276	17,660
取得	117	—	3	83	7	9	103	220
売却又は処分	△22	—	—	△6	—	—	△6	△28
在外営業活動体の換算差額	—	—	4	23	1	—	28	28
その他	—	—	—	—	—	△4	△4	△4
2024年3月31日	1,479	9,872	4,090	1,683	285	467	16,397	17,877
取得	168	—	118	173	7	1	299	467
売却又は処分	△109	—	△5	△23	△1	—	△29	△139
在外営業活動体の換算差額	—	—	△3	27	△0	—	24	24
その他	—	—	—	△2	△4	△4	△10	△10
2025年3月31日	1,538	9,872	4,200	1,857	286	465	16,681	18,220

減価償却累計額 及び 減損損失累計額	オペレーティング・リース資産	有形固定資産						合計
		土地	建物及び構築物	工具器具及び備品	その他	建設仮勘定	計	
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年4月1日	△954	—	△1,279	△1,325	△266	—	△2,870	△3,823
減価償却費	△168	—	△167	△104	△5	—	△276	△444
売却又は処分	2	—	—	5	—	—	5	7
在外営業活動体の換算差額	—	—	△3	△17	△0	—	△20	△20
2024年3月31日	△1,120	—	△1,449	△1,440	△271	—	△3,161	△4,280
減価償却費	△145	—	△169	△172	△5	—	△346	△491
売却又は処分	79	—	0	7	1	—	8	87
在外営業活動体の換算差額	—	—	1	—	0	—	1	1
その他	—	—	—	2	0	—	2	2
2025年3月31日	△1,186	—	△1,617	△1,604	△274	—	△3,495	△4,681

(注) 有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」「研究開発費」及び「その他の販売費及び一般管理費」に含まれております。

帳簿価額	オペレーティング・リース資産	有形固定資産						合計
		土地	建物及び構築物	工具器具及び備品	その他	建設仮勘定	計	
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年4月1日	430	9,872	2,804	258	11	461	13,406	13,837
2024年3月31日	359	9,872	2,640	243	14	467	13,237	13,596
2025年3月31日	353	9,872	2,583	253	12	464	13,186	13,539

(2) 減損損失

当社の営業損益は継続してマイナスとなっているため、本社グループ（本社、生産施設及び研究開発施設）が属する資金生成単位（オペレーティング・リース資産353百万円、有形固定資産4,200百万円、使用権資産96百万円、無形資産18百万円）に減損の兆候を識別しており、減損テストの実施にあたり、回収可能価額を使用価値により測定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された事業計画を基礎とし、事業計画が対象とする期間後は、将来の不確実性を考慮した成長率を見積もっております。また、割引率（前連結会計年度8.9%、当連結会計年度11.9%）は加重平均資本コストを基礎として算定しております。

使用価値の見積りにおける重要な仮定は、将来キャッシュ・フローの見積りであり、将来キャッシュ・フローは、主として医療機器承認及び保険収載の時期や確度、導入施設数及び販売単価の予測等に影響を受けます。

これらの予測は、高い不確実性を伴い、使用価値の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。前連結会計年度及び当連結会計年度において計上した減損損失はありません。

14. のれん及び無形資産

(1) 無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減、並びに帳簿価額は以下のとおりです。

取得原価	のれん	無形資産				
		顧客関連資産	ソフトウェア	特許権	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年4月1日	2,531	77	173	20	19	289
取得	—	—	—	—	0	0
企業結合による取得	—	—	—	—	—	—
売却又は処分	—	—	—	—	—	—
在外営業活動体の換算差額	250	3	0	—	2	5
その他	—	—	—	—	—	—
2024年3月31日	2,781	81	173	20	21	294
取得	—	—	16	—	2	18
企業結合による取得	—	—	—	—	—	—
売却又は処分	—	—	△7	—	△1	△8
在外営業活動体の換算差額	△23	△0	—	—	△0	△0
その他	△345	—	—	—	—	—
2025年3月31日	2,413	81	182	20	22	303

償却累計額 及び 減損損失累計額	のれん	無形資産				
		顧客関連資産	ソフトウェア	特許権	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年4月1日	—	△27	△156	△19	△6	△209
償却費	—	△11	△6	△0	△3	△20
減損損失	△643	△17	—	—	—	△17
売却又は処分	—	—	—	—	—	—
在外営業活動体の換算差額	—	△0	—	—	△0	△1
その他	△4	—	—	—	—	—
2024年3月31日	△647	△55	△162	△20	△9	△247
償却費	—	△5	△6	—	△3	△14
減損損失	△175	—	—	—	—	—
売却又は処分	—	—	—	—	—	—
在外営業活動体の換算差額	—	3	—	—	△0	2
その他	175	—	—	—	—	—
2025年3月31日	△647	△58	△168	△20	△13	△259

(注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」「研究開発費」及び「その他の販売費及び一般管理費」に含まれております。

帳簿価額	のれん	無形資産				
		顧客関連資産	ソフトウェア	特許権	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年4月1日	2,531	50	17	0	13	80
2024年3月31日	2,134	26	10	—	12	48
2025年3月31日	1,766	22	14	—	9	45

(2) 重要なのれん

当社グループの連結財政状態計算書に認識されているのれんの前連結会計年度及び当連結会計年度の帳簿価額は、以下のとおりであります。企業結合で生じたのれんは、取得日に企業結合から利益がもたらされる資金生成単位に配分しております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
RISE Healthcare Group, Inc.	1,731	1,709
LeyLine GmbH	347	—
その他	57	57
合計	2,134	1,766

(3) のれんの減損テスト

当社グループは、のれんについて、毎期及び減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能額は、使用価値に基づき算定しております。使用価値は、過去の実績及び将来予測を反映した今後5年分の事業計画と成長率を基礎とした見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

重要なのれんが配分された資金生成単位の使用価値の算定に使用した割引率は、RISE Healthcare Group, Inc. が12.3%（前連結会計年度9.8%）でまた、成長率は資金生成単位の属する市場又は国における長期の平均成長率を勘案して決定しております。

これらの予測は、高い不確実性を伴い、使用価値の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

前連結会計年度において、連結子会社である株式会社C 2 ののれんなどの固定資産等の将来の回収可能性を検討し、減損損失660百万円（うち、のれん643百万円、無形資産17百万円）を連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

当連結会計年度において、連結子会社であるLeyLine GmbH（以下、LeyLine社）に係るのれんの将来の回収可能性を検討し、減損損失175百万円を連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

上記減損損失の計上については、買収当初想定していた収益性が見込まれなくなったことからのれん等の帳簿価額を回収可能額まで減額したものであります。

上記以外については、減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合には減損が発生するリスクがありますが、使用価値は当該資金生成単位グループの帳簿価額を十分に上回っており、減損テストに使用した主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。

15. 持分法で会計処理されている投資

関連会社及び共同支配企業に対する投資は、持分法で会計処理されております。また、当社グループにとって個々に重要性のある関連会社及び共同支配企業はありません。

(1) 関連会社に対する投資

個々には重要性のない関連会社に対する投資の帳簿価額は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
帳簿価額合計	0	0

個々には重要性のない関連会社の当期包括利益の持分取込額は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
当期利益に対する持分取込額	—	—
その他の包括利益に対する持分取込額	—	—
当期包括利益に対する持分取込額	—	—

(2) 共同支配企業に対する投資

個々には重要性のない共同支配企業に対する投資の帳簿価額は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
帳簿価額合計	261	243

個々には重要性のない共同支配企業の当期包括利益の持分取込額は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
当期利益に対する持分取込額	21	△17
その他の包括利益に対する持分取込額	—	—
当期包括利益に対する持分取込額	21	△17

16. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	2023年 4月1日	純損益を 通じて認識	その他の 包括利益を 通じて認識	2024年 3月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円
繰延税金資産				
繰越欠損金	93	12	—	106
その他	21	15	—	36
合計	114	27	—	142
繰延税金負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	1,287	535	—	1,822
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	244	—	△58	185
有形固定資産	37	△5	—	33
その他	9	△9	—	0
合計	1,577	521	△58	2,040

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	2024年 4月1日	純損益を 通じて認識	その他の 包括利益を 通じて認識	2025年 3月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円
繰延税金資産				
繰越欠損金	106	320	—	426
その他	36	△6	—	29
合計	142	314	—	455
繰延税金負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	1,822	111	—	1,932
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	185	—	28	213
有形固定資産	33	23	—	56
その他	0	△0	—	0
合計	2,040	134	28	2,202

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の繰延税金資産のうち、前連結会計年度または当連結会計年度に損失が生じている納税主体に帰属しているものは、それぞれ142百万円及び455百万円です。

これらの繰延税金資産は所在地国における税務上の繰越欠損金の期限内に十分な課税所得が稼得される範囲でのみ認識しています。

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
税務上の繰越欠損金	6,300	6,271
将来減算一時差異	4,645	4,070
合計	10,944	10,341

(注) 税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異は所得ベースの金額です。

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
1年目	595	503
2年目	503	475
3年目	474	587
4年目	598	1,726
5年目以降	4,129	2,980
合計	6,300	6,271

前連結会計年度及び当連結会計年度において、繰延税金負債を認識していない子会社などに対する投資に係る将来加算一時差異に重要性はありません。

これらは、当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高いため、繰延税金負債を認識しておりません。

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
当期税金費用	6	7
繰延税金費用	501	△181
合計	507	△174

(3) 実効税率の調整

法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	%	%
法定実効税率	34.26	34.26
課税所得計算上減算されない費用	△0.15	△0.06
控除対象外所得税	△0.11	△0.56
住民税均等割	△0.51	△0.66
海外子会社等の適用税率との差異	△2.80	△13.20
未認識の繰延税金資産	△54.53	△14.95
持分法投資損失	0.62	0.67
CEJファンドに係る損益	△20.63	18.39
その他	△0.58	△4.15
平均実際負担税率	△44.43	19.74

当社グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ34.26%及び34.26%です。なお、海外子会社については、その所在地における法人税等が課税されております。

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.26%から35.11%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

17. 社債及び借入金

「社債及び借入金」の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)	平均利率	返済期間
	百万円	百万円	%	
短期借入金	80	16	0.00	—
1年内返済予定の長期借入金	5	6	1.24	—
長期借入金	22	15	1.32	2026年～2027年
合計	106	38	—	—
流動負債	84	22	—	—
非流動負債	22	15	—	—
合計	106	38	—	—

18. リース

(1) リース（借手）

当社グループは、主として、土地、建物などを賃借しており、契約期間は2～20年です。また、更新オプション、購入選択権、エスカレーション条項、及びリース契約によって課された制限はありません。

リースに係る損益の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
使用権資産の減価償却費		
土地及び建物	168	166
工具器具備品	5	—
合計	174	166
リース負債に係る金利費用	16	15
短期リース費用	205	88
少額資産リース費用	0	0
変動リース料（注）	6	6

（注）リース負債の測定に含めていない変動リース料に係る費用です。

使用権資産の帳簿価額の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
使用権資産		
土地及び建物	482	362
合計	482	362

使用権資産の増加額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ75百万円及び一百万円です。

キャッシュ・アウトフローの合計額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ174百万円及び161百万円です。

リース負債の満期分析については、注記「33. 金融商品（2）財務上のリスク管理②流動性リスク管理」に記載しています。

(2) オペレーティング・リース（貸手）

当社グループは、主にHAL®等の機体を賃貸しております。また、更新オプション、重要な変動リース料、購入選択権、エスカレーション条項、及びリース契約によって課された制限はありません。

当社グループは、オペレーティング・リースの貸手として、HAL®等を賃貸しております。原資産については、インターネット等を介したモニタリングの実施や、契約書における使用場所の指定等を通じて、リスクの低減を行っております。

リース収益は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ1,493百万円及び1,582百万円です。

解約不能のオペレーティング・リースに基づく将来の受取最低リース料総額は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
1年以内	1,189	1,397
1年超2年以内	625	733
2年超3年以内	368	553
3年超4年以内	239	363
4年超5年以内	45	183
合計	2,466	3,230

(3) ファイナンス・リース（貸手）

HAL®等の機体に関する利用権を賃貸する場合に、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて借手に移転するリースは、ファイナンス・リースに分類しております。

当社グループは、ファイナンス・リースの貸手として、HAL®等を賃貸しております。原資産については、インターネット等を介したモニタリングの実施や、契約書における使用場所の指定等を通じて、リスクの低減を行っております。

また、当社グループは、HAL®等の機体の製造業者であるため、通常の売買契約と同様に、一時点で移転される財として収益を認識しており、ファイナンス・リースに係る販売損益は前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ48百万円及び一百万円です。なお、ファイナンス・リース契約に基づく正味リース投資未回収額に対する金融収益及び変動リース料については、発生しないため記載を省略しております。

19. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
買掛金	83	99
未払金	243	159
前受金	280	274
合計	606	533
流動	606	533
非流動	—	—
合計	606	533

営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

20. 従業員給付

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しており、ほぼすべての従業員が対象となっております。確定拠出制度は、一般的な投資リスク、利率リスク、インフレリスク等に晒されていますが、重要性はないものと判断しております。

確定拠出制度において費用として認識した金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ48百万円及び49百万円です。

21. 引当金

引当金の増減は以下のとおりです。

	資産除去債務
	百万円
2023年4月1日	96
期中増加額	—
割引計算の期間利息費用	—
期中減少額（その他）	—
2024年3月31日	96
期中増加額	96
割引計算の期間利息費用	—
期中減少額（その他）	—
2025年3月31日	193

資産除去債務は、当社グループが使用する建物、敷地等に対する原状回復義務に備えて、過去の実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。支出の時期は将来の事業計画等により影響を受けます。

引当金の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
流動負債	—	—
非流動負債	96	193
合計	96	193

22. その他の負債

その他の負債の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
その他の流動負債		
未払賞与	—	22
未払有給休暇	45	47
未払費用等	66	62
未払消費税等	24	23
預り金	54	26
その他租税債務	103	128
その他	95	77
合計	386	384
その他の非流動負債		
その他	30	43
合計	30	43

23. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数及び発行済株式総数

授権株式数及び発行済株式総数の増減は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	株	株
授権株式数：(注)		
普通株式	618,300,000	618,300,000
B種類株式	77,700,000	77,700,000
計	696,000,000	696,000,000
発行済株式総数：		
普通株式：		
期首残高	137,445,809	137,445,809
期中増減	—	—
期末残高	137,445,809	137,445,809
B種類株式：		
期首残高	77,700,000	77,700,000
期中増減	—	—
期末残高	77,700,000	77,700,000

(注) 授権株式数の詳細は以下のとおりです。

1. 株式の内容は次のとおり定款に定めております。

(i) 剰余金の配当及び残余財産の分配

普通株式及びB種類株式にかかる剰余金の配当及び残余財産の分配は、同順位かつ同額で行われる。

(ii) 議決権

普通株主及びB種類株主は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(iii) 譲渡制限

B種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、譲受人がB種類株主である場合においては、取締役会が会社法第136条又は第137条第1項の承認をしたものとみなす。

(iv) 種類株主総会の決議を要しない旨の定め

会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(v) 取得請求権

B種類株主は、いつでも、当社に対して、その有するB種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はB種類株主が取得の請求をしたB種類株式を取得するのと引換えに、当該B種類株主に対して、B種類株式1株につき普通株式1株を交付するものとする。

(vi) 取得条項

- a. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会がそれ以前の日を定めたときはその日）の到来をもって、その日に当社が発行するB種類株式の全部（当社が有するB種類株式を除く。）を取得し、B種類株式1株を取得するのと引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付する。

- ① 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（他の株式会社と共同して株式移転をする場合に限る。）にかかる議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日
 - ② 当社が発行する株式につき公開買付けが実施された結果、公開買付者の所有する当社の株式の数が当社の発行済株式（当社が有する株式を除く。）の総数に対して占める割合が4分の3以上となった場合、当該公開買付けにかかる公開買付報告書が提出された日から90日目の日
- なお、本号において「所有」、「公開買付者」又は「公開買付報告書」とは金融商品取引法第2章の2第1節に定める所有、公開買付者又は公開買付報告書を、「公開買付け」とは金融商品取引法第27条の3第1項に定める公開買付けをいう。

- ③ 株主意思確認手続において、確認手続基準日に議決権を行使することができる株主の議決権（但し、上記内容欄の記載にかかわらず、普通株式及びB種類株式のいずれの単元株式数も100株であるとし、議決権の数を計算する。以下、本号において同じ。）の3分の1以上を有する株主の意思が確認でき、意思を確認した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数が、当社が本号に基づき当社が発行するB種類株式の全部（当社が有するB種類株式を除く。）を取得し、B種類株式1株を取得するのと引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付することに賛成した場合、当該株主意思確認手続の日から90日目の日
- なお、本号において「株主意思確認手続」とは、(1) 山海嘉之が当社の取締役を退任した場合（但し、重任その他退任と同時若しくは直後に選任される場合を除く。）に、当該退任の日（当該退任と同日を含む。）から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに、並びに、(2) 直前の株主意思確認手続の日の後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものの終了後3か月以内に、それぞれ取締役会の決議により定める方法により確認手続基準日に議決権を行使することができる全ての株主の意思を確認するために行われる手続をいう。また、本号において「確認手続基準日」とは、株主意思確認手続のための基準日として取締役会の決議により定める日をいう。
- b. 当社は、B種類株主に関して次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社法第170条第1項に定める日に、当該各号に定めるB種類株式を取得し、当該B種類株式1株を取得するのと引換えに、当該B種類株主に対して、普通株式1株を交付する。
- ① B種類株主が、その有するB種類株式を第三者（他のB種類株主を除く。）に譲渡し、当該B種類株主又は当該B種類株式の譲受人から、当社に対して、当該B種類株式につき会社法第136条又は第137条に定める承認の請求がなされた場合、当該承認の請求がなされたB種類株式
 - ② B種類株主が死亡した日から90日が経過した場合、当該B種類株主が有していたB種類株式の全部（但し、他のB種類株主に相続又は遺贈されたB種類株式及び当該90日以内に他のB種類株主に譲渡されたB種類株式を除く。）
- (vii) 株式の分割、株式の併合等
- a. 当社は、株式の分割又は株式の併合をするときは、普通株式及びB種類株式ごとに、同時に同一の割合とする。
 - b. 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、B種類株主にはB種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
 - c. 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種類株主にはB種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
 - d. 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、B種類株主にはB種類株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
 - e. 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、B種類株主にはB種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
 - f. 当社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。）は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、B種類株主にはB種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するB種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
 - g. 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びB種類株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合とする。

2. 普通株式の単元株式数は100株とし、B種類株式の単元株式数は10株としております。普通株式及びB種類株式について異なる単元株式数を定めているのは、当社の議決権を山海嘉之及び山海嘉之が代表理事を務める一般財団法人山海健康財団及び一般財団法人山海科学技術振興財団（以下「本財団法人」と総称します。）に集中させることにより、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保し、人の殺傷や兵器利用を目的に利用されることを防止することにあります。

また、当社グループの将来ビジョンである、少子高齢化という社会が直面する課題を解決しつつ、人支援産業という新しい産業分野を開拓するためには、サイバニクス技術の研究開発と事業経営を一貫して推進する必要があります。山海嘉之は、このサイバニクス技術を創出し、現在もサイバニクス研究の中心的な存在であり、更にその革新的な技術を社会に還元するための事業推進者でもあります。このため、当社グループの企業価値向上（株主共同利益）には、当面の間、山海嘉之が経営に安定して関与し続けることが必要であると考えており、これを実現可能とするため、本スキームを採用しております。

3. 山海嘉之は、本スキームの継続性を確保するため、その時点で有するB種類株式の一部を本財団法人へ無償で譲渡することを予定しているとのことです。また、本財団法人は、B種類株式を継続して保有する予定であるとのことです。

B種類株主である本財団法人は、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保し、当社グループの企業価値が毀損されることを防止するため、いずれも以下の内容の議決権行使ガイドラインを定めております。

財団法人は、その所有する当社が発行するB種類株式について、株主総会及び種類株主総会において議決権を行使するにあたり、次の各号に規定する決議事項について、それぞれ当該各号に規定する場合には、反対の議決権を行使するものとする。なお、財団法人は、議決権行使ガイドラインの内容を変更する場合には、理事会の決議による承認を得るものとし、財団法人が定める方法により変更内容を公表する。

- a. 取締役の選解任に係る決議については、当該取締役の選解任によって、当社グループにおける先進技術の平和的利用が妨げられ、又は当社グループの企業価値が毀損される形での経営が行われると判断される場合
- b. その他の決議については、当該決議が可決されると、当社グループにおける先進技術の平和的利用が妨げられ、又は当社グループの企業価値が毀損されると判断される場合

(2) 自己株式

自己株式数及び残高の増減は以下のとおりです。

	株式数	金額
	株	百万円
2023年4月1日	4,011,673	1,188
期中増減	2,901	0
2024年3月31日	4,014,574	1,188
期中増減	179	0
2025年3月31日	4,014,753	1,188

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 資本剰余金

日本における会社法（以下「会社法」という。）では、株式の発行に対しての払込み又は給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(4) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができることとされております。

24. 配当金

配当金の支払額は以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

25. 売上収益

(1) 収益の分解

分解した収益の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
収益認識の時期		
一定の期間にわたり移転されるサービス	2,301	2,178
一時点で移転される財	273	411
一時点で移転されるサービス	1,779	1,795
合計	4,354	4,384

(注) 単一セグメントであるため、セグメント別の収益の内訳は記載しておりません。

一定の期間にわたり移転されるサービス

一定の期間にわたり移転されるサービスには、個別レンタル契約に基づくレンタル料収入、財の利用権の貸手となる場合のファイナンス・リースに係る収益に関連する保守契約に基づく保守売上、スマートフォン向けアプリの提供・運営による利用料売上、及びスポンサー収入が含まれております。

レンタル料収入は、顧客が対象製品を検収後、レンタル期間にわたり、使用量に応じた従量料金を各月の収益として認識する、又は、リース期間にわたって定額法により各月の収益として認識しております。

保守売上については、履行義務が契約期間にわたり時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、期間均等額で収益を計上しております。

スマートフォン向けアプリの提供・運営による利用料売上は、アプリケーションを通じてサービスを一定期間にわたり提供しており、時の経過に応じて収益を計上しています。

スポンサー収入は、タイトルスポンサー契約を締結し、スポンサーであることを表記することができる権利等を契約期間にわたり提供しており、時の経過に応じて収益を計上しております。

一時点で移転される財

一時点で移転される財には、売買契約に基づく商品及び製品の販売による収益、及びファイナンス・リースに係る収益が含まれております。

商品及び製品の販売については、主として顧客が検収した時点で履行義務を充足したと判断しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払を受けております。取引価格について、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、当社製品（HAL®等）に関する利用権の貸手となる場合、当該取引はファイナンス・リースに分類されております。ファイナンス・リースに係る収益は、製造業者又は販売業者の貸手として物品販売と同様に会計処理しており、顧客が検収した時点で履行義務が充足したと判断し、その収益は一時点で認識しております。

一時点で移転されるサービス

一時点で移転されるサービスには、主として当社グループが運営する治療センター及びロボケアセンターでのエンドユーザー（患者等）向けのサイバニクス治療及びトレーニングサービスの提供による収益が含まれております。その他に、受託開発業務の提供による収益も含まれております。

サイバニクス治療及びトレーニングサービスの提供による履行義務は、トレーニングサービス等の提供が完了した時点で充足したと判断しております。受託開発業務の提供による履行義務は、顧客が検収した時点で充足したと判断しております。

(2) 契約残高の変動

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

	顧客との契約から生じた債権 売掛金	契約負債 前受金
	百万円	百万円
2023年4月1日	530	346
2024年3月31日	663	280
2025年3月31日	622	274

(注) 前受金の期首残高のうち認識した収益の金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ161百万円及び174百万円です。また、前連結会計年度及び当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

物品の販売に付随して発生する保守契約に関する売上収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
1年以内	29	41
1年超5年以内	27	46
合計	55	87

26. 販売費及び一般管理費

その他の販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
人件費	1,219	1,086
租税公課	65	67
支払手数料	439	405
減価償却費	365	305
広告宣伝費	217	62
その他	946	880
合計	3,251	2,804

連結損益計算書の「売上原価」「研究開発費」及び「その他の販売費及び一般管理費」に含まれる、人件費の合計金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ1,735百万円及び1,576百万円です。

27. その他の収益及び費用

その他の収益の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
助成金	1	—
受託研究収入	222	603
為替差益	75	35
その他	126	127
合計	424	765

(注) 受託研究収入は主として、研究開発に係る政府補助金が含まれております。

その他の費用の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
減損損失	660	175
雑損失	41	6
その他	5	14
合計	707	195

28. 金融収益

金融収益の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
受取利息：		
償却原価で測定する金融資産	25	45
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	363	489
為替差益	155	5
合計	543	539

29. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び純損益への組替調整額、並びに税効果の影響（非支配持分を含む）は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
当期発生額	△90	68
税効果額	31	—
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	△59	68
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	231	29
組替調整額	—	—
税効果調整前	231	29
税効果額	—	—
在外営業活動体の換算差額	231	29
その他の包括利益合計	172	97

30. 1株当たり利益

(1) 基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期損失 (△) (百万円)	△1,476	△577
親会社の普通株主に帰属しない当期利益 (百万円)	—	—
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する 当期損失 (△) (百万円)	△1,476	△577
普通株式及び普通株式と同等の株式の加重平均株式数 (株)	211,131,236	211,131,120
基本的1株当たり当期損失 (△) (円)	△6.99	△2.73

(2) 希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する 当期損失 (△) (百万円)	△1,476	△577
当期利益調整額 (百万円)	—	—
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する 当期損失 (△) (百万円)	△1,476	△577
普通株式及び普通株式と同等の株式の加重平均株式数 (株)	211,131,236	211,131,120
調整 (注)	—	—
希薄化後の普通株式及び普通株式と同等の株式の 加重平均株式数 (株)	211,131,236	211,131,120
希薄化後1株当たり当期損失 (△) (円)	△6.99	△2.73

(注) 希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり当期利益の算定に含めなかった潜在株式の概要

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	株	株
CYBERDYNE株式会社 2015年第1回ストックオプション	(普通株式) 7,800	(普通株式) 7,800
CYBERDYNE株式会社 2016年第1回無償ストックオプション	(普通株式) 4,600	(普通株式) 4,600
CYBERDYNE株式会社 2017年第1回無償ストックオプション	(普通株式) 10,500	(普通株式) 10,500

31. キャッシュ・フロー情報

財務活動から生じる負債の主な変動は以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	2023年 4月1日	キャッシュ・フロー を伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動				2024年 3月31日
			連結範囲の 変動	為替変動	新規リース	その他	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
短期借入金	73	△0	—	7	—	△1	80
長期借入金 (注)	36	△10	—	—	—	—	26
リース負債	559	△174	—	36	100	5	526
CEJファンドにおけ る外部投資家持分	4,792	680	—	—	—	261	5,733
合計	5,461	496	—	43	100	265	6,365

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	2024年 4月1日	キャッシュ・フロー を伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動				2025年 3月31日
			連結範囲の 変動	為替変動	新規リース	その他	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
短期借入金	80	4	△64	△3	—	—	16
長期借入金 (注)	26	△5	—	—	—	—	22
リース負債	526	△161	—	△3	—	36	397
CEJファンドにおけ る外部投資家持分	5,733	—	—	—	—	△568	5,165
合計	6,365	△162	△64	△6	—	△533	5,600

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

32. 株式に基づく報酬

(1) 株式に基づく報酬制度の内容

当社は、株式に基づく報酬として、持分決済型の株式報酬制度（ストック・オプション制度）及び譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。

ストック・オプションは、企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により、社外協力者に対して付与されています。行使期間は割当契約に定められており、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効いたします。

譲渡制限付株式報酬制度は、企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役会決議により、当社従業員に対して付与されています。

当社が発行しているストック・オプションの内容は以下のとおりです。

	付与数 (株)	付与対象者の区 分及び人数	付与日	行使期限	権利確定条件
CYBERDYNE株式会社 2015年第1回 ストックオプション (注) 1	普通株式 7,800株	社外協力者1名	2015年 8月12日	2025年 7月28日	権利確定条件は 付されていません。 (注) 2
CYBERDYNE株式会社 2016年第1回 無償ストックオプション	普通株式 4,600株	社外協力者1名	2016年 6月8日	2026年 5月24日	権利確定条件は 付されていません。 (注) 2
CYBERDYNE株式会社 2017年第1回 無償ストックオプション	普通株式 10,500株	社外協力者1名	2017年 8月8日	2027年 7月25日	権利確定条件は 付されていません。 (注) 2

(注) 1 本新株予約権は、2016年4月1日（移行日）より以前に権利確定しており、IFRS第2号「株式報酬に基づく報酬」を適用していません。

2 本新株予約権は、権利確定条件が付されていないため、付与時に一括費用処理しております。

(2) スtock・オプションの数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	株式数	加重平均行使価格	株式数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首未行使残高	22,900	2,050	22,900	2,050
付与	—	—	—	—
行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
満期消滅	—	—	—	—
期末未行使残高	22,900	2,050	22,900	2,050
期末行使可能残高	22,900	2,050	22,900	22,900

- (注) 1 期末時点で未行使のストック・オプションの行使価格は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ1,788円～3,060円及び1,788円～3,060円です。
- 2 期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ3年及び2年です。

(3) 期中に付与されたストック・オプションの公正価値及び仮定

期中に付与されたストック・オプションの加重平均公正価値は、以下の前提に基づき、ブラック・ショールズ・モデルを用いて評価しております。

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(4) 譲渡制限付株式報酬制度

当社グループは、当社の従業員に対して、権利確定時まで譲渡制限のある株式により報酬を付与する譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、持分決済型として会計処理しています。本制度は、勤務条件の要件を満たすことにより、譲渡可能になります。権利確定期間は、原則5年にわたります。

当該株式の公正価値の評価に際して、観察可能な市場価格を基礎として測定しております。

33. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、研究開発型企業として革新的製品の研究開発や臨床・実証研究及び各種認証取得を推進し、その製品の上市やサービス展開によって収益を確保することにより持続的な成長を実現し、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループは資本のうち、親会社の所有者に帰属する持分を自己資本として扱っております。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・市場リスク等）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については金融機関等からの借入及び社債発行により行っております。

また、デリバティブ取引については投機的な取引を行わない方針です。

① 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクです。

a. 営業債権及びその他の債権

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループでは、新規取引発生時に顧客の信用状況について社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底しており、また与信管理規程に従い、取引先毎に期日管理及び残高管理を行うとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の低減を図っております。

未収入金については、取引先の信用リスクに晒されておりますが、そのほとんどは短期間で決済されております。

b. 短期投資

現金及び現金同等物、及びその他の金融資産に含まれている短期投資は、安全性及び流動性の高い金融商品です。

連結財政状態計算書に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。なお、特定の取引先について、重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

当社グループでは、主に営業債権などの償却原価で測定する金融資産について、回収可能性や信用リスクの著しい増加などを考慮のうえ、将来の予想信用損失を測定し、貸倒引当金を計上しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断にあたっては、取引先の経営成績の悪化、期日経過情報などを考慮しております。

当社グループにとって特に重要な金融資産である売掛金における貸倒引当金は、全期間の予想信用損失を集散的に測定しておりますが、期待将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象などが発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・債権の回収不能や、再三の督促に対しての回収遅延
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

また、当社グループが売掛金の全体又は一部を回収するという合理的な期待を有していない場合には、社内での審議・承認のプロセスを踏み、帳簿価額を直接減額しております。

なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。また、当社グループの顧客は、信用力の高い企業であることから、信用リスクは限定的であることも踏まえ、期日が経過している債権をほとんど有しておらず、売掛金の減損及び貸倒引当金への影響は軽微です。

当社グループは、重大な金融要素を含んでいない営業債権に対し、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を設定しております。

なお、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定している営業債権の帳簿価額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ697百万円及び818百万円です。

貸倒引当金の増減は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	4	23
期中増加額	23	18
期中減少額（目的使用）	—	—
期中減少額（戻入れ）	△4	△23
その他の増減	—	—
期末残高	23	18

② 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

当社は、コーポレート部門が資金繰計画を適宜更新するとともに、手許流動性を一定額に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債の期日別残高は以下のとおりです。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	帳簿価額	契約上の金額	1年以内	1年超
	百万円	百万円	百万円	百万円
非デリバティブ金融負債				
営業債務及びその他の債務	606	606	606	—
社債及び借入金	106	106	84	22
リース負債	526	526	160	366
CEJファンドにおける 外部投資家持分	5,733	(注) 5,733	—	5,733
合計	6,970	6,970	850	6,120

(注) 2024年3月31日において、同ファンドを清算したと仮定した場合の外部投資家に帰属する持分の金額です。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	帳簿価額	契約上の金額	1年以内	1年超
	百万円	百万円	百万円	百万円
非デリバティブ金融負債				
営業債務及びその他の債務	533	533	533	—
社債及び借入金	38	38	22	15
リース負債	397	397	146	251
CEJファンドにおける 外部投資家持分	5,165	(注) 5,165	—	5,165
合計	6,132	6,132	701	5,431

(注) 2025年3月31日において、同ファンドを清算したと仮定した場合の外部投資家に帰属する持分の金額です。

コミットメントラインの総額及び借入実行残高は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	百万円	百万円
コミットメントライン総額	800	800
借入実行残高	—	—
差引額	800	800

③ 為替リスク管理

当社グループは、海外で事業活動を展開していることから、機能通貨以外の通貨で実施する取引から発生する為替変動リスクに晒されております。

なお、為替相場の変動が当社グループの損益に与える影響は軽微であるため、記載を省略しております。

また、当社グループの在外営業活動体の財務諸表の換算に伴い、その他の包括利益が変動しますが、その影響は当社グループにとって重要なものではないと考えております。

(3) 金融商品の公正価値

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

当社グループの主な金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産（流動）、営業債務及びその他の債務）

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産（流動）、営業債務及びその他の債務については、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（その他の金融資産（非流動））

上場株式の公正価値については、公表市場価格で測定しています。

非上場株式等の公正価値については、直近の取引価格を用いる方法、類似企業比較法、直近の入手可能な情報に基づく純資産に対する持分に基づく方法、将来キャッシュ・フローの割引現在価値に基づく方法等のうち、最適な評価技法を用いて算定しております。

敷金・保証金については、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

（CEJファンドにおける外部投資家持分）

CEJファンドにおける外部投資家持分については、当該帳簿価額を各四半期末で同ファンドを清算したと仮定した場合の外部投資家に帰属する持分の金額としており、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。なお、当該金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項に関する情報は下記の表には含めておりません。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
償却原価で測定する金融資産				
敷金・保証金	89	92	89	90
合計	89	92	89	90

(注) 1 敷金・保証金の公正価値はレベル2に分類しております。

2 各報告年度において、レベル1、レベル2及びレベル3の間における振替は行われておりません。

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりです。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産	13,553	134	—	13,419	13,553
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産	1,154	174	—	980	1,154
合計	14,707	308	—	14,400	14,707

当連結会計年度（2025年3月31日）

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産	13,863	29	—	13,834	13,863
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産	1,164	175	—	990	1,164
合計	15,027	204	—	14,823	15,027

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。前連結会計年度及び当連結会計年度において、公正価値レベル1、レベル2及びレベル3の間の重要な振替は行われていません。

④ 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、コーポレート部門責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果はコーポレート部門責任者によりレビューされ、承認されております。

⑤ レベル3に分類された金融商品に関する定量的情報

レベル3に分類される金融商品に係る公正価値の測定は、関連するグループ会計方針に基づいた評価方針及び手続きに従って、報告末ごとに入手可能な直前の数値を用いて測定し、公正価値の変動の根拠と併せて上位者に報告がなされ、必要に応じて経営者にも報告がなされております。公正価値を測定するに際しては、インプットを合理的に見積り、資産の性質等から判断して最も適切な評価モデルを決定しており、その決定にあたり適切な社内承認プロセスを踏むことで公正価値評価の妥当性を確保しております。

⑥ レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の当期首から当期末までの変動は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	12,986	14,400
利得及び損失合計		
純損益 (注) 1	1,378	△491
その他の包括利益 (注) 2	47	△1
購入	455	915
売却	△465	—
その他	—	△0
期末残高	14,400	14,823

報告期間末に保有している資産について

純損益に計上された	1,157	△491
当期の未実現損益の変動 (注) 1		

- (注) 1 連結損益計算書の「金融収益」、「CEJファンドに係る損益」及び「金融費用」に含まれております。
- 2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれております。

34. CEJファンド関連

CEJファンドに係る損益の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
CEJファンドに係る損益		
CEJファンド損益		
投資による未実現評価損益	1,483	△644
管理費用等	△106	△69
小計	1,376	△713
外部投資家持分への振替額	△581	541
合計	796	△172

CEJファンドにおける外部投資家持分の増減は以下のとおりです。

	外部投資家持分
	百万円
2023年4月1日	4,792
外部投資家からの払込による収入	680
外部投資家持分の増減額	581
外部投資家に対する分配・償還額	△320
2024年3月31日	5,733
外部投資家からの払込による収入	—
外部投資家持分の増減額	△541
外部投資家に対する分配・償還額	△27
2025年3月31日	5,165

35. 関連当事者

(1) 主要な子会社及び関連会社等

主要な子会社及び関連会社等は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりです。

関連当事者との取引及び債権債務の残高について、重要性がないため記載を省略しております。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

当社グループの主要な経営幹部に対する報酬は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	百万円	百万円
基本報酬：		
取締役（社外取締役を除く）	42	54
社外役員	8	9
合計	50	63

36. 後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上収益（百万円）	2,143	4,384
税引前中間損失又は 税引前損失（△）（百万円）	△215	△879
親会社の所有者に帰属する中 間（当期）損失（△）（百万 円）	△305	△577
基本的1株当たり中間（当 期）損失（△）（円）	△1.45	△2.73

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,465	5,967
売掛金	※2 417	※2 631
有価証券	11,500	7,984
商品及び製品	254	262
仕掛品	27	22
原材料	663	628
未収入金	※2 81	※2 288
その他	※2 112	※2 120
貸倒引当金	△73	△17
流動資産合計	16,446	15,884
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 2,488	※1 2,463
構築物	59	54
機械及び装置	※1 1	※1 0
車両運搬具	2	3
工具、器具及び備品	※1 216	※1 232
賃貸用資産	357	352
土地	※1 9,872	※1 9,872
建設仮勘定	467	465
有形固定資産合計	13,462	13,443
無形固定資産		
ソフトウェア	※1 10	※1 14
その他	5	4
無形固定資産合計	15	18
投資その他の資産		
関係会社社債	53	53
投資有価証券	3,762	3,910
関係会社株式	2,477	2,492
関係会社出資金	2,149	1,995
長期前払費用	39	32
その他	※2 1,522	※2 1,478
貸倒引当金	△211	△211
投資その他の資産合計	9,793	9,749
固定資産合計	23,270	23,209
資産合計	39,717	39,094

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	35	99
未払金	※2 234	※2 249
未払費用	19	14
前受収益	74	76
未払法人税等	5	5
その他	※2 324	※2 294
流動負債合計	691	737
固定負債		
繰延税金負債	38	74
資産除去債務	84	183
その他	30	43
固定負債合計	152	300
負債合計	842	1,036
純資産の部		
株主資本		
資本金	10	10
資本剰余金		
資本準備金	26,714	26,714
その他資本剰余金	16,413	16,413
資本剰余金合計	43,128	43,128
利益剰余金		
利益準備金	0	0
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△3,159	△3,986
利益剰余金合計	△3,159	△3,986
自己株式	△1,188	△1,188
株主資本合計	38,790	37,964
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	65	75
評価・換算差額等合計	65	75
新株予約権	19	19
純資産合計	38,874	38,058
負債純資産合計	39,717	39,094

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	※2 1,835	※2 2,088
売上原価	※2 538	※2 678
売上総利益	1,297	1,410
販売費及び一般管理費	※1, ※2 2,351	※1, ※2 2,583
営業損失(△)	△1,055	△1,173
営業外収益		
受取利息	※2 62	※2 100
収益分配金	141	12
助成金収入	33	11
受託研究事業収入	222	603
業務受託料	※2 106	※2 93
その他	※2 317	※2 25
営業外収益合計	880	843
営業外費用		
出資金運用損	93	150
その他	2	24
営業外費用合計	95	174
経常損失(△)	△269	△504
特別利益		
投資有価証券売却益	107	192
その他	—	4
特別利益合計	107	195
特別損失		
投資有価証券評価損	393	69
関係会社株式評価損	751	—
関係会社株式売却損	—	414
関係会社貸倒引当金繰入額	120	—
特別損失合計	1,265	482
税引前当期純損失(△)	△1,427	△791
法人税、住民税及び事業税	5	5
法人税等調整額	△1	31
法人税等合計	4	36
当期純損失(△)	△1,431	△827

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 1	251	67.0	330	77.1
II 労務費		73	19.5	49	11.6
III 経費		51	13.5	48	11.3
当期総製造費用		374	100.0	427	100.0
仕掛品期首棚卸高	※ 2	23		31	
合計		398		458	
仕掛品期末棚卸高		31		25	
他勘定振替高		233		299	
当期製品製造原価		135		133	

原価計算の方法は、個別原価計算による標準原価計算を採用しております。原価差額は期末において製品、仕掛品、売上原価及び固定資産等に配賦しております。

(注) ※ 1 主な内訳は、次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
通信費	12	13
減価償却費	7	7
保管料	6	6
旅費交通費	5	4
外注加工費	3	3

※ 2 他勘定振替高の内容は、次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
有形固定資産	115	188
その他	118	112
計	233	299

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	10	26,714	16,413	43,128	0	△1,728	△1,728	△1,188
当期変動額								
当期純損失（△）	—	—	—	—	—	△1,431	△1,431	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△1,431	△1,431	△0
当期末残高	10	26,714	16,413	43,128	0	△3,159	△3,159	△1,188

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	40,222	195	195	19	40,435
当期変動額					
当期純損失（△）	△1,431	—	—	—	△1,431
自己株式の取得	△0	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△130	△130	—	△130
当期変動額合計	△1,431	△130	△130	—	△1,561
当期末残高	38,790	65	65	19	38,874

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	10	26,714	16,413	43,128	0	△3,159	△3,159	△1,188
当期変動額								
当期純損失（△）	－	－	－	－	－	△827	△827	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△827	△827	△0
当期末残高	10	26,714	16,413	43,128	0	△3,986	△3,986	△1,188

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	38,790	65	65	19	38,874
当期変動額					
当期純損失（△）	△827	－	－	－	△827
自己株式の取得	△0	－	－	－	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	10	10	－	10
当期変動額合計	△827	10	10	－	△816
当期末残高	37,964	75	75	19	38,058

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

関係会社株式及び関係会社出資金……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品……………個別法による原価法

原材料、商品……………移動平均法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

なお、収益性の低下した棚卸資産については、簿価を切下げております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、賃貸用資産及び工具、器具及び備品の一部については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年～50年

構築物 10年～20年

機械及び装置 5年～7年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～20年

賃貸用資産 5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

ソフトウェア 5年

特許権 8年

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

4 収益及び費用の計上基準

当社では、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

詳細は、「収益認識関係」を参照ください。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した本社グループの金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	4,396	4,482
無形固定資産	15	18

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

上記(1)の本社グループ（本社、生産施設及び研究開発施設）に属する各資産を含む固定資産については、各事業年度の末日現在に、資産又は資産グループに減損の兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、当該資産又は資産グループについて減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。

当社の営業損益は継続してマイナスとなっているため、上記(1)の本社グループの各資産について減損の兆候を識別しており、減損損失を認識するかどうかを判定するために、経営者によって承認された事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積もっております。また、割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りの基礎とした事業計画は、主として医療機器承認及び保険収載の時期や確度、導入施設数及び販売単価の予測等の重要な仮定が用いられております。

これらの予測は、高い不確実性を伴い、割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月 28日）等を当事業年度の期首から適用しています。

当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1 圧縮記帳額

国庫補助金等により取得価額から控除している圧縮記帳額は以下のとおりです。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	631百万円	631百万円
機械及び装置	145	145
工具、器具及び備品	211	211
土地	96	96
ソフトウェア	6	5

※2 関係会社に対する金銭債権又は債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は次のとおりです。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	208百万円	270百万円
長期金銭債権	1,443	1,199
短期金銭債務	30	127

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入未実行残高等は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額	800百万円	800百万円
借入実行残高	—	—
差引額	800百万円	800百万円

(損益計算書関係)

※1 その他の販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給与手当	316百万円	342百万円
減価償却費	122	134
研究開発費	801	981
租税公課	130	137
おおよその割合		
販売費	21.1 %	22.2 %
一般管理費	78.9	77.8

※2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	54百万円	59百万円
その他の営業取引高	180	329
営業取引以外による取引高	287	153

(有価証券関係)

前事業年度 (2024年3月31日)

関係会社株式及び関係会社出資金 (貸借対照表計上額 関係会社株式2,477百万円及び関係会社出資金2,149百万円) は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度 (2025年3月31日)

関係会社株式及び関係会社出資金 (貸借対照表計上額 関係会社株式2,492百万円及び関係会社出資金1,995百万円) は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,827百万円	2,044百万円
研究開発費	92	101
棚卸資産評価損	42	43
一括償却資産損金算入限度超過額	3	2
減損損失累計額	0	0
減価償却限度超過額	235	249
資産除去債務	29	64
投資有価証券評価損	172	62
関係会社株式・出資金評価損	368	377
貸倒引当金	96	76
未払事業所税	1	1
その他	42	47
繰延税金資産小計	2,906	3,067
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,827	△2,044
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,079	△1,023
評価性引当額小計	△2,906	△3,067
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	4	36
その他有価証券評価差額金	34	39
繰延税金負債合計	38	74
繰延税金負債の純額	38	74

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度（2024年3月31日）

税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

当事業年度（2025年3月31日）

税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.3%から35.1%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

(収益認識関係)

収益を理解するための基礎となる情報

一定の期間にわたり移転されるサービス

一定の期間にわたり移転されるサービスには、個別レンタル契約に基づくレンタル料収入及び、財の利用権の貸手となる場合のファイナンス・リースに係る収益に関連する保守契約に基づく保守売上が含まれております。

レンタル料収入は、顧客が対象製品を検収後、レンタル期間にわたり、使用量に応じた従量料金を各月の収益として認識する、又は、リース期間にわたって定額法により各月の収益として認識しております。

保守売上については、履行義務が契約期間にわたり時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、期間均等額で収益を計上しております。

一時点で移転される財

一時点で移転される財には、売買契約に基づく商品及び製品の販売による収益、及びファイナンス・リースに係る収益が含まれております。

商品及び製品の販売については、主として顧客が検収した時点で履行義務を充足したと判断しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払を受けております。取引価格について、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、当社製品（HAL®等）に関する利用権の貸手となる場合、当該取引はファイナンス・リースに分類されております。ファイナンス・リースに係る収益は、製造業者又は販売業者の貸手として物品販売と同様に会計処理しており、顧客が検収した時点で履行義務が充足したと判断し、その収益は一時点で認識しております。

一時点で移転されるサービス

一時点で移転されるサービスには、主として当社グループが運営する治療センター及びロボケアセンターでのエンドユーザー（患者等）向けのサイバニクス治療及びトレーニングサービスの提供による収益が含まれております。

サイバニクス治療及びトレーニングサービスの提供による履行義務は、トレーニングサービス等の提供が完了した時点で充足したと判断しております。

なお、収益の計上基準については、（重要な会計方針）「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	3,907	116	—	4,022	1,559	140	2,463
構築物	119	—	—	119	65	5	54
機械及び装置	230	—	—	230	230	0	0
車両運搬具	37	3	—	40	36	2	3
工具、器具及び備品	1,622	170	11	1,781	1,548	98	232
賃貸用資産	1,436	168	85	1,520	1,168	145	352
土地	9,872	—	—	9,872	—	—	9,872
建設仮勘定	467	1	4	465	—	—	465
有形固定資産計	17,689	458	100	18,048	4,605	390	13,443
無形固定資産							
特許権	4	—	—	4	4	—	—
ソフトウェア	43	9	6	45	31	5	14
その他	7	1	1	6	2	0	4
無形固定資産計	53	9	7	54	37	5	18

(注) 1. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」には減損損失累計額が含まれています。

2. 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	284	15	71	228

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株 B種類株式 10株
単元未満株式（注）の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	— — — —
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.cyberdyne.jp/
株主に対する特典	—

（注） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第20期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月24日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月24日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第21期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2024年6月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月24日

CYBERDYNE株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷大二郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺田大輝

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているCYBERDYNE株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準に準拠して、CYBERDYNE株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

本社グループに属する有形固定資産等の減損テスト	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は「テクノロジーサポート社会」の実現と「サイバニクス産業」の創出に向けて、サイバニクス技術を用いた製品・サービスの研究開発、製造、販売に関する事業を展開している。連結財務諸表注記13. に記載のとおり、オペレーティング・リース資産353百万円、有形固定資産4,200百万円、使用権資産96百万円及び無形資産18百万円は本社グループ（本社、生産施設及び研究開発施設）に属し、これらの合計金額は資産合計の9.6%を占めている。 会社は研究開発活動を重点的に推進してきたことから、多額の研究開発費が先行して計上され、営業損益が継続してマイナスとなっている。このため、会社は本社グループに属する資産について減損の兆候を識別しており、減損テストを実施するにあたり、回収可能価額を使用価値により測定している。使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された事業計画を基礎とし、事業計画が対象とする期間後は、将来の不確実性を考慮した成長率を用いて見積もっている。 将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、主として医療機器承認及び保険収載の時期や確度、導入施設数及び販売単価の予測等である。これらの予測は経営者の判断が必要であり高い不確実性を伴うことから、使用価値の見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。 以上のとおり、将来キャッシュ・フローの見積りにおいて経営者の判断が必要であり、不確実性を伴うため、当監査法人は当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、本社グループに属する有形固定資産等の減損テストを検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 有形固定資産等の減損テストにかかる内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。なお、評価にあたっては、将来キャッシュ・フローの見積り（その基礎となる事業計画を含む。）に関する内部統制に焦点を当てた。 (2) 使用価値の見積りの合理性の評価 ・将来キャッシュ・フローについては、その基礎となる経営者によって承認された事業計画との整合性を検証した。 ・経営者が実施する見積りプロセスの有効性を検討するために、前年度の見積りの遡及的な検討を実施した。 ・将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる主要なインプットである医療機器承認及び保険収載の時期や確度、導入施設数及び販売単価の予測等の重要な仮定について、経営者と議論するとともに、利用可能な外部データ及び過去実績等との整合性を検討した。 ・使用価値について、将来キャッシュ・フローに一定の不確実性を織り込んだ監査人の見積額を設定し、減損テストの結果に与える影響を検討した。 ・当監査法人の評価専門家を関与させ、使用価値の算定における評価方法の適切性、割引率の計算手法及び決定された割引率の水準の合理性について検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、CYBERDYNE株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、CYBERDYNE株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月24日

CYBERDYNE株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷大二郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺田大輝

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているCYBERDYNE株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CYBERDYNE株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

本社グループに属する有形固定資産等の減損損失の認識判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は「テクノロジーサポート社会」の実現と「サイバニクス産業」の創出に向けて、サイバニクス技術を用いた製品・サービスの研究開発、製造、販売に関する事業を展開している。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、有形固定資産4,482百万円及び無形固定資産18百万円は本社グループ（本社、生産施設及び研究開発施設）に属し、これらの合計金額は総資産の11.5%を占めている。 会社は研究開発活動を重点的に推進してきたことから、多額の研究開発費が先行して計上され、営業損益が継続してマイナスとなっている。このため、会社は本社グループに属する資産について減損の兆候を識別しており、固定資産に係る減損損失を認識するかどうかを判定するために、経営者によって承認された事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積もっている。 割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りにおける重要な仮定は、主として医療機器承認及び保険収載の時期や確度、導入施設数及び販売単価の予測等である。これらの予測は経営者の判断が必要であり高い不確実性を伴うことから、割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。 以上のとおり、割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りにおいて経営者の判断が必要であり、不確実性を伴うため、当監査法人は当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、本社グループに属する固定資産に係る減損損失の認識の判定を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 減損損失の認識の判定にかかる内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。なお、評価にあたっては、割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積り（その基礎となる事業計画を含む。）に関する内部統制に焦点を当てた。 (2) 割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りの合理性の評価 - 割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについては、その基礎となる経営者によって承認された事業計画との整合性を検証した。 - 経営者が実施する見積りプロセスの有効性を検討するために、前年度の見積りの遡及的な検討を実施した。 - 割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りに含まれる重要な仮定である医療機器承認及び保険収載の時期や確度、導入施設数及び販売単価の予測等の重要な仮定について、経営者と議論するとともに、利用可能な外部データ及び過去実績等との整合性を検討した。 - 割引前将来キャッシュ・フローの総額について、一定の不確実性を織り込んだ監査人の見積額を設定し、減損損失の認識の判定に与える影響を検討した。 - 当監査法人の評価専門家を関与させ、割引前将来キャッシュ・フローの総額の算定方法の適切性について検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月24日
【会社名】	CYBERDYNE株式会社
【英訳名】	CYBERDYNE, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山海 嘉之
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役COO 本田 信司
【本店の所在の場所】	茨城県つくば市学園南二丁目2番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長山海嘉之及び取締役ＣＯＯ本田信司は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社(以下、「当社グループ」という)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況进行评估することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、その他の連結子会社及び持分法適用会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループはロボット関連事業を営んでおり、事業の核となる製品レンタル及び治療サービス等の規模を示す重要な指標として、売上収益が適切であると判断いたしました。全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、各事業拠点の売上収益の金額が高い拠点から合算していき、売上収益のおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しております。選定した重要な事業拠点においては、製品レンタル及び治療サービス等を通じた収益の計上を行っていることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上収益、営業債権及び棚卸資産を選定し、当該勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（固定資産減損プロセス及び投資有価証券評価プロセス等）やリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセス（受託研究収入プロセス等）について、財務報告への影響を勘案して当該業務プロセスに係る勘定科目の重要性が高い事業拠点において評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、基準日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月24日
【会社名】	CYBERDYNE株式会社
【英訳名】	CYBERDYNE, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山海 嘉之
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役COO 本田 信司
【本店の所在の場所】	茨城県つくば市学園南二丁目2番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長である山海嘉之及び当社取締役ＣＯＯ本田信司は、当社の第21期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認にあたり、特記すべき事項はありません。